業務概況

平成30年度

福島県県南保健福祉事務所

はじめに

少子高齢社会の急速な進行、慢性疾患の増加などによる疾病構造の変化、保健・福祉サービスに対する住民ニーズの高度化、多様化などにより、保健・医療・福祉を取巻く状況は著しく変化しています。さらに、本県においては、東日本大震災及び原子力災害の影響による生活習慣の変化等により、県民の健康指標の悪化が懸念されており、県民の健康や安心・安全に関する関心は一層高まっています。

県南保健福祉事務所では、本県の保健・医療・福祉施策の方向性を示す「福島県保健医療福祉復興ビジョン」が平成25年3月に策定されたことに合わせ、平成25年度から平成32年度までを計画期間とした「県南地域保健医療福祉推進計画」を策定し、これら計画に基づき、住民の方々が健康で安心して暮らせるよう、管内市町村、被災市町村を始め関係機関団体と連携し、地域の特性を踏まえた施策を重点的に実施しているところです。

本書は、当事務所の平成29年度事業実績及び平成30年度事業計画等を中心に、県南 地域における保健・医療・福祉の現状、課題及び施策等について取りまとめたものです。

県南地域の保健・医療・福祉に関する参考資料として、多くの方々に御利用いただきますとともに、当事務所が実施する事業等に対し、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成30年 6月

福島県県南保健福祉事務所長 河 原 啓 二

																																頁	
第	1	章		概沂	,																												
	Ι		県	南地	域	の‡	野沪																										
	•			域の			<i>,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,																									1	
	Π		-	南保		福祉	止事	務	听 σ)概	況																						
		1		沿革			····		• • • •	• • • •		• • •	• • •	• •	• • •	•••	•••	•••	• • •		• • • •	• • •	• • •	• • • •	• • • •	• • •	• • •	• • • • •	• • • •	• • • • •	••••	3	
		2		組織			_			• • • •	· • • •	•••	• • •	• •	•••	• • •	• • •	•••	• • •		• • • •	•••	•••	••••	• • • •	• • •	•••	• • • • •	• • • •	• • • • •	• • • • •	4	
		3		職員	[(/)	四七正	重状	况		••••	· • • • •	•••	• • •	••	•••	• • • •	•••	•••	• • •			•••	•••	• • • •		•••	•••	• • • • •			••••	5	
	Ш		人	口動	態																												
		1		人口		態	り推	移						٠.																		6	
		2		県南	j地	域(り死	因(の推	主移				٠.	• • •			•••						• • • •			• • •				• • • • •	9	
		3		市町	村	別相	票準	化	死亡	1比	(5	S N	VI	IF	?)																• • • • •	10	
		4		死亡													• • •														••••	12	
		5																								• • •	• • •		• • • •	• • • • •	• • • • •	14	
		6		病類																													
				県南	•	県	• 玉	比	胶	•		• • •	• •	• •	• • •	• • •	• • •	•••	• • •			• • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • •	• • • • •		• • • • •	• • • • •	15	
第	2	*		平成	÷ 0	ο <i>έ</i>	F 庄	車:	₩ =.	上面																							
わ	_	부		一沙	, 3	0 1	十戊	7 2	木市																								
	Ι		平	成3	0	年月	医県	南	保促	建福	祉⋾	事系	答	洰	斤の	り	基え	トブ	金	∤及	とび	重	点	施	策							17	
											-														•								
	Π		平	成3	0	年月	主主	要:	事業	き計	画			• •	• • •		• • •	• • •	• • •				• • •	• • • •			• • •	• • • •			••••	21	
	_	**						— .	ملاد ك	- 4+																							
第	3	草		平成	, 2	9 1	丰塻	争	美夫	き積																							
	<u>17</u>	БŮ	2	9年	度	卓 。	与保	健	福和	上事	終記	沂国	丰	当	坐 亿	太王	S.															31	
	'	150	_	0 7	15	/IV I	13 IN	IXE I	EE 1	L 7	יו נעני	/I -	•	_	~ r	т. Л	1															01	
	Ι		復	興へ	向	けり	こ保	健	· [3	₹療	• ∤	富礼	扯	0	の扌	隹讠	焦																
		I	_	1)		1	复興	~	句に	けた	小量	10	D	(英	建层	表行	舒耳	里文	力第	₹O)推	進	i	•	• • • •	• • •		• • • •	• • • •	• • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	· 35	
		I	_	2)		É	欠用	水	及て	が食	品等	等0	D	3	安全	全性	生化	り研	餡	2	•••		• • • •	••••	• • • •	• • •	• • • •	••••	• • • •	• • • • •	• • • • • •	• 36	
	_						- 1-1	_					,																				
	П			国に	.誇											<i>H</i>	<u>.</u> .	7 1	. 1		, , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	t 1.5	د م	. ,	10 6	~ T	<i>U->L</i>	<u>_</u>				0.7	
				1)	マ																	-									• • • • •	37	
				1) 1)																												37	
																																40 42	
				1)																												43	
				2)	_7		. ,		, .																							45 45	
				2)	_P.																											45 45	
				2)																												45	
				2)					-																							46	
				2)																												48	
				3)																												49	
		Π	_	4)		Ø	建全	な	食生	三活	をす	育も	to	1	こと	かり	D1	まず きゅうしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	T O)推	進	1					• • •					50	
		Π	_	5)		Į	或染	症	対第	きの	推过	隹			• • •			•••				• • •					•••	• • • •				52	

	感染症対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52 50
п — э) —1	結核対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
Ⅲ 地域医療の	D再生	
III-1)	医師、看護師等の確保と資質の向上	61
Ⅲ − 1) −7	地域医療体験研修事業	61
Ⅲ — 1) — ſ	保健医療福祉の人材確保	62
III - 2)	安全・安心な医療サービスの確保	62
Ⅲ − 2) −7	地域医療体制の整備	62
Ⅲ—2) -1	救急医療体制の整備	64
Ⅲ — 2) -ウ	難病対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
Ⅲ — 2) -エ	献血者の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
III - 3)	医薬品の有効性・安全性の確保	69
Ⅲ — 3) -7	医薬分業の適正な推進	69
Ⅲ — 3) -√	医薬品等の適切な使用、安全性の確保	70
Ⅳ 日本一安心	ひして子どもを産み育てられる環境づくり	
N-1	子育て支援サービスの充実	72
N-2	子どもの健全育成のための環境づくりの推進	73
N-3	子育て家庭の経済的支援	73
N-4	援助を必要とする子どもや家庭への支援	73
N-4) -7	障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実	73
N-4) -4	子どもの権利擁護の推進	76
N-4) -7	ひとり親家庭の支援	77
N-5	妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保 …	77
IV-6)	次代の親を育成するための環境づくりの推進	79
1 1 1 1	 	
	きいき暮らせる福祉社会の推進	
	人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進	79
V-2)	誰もが人と人とのつながりを感じることができる	
	地域づくりの推進 ····································	80
V - 3)	生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進 …	81
*	7.10.	81
	地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援	84
	障がい者の地域生活移行の促進	84
	1人権への配慮と医療の確保	
	— — — ·	
	3総合療育体制の推進	
	DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援	91
V-7)	生活支援の充実	91
VI 誰もが安全	♪で安心できる生活の確保	
	ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい	
,	まちづくりの推進	97
VI-2)	生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上	
	安全な水の安定的な供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

	VI-	- 5)		健康危	の安全性の 機管理体制 医療体制の	制の強化	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 	 	 	105
第 4	· 章	資料	抖編								
I	2	参照	照表 景表目 重参照	次 …							
所	在	Ξ	地								

第 1 章

概 況

I 県南地域の概況

地域の特性

(1) 地勢

県南地域は、福島県中通り地方の南部に位置し、栃木、茨城の両県に接し、白河市(平成17年11月7日、白河市、表郷村、東村、大信村が合併)、西白河郡及び東白川郡の1市4町4村からなり、その面積は1,233.07km と県土の8.9%を占めています。

東部に阿武隈山系、西部に奥羽山系、南部に八溝山系があり、地域のほぼ中央を北に流れる阿武隈川と、南東に流れる久慈川の各流域に沿って田園が広がり、清流と緑豊かな美しい源流の郷であります。

気候は、西白河地方は比較的冷涼で、降雨量が多いのに対し、東白川地方は温暖で積雪も 少ないのが特徴です。

東北自動車道、国道4号、東北新幹線、東北本線という東日本の大動脈上に位置し、さらに、あぶくま高原道路が平成23年3月に全線開通したことで東北自動車道の矢吹ICと磐越自動車道の小野ICが結ばれ、高速交通体系が一段と充実しました。

また、国道289号の甲子トンネルの開通で幹線交通網の整備が進みました。

(2) 人口

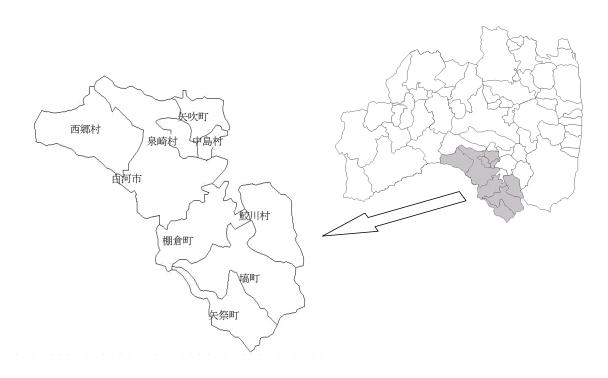
人口は、平成30年3月1日現在で141,033人と県全体1,874,232人の7.5%を占めています。年齢別では、年少人口比率が12.7%と県平均の11.8%より高く、また、老年人口比率は29.4%と県平均の30.5%より低くなっています。

人口の推移を平成30年3月1日現在と平成28年10月1日の比較でみると、県南地域の人口の減少率1.30%は県全体の減少率1.37%より低くなっています。

(3) 産業

産業は、白河市及び西白河郡では、電気、機械等の製造業を中心とした企業の立地や各種サービス産業の拡大により、第2次産業や第3次産業の占める割合が高くなっています。一方、東白川郡では、米、畜産、こんにゃく、久慈スギなどの特産物を中心とした農業や林業及び関連地場産業を基幹として発展してきましたが、今日では機械等の製造業が地域経済を牽引しています。

県南地域は、みちのくの玄関口として首都圏に隣接するという地理的優位性を有しており、 幹線交通網の整備伸展に伴い、新たな発展の可能性がいっそう高まっています。



管内市町村の概況 (平成30年3月1日)

		面積	世帯数	人口	人口密度	年齢	別人口構成比	(%)
	区分	田頂 (Km²)	(世帯)	(人)	人 (人/Km²)	年少人口	生産年齢人口	老年人口
		(KIII)	(四冊)		()\/\KIII)	0~14歳	15~64歳	65歳以上
白河市		305. 32	23, 067	60, 595	198.5	12.7	58.9	28.4
西	西郷村	192.06	7, 763	20, 420	106.3	13. 7	62.0	24.3
白白	泉崎村	35. 43	2, 131	6, 360	179. 5	12.8	57. 5	29.7
河	中島村	18. 92	1, 444	4, 938	261.0	13. 3	58. 4	28.3
郡	矢吹町	60.40	5, 918	17, 145	283.9	12.4	57. 1	30.5
/EI)	計	306.80	17, 256	48, 863	159.3	13. 1	59.3	27.6
東	棚倉町	159. 93	4, 756	13,852	86.6	13. 1	56. 5	30.4
白	矢祭町	118. 27	1,889	5,683	48.1	11. 3	51.5	37.2
	塙町	211.41	3, 019	8,756	41.4	11. 1	52. 7	36.2
郡	鮫川村	131.34	1,034	3, 284	25.0	11. 5	51.5	37.0
	計	620. 95	10,698	31, 575	50.8	12.0	54.0	33.9
	也域計	1, 233. 07	51,021	141,033	114.4	12.7	58.0	29.4
福島県	県	13, 783. 90	745, 568	1,874,232	136.0	11.8	57. 7	30.5

※注 調査期日は、「面積」がH29.10.1その他の項目がH30.3.1である。 (出典:全国都道府県市区町別村面積調、福島県の推計人口)

管内市町村の概況 (平成28年10月1日)

		-7:14 1	川, ##* 半人	I ==	1.日本由	年齢	別人口構成比	(%)
	区分	面積 (K㎡)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/K m²)	年少人口 0~14歳	生産年齢人口 15~64歳	老年人口 65歳以上
白河市	†	305. 32	23, 071	61, 431	201. 2	12.9	59. 9	27. 2
西	西郷村	192.06	7, 589	20, 351	106.0	14. 2	62.4	23. 4
白白	泉崎村	35. 43	2,087	6, 444	181.9	13.6	58. 1	28.3
河	中島村	18. 92	1, 415	4, 978	263. 1	13.4	59.4	27. 2
郡	矢吹町	60.40	5, 908	17, 342	287. 1	12.7	58.0	29. 4
/EI)	計	306.80	16, 999	49, 115	160.1	13.5	60.0	26. 5
東	棚倉町	159. 93	4, 719	14, 042	87.8	13.4	57. 1	29. 5
白	矢祭町	118. 27	1, 923	5, 859	49.5	11.5	52.6	35. 9
川	塙町	211.41	3, 023	8, 985	42.5	11.2	54. 1	34. 7
郡	鮫川村	131.34	1,057	3, 457	26.3	11. 7	52.8	35. 4
	計	620.95	10, 722	32, 343	52. 1	12.3	55.0	32. 7
	地域計	1, 233. 07	50, 792	142, 889	115. 9	13.0	58.8	28. 2
福島県		13, 783. 74	743, 574	1, 900, 253	137. 9	12.0	58.6	29. 5

(出典:全国都道府県市区町村別面積調、福島県の推計人口)

増減の状況(H30-H28)

1日 //火	ノ 4人 7元 (II 3	00 1120)						
		面積	世帯数	人口	人口密度	年齢	別人口構成比	(%)
	区分	四項 (Km²)	(世帯)	(人)	人口在及 (人/Km²)	年少人口	生産年齢人口	老年人口
		(K III)	(世帝)		()\/ KIII)	0~14歳	15~64歳	65歳以上
白河	市	0.00	\triangle 4	△ 836	\triangle 2.7	△0.2	△1.0	1. 2
西	西郷村	0.00	174	69	0.4	$\triangle 0.5$	△0.4	0.9
白	泉崎村	0.00	44	△ 84	△ 2.4	△0.8	△0.6	1.4
河	中島村	0.00	29	△ 40	△ 2.1	△0.1	△1.0	1. 1
郡	矢吹町	0.00	10	△ 197	△ 3.3	$\triangle 0.3$	△0.9	1. 1
/III)	計	0.00	257	△ 252	△ 0.8	$\triangle 0.4$	△0.7	1. 1
#	棚倉町	0.00	37	△ 190	\triangle 1.2	△0.3	$\triangle 0.6$	0.9
東白	矢祭町	0.00	△ 34	△ 176	△ 1.5	$\triangle 0.2$	△1.1	1. 3
Ш	塙町	0.00	\triangle 4	△ 229	△ 1.1	$\triangle 0.1$	$\triangle 1.4$	1. 5
郡	鮫川村	0.00	△ 23	△ 173	△ 1.3	△0.2	△1.3	1. 6
	計	0.00	△ 24	△ 768	△ 1.2	$\triangle 0.3$	△1.0	1. 2
	地域計	0.00	229	△ 1856	△ 1.5	$\triangle 0.3$	△0.8	1. 2
福島	県	0.16	1994	△ 26021	△ 1.9	$\triangle 0.2$	△0.9	1.0

Ⅱ 県南保健福祉事務所の概況

1 沿革

県では、保健と福祉の連携を強化し、より良い行政サービスを提供するため、平成14年4月1日に、従来の保健所と社会福祉事務所を統合し、県南保健福祉事務所として再編しました。現在、県南保健福祉事務所は、3部6課7チームと東白川福祉相談コーナーで組織されており、さらに、児童相談体制の充実・強化を図るため、県中児童相談所の白河相談室が事務所内に設置されております。なお、保健福祉事務所は、地域保健法による保健所を兼ねています。

○県南社会福祉事務所

- 昭和26年10月 東白川福祉事務所が東白川郡4町村を福祉地区として、また、西白河福祉事務所が西白河郡7町村を福祉地区として設置されました。
- 昭和44年 4月 行政機構改革に伴い従来の福祉地区が統合され、白河社会福祉事務所が設置 されるとともに、出張所として東白川福祉事務所が置かれました。
- 昭和48年 4月 機構改革により、東白川福祉事務所の生活保護現業員が白河社会福祉事務所 に配置替えされ、東白川福祉事務所は福祉相談を主たる業務とする事務所と なりました。
- 平成 6年 4月 機構改革により、事務所の名称が白河社会福祉事務所から県南社会福祉事務 所に変更されました。また、東白川福祉事務所は廃止され、東白川福祉相談 コーナーとなりました。

○県南保健所

(旧白河保健所)

- 昭和19年10月 白河市新蔵に元逓信省簡易保険相談所の施設の譲渡を受け、西白河郡一円を 所管区域として白河保健所が設置されました。
- 昭和30年8月 白河市字郭内127番地に新築移転しました。
- 昭和53年7月 庁舎改築着工に伴い、白河市中町郵便局舎に仮移転しました。
- 昭和54年7月 RC造3階建て庁舎が落成し、仮移転が解消されました。
- 平成9年3月 地域保健法の施行に伴う保健所の再編統合により廃止されました。

(旧棚倉保健所)

- 昭和20年 1月 棚倉町大字棚倉字北町甲146番地に東白川郡及び石川郡一円を所轄地区として棚倉保健所が設置されました。
- 昭和23年 5月 石川保健所の設置に伴い、所管区域が東白川郡棚倉町外10町村となりました。
- 昭和29年3月棚倉町北町甲149番地に新築移転しました。
- 昭和58年3月 棚倉町棚倉字城跡34番地1にRC造2階建て庁舎を新築、移転しました。
- 平成9年3月 地域保健法の施行に伴う保健所の再編統合により廃止されました。

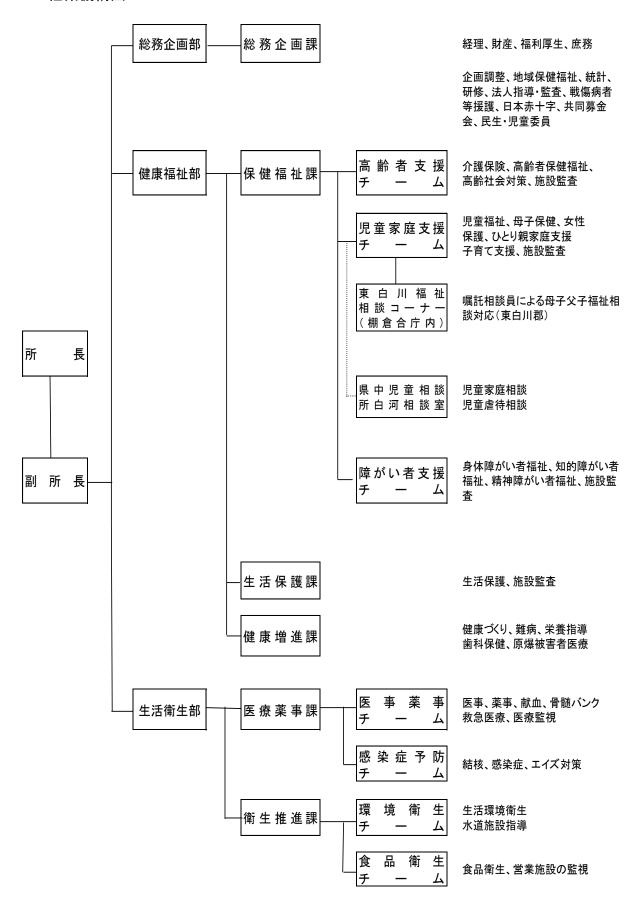
(県南保健所)

- 平成 9年 4月 地域保健法施行に伴う保健所の再編統合により、白河・棚倉両保健所が 統合され、白河市字郭内127番地に新たに県南保健所が、棚倉町棚倉字城跡34番地1に県南保健所棚倉支所が設置されました。
- 平成20年 4月 機構改革により県南保健所棚倉支所が廃止されました。

○県南保健福祉事務所

- 平成14年 4月 社会福祉事務所と保健所の組織統合により、県南保健福祉事務所となりました
- 平成15年 4月 旧県南保健所庁舎の改修完了に伴い、現在の同一庁舎内組織における執行体制となりました。
- 平成16年 4月 衛生検査体制の再編により、検査部門が衛生研究所県中支所に統合され、衛生推進グループ検査チームが廃止となりました。
- 平成18年 4月 家庭児童相談室は、中央児童相談所白河相談室に統合されました。
- 平成19年4月 中央児童相談所白河相談室は、県中児童相談所白河相談室となりました。
- 平成20年 4月 県南保健所棚倉支所は、本所と統合されました。
- 平成23年 6月 行政運営体制の再編により、総務課と地域支援課が統合し、総務企画課となりました。
- 平成29年 4月 組織改正により、福島県動物愛護センターが田村郡三春町に設置されたことに伴い、当所で実施していた動物愛護管理業務が移管されました。

2 組織機構図 (平成30年4月1日現在)



	-1º5	銭員の				事		技		術		吏		員		技		月1日) 嘱	F
		_		職種類	引	務	医	獣	薬	線診	栄	歯	保	技	専			員力相	運
			\			吏		医	剤	技放	養	科衛	健	•^	門	能	計	員談・員	転
	組織兒	列			_							生						支・	
ic.					長	員	師	師	師	師射	±	±	師	師	員	員	-	援協	手
沂 	- = /	* ** **	7/7 A				1										1		
训办		兼総				1											1		
総	445	(副	所 長	と兼	務)														
務 企	総務	課			長	1													
画		+	ヤ	ッ	プ	2											6		
部	画課	課			員	2							1						
健	部				長	1											1		
	副部	長(兼	健康:	増 進 i	果長)								1				1		
	保	課			長	1													
			+ .	ヤッ															
康	健	齢 援											4						
	4=			- <i>L</i>									1						
		児家支援		ヤッ									1				12		
		童庭T		– <i>L</i>		1							1					3	
福		障 い支 援	+	ヤッ	, プ								1						
	Hr1-	が者 T	チ -	– <i>L</i>	. 員	2							1						
	生活	課			長	1													i
	保	+	ヤ	ッ	プ	1											8		
祉	護課	課			員	6												2	
	健	課長(副部	長とき	ト 務)														
	康	+	ヤ	ッ	プ								1				5		
	進	<u>`</u> 課	•								2	-							
<u>部</u> 生	W.	环			 長							1							
	部	**	/ * 1	1// 1// =									1				1		
	-	長(兼	衛生	推進										1			1		
江		課	1		長								1						
活	医療	医薬事	+	ヤッ	, プ				1										
	薬	事工	チ -	– <i>L</i>	、員				2								7		
徐 二	事課	感予	+ .	ヤッ	, プ								1						
衛	HALIX	染 防 症 T	チ -	- <i>L</i>	、員								1		1				
		課長(副部	長とき	ト 務)														
4 -	衛	環衛		ヤッ					1										
生	生推	生	<u>・</u> チ -	<u> </u>										2			6		
	進	境 T 食 衛															J		
	課	生	-	ヤッ										1					
部		品 T	チ -	– <i>L</i>	. 員									2					
	本	Ī	听	言	ŀ	22	1	0	4	0	2	1	13	6	1	0	50	5	
東白	川福祉	相談コー	 ーナー:	*														1	
		室	- /		長	(1)										<u> </u>	(1)		
デ +	相 談 所	室			 員								(0)						
刮	児 児 児 童	至	= 1	1	貝	(2)							(3)				(5)		
3	至所一		Ē	Г		(3)		<u> </u>				<u> </u>	(3)				(6)		
					計	(3)	1	I	1	1		1	(3)			ı	(6)		

※東白川福祉相談コーナーには、県南保健福祉事務所の母子・父子自立支援員1人が配置されています。 () 内の数字は、県南保健福祉事務所の 兼務職員数を表示しています。

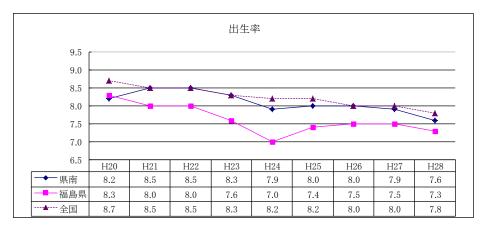
Ⅲ 人口動態

1 人口動態の推移

(1) 出生

平成 28年の出生率(人口千対)は、前年より 0.3ポイント下回っており、県平均と比較すると 0.3ポイント上回り、全国平均より 0.2ポイント下回っています。

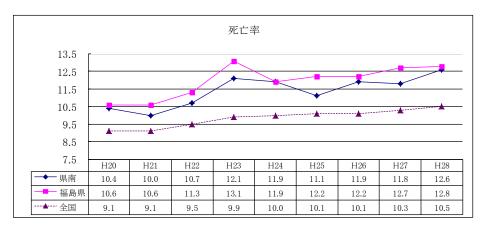
平成20年以降の年次推移をみると、平成20年から増減はあるものの減少傾向にあり、平成20年では、8.2でしたが、平成28年は、平成20年より0.6ポイント減少しています。



(2) 死亡

平成28年の死亡率(人口千対)は、12.6で前年より0.8ポイント上回り、県平均より0.2ポイント下回り、全国平均より2.1ポイント上回っています。 平成20年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均は増加傾向にありますが、県南地域で

平成20年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均は増加傾向にありますが、県南地域では平成24年から一時減少したものの増加傾向がみられ、平成20年では、10.4でしたが、平成28年は、平成20年より2.2ポイント増加しています。



(3) 自然増加

平成28年の自然増加率(人口千対)は、-5.0で前年より1.0ポイント減少し、県平均、全国平均と比較すると、県平均より0.5ポイント上回り、全国平均より2.4ポイント下回っています。

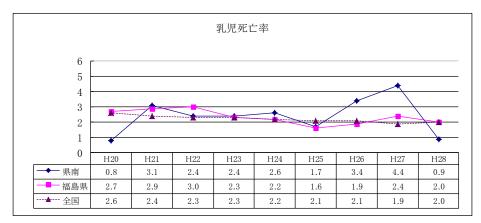
平成20年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均と同様に、減少傾向にあり、平成20年では-2.2でしたが、平成28年は、平成20年より2.8ポイント減少しています。



(4) 乳児死亡

平成28年の乳児死亡率(出生千対)は、0.9で前年より3.5ポイント、県平均、全国平

均より1.1ポイントそれぞれ下回っています。 平成20年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均を上回った年もあれば、下回った年も あります。平成20年では0.8でしたが、平成28年は平成20年より0.1ポイント上回っています。



(5) 新生児死亡

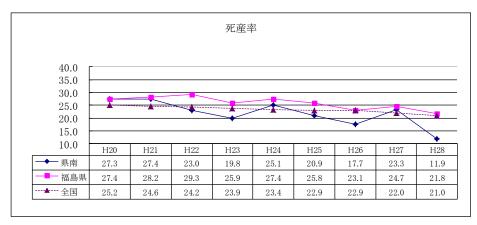
平成28年の新生児死亡率(出生千対)は、0.9で前年より1.7ポイント下回り、県平 均、全国平均と同率となっています。

平成20年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均を上回った年もあれば、下回った年も あるなど上下の変動幅が大きくなっています。平成20年では0.8でしたが、平成28年は、 平成20年より0.1ポイント上回っています。



(6) 死産

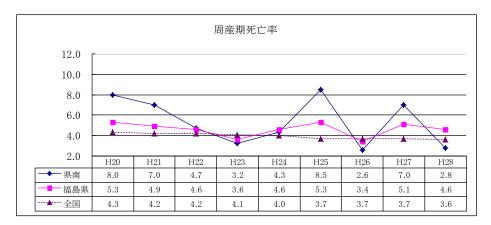
平成 2 8 年の死産率 (出産千対) は、1 1. 9 で前年より 1 1. 4 ポイント、県平均より 9. 9 ポイント、全国平均より 9. 1 ポイント下回っています。 平成 2 0 年以降の年次推移をみると、上下の幅が大きく変動して推移しており、平成 2 0 年では 2 7. 3 でしたが、平成 2 8 年は、平成 2 0 年より 1 5. 4 ポイント下回っています。



(7) 周産期死亡

平成28年の周産期死亡率(出産千対)は、2.8で前年より4.2ポイント県平均より1.

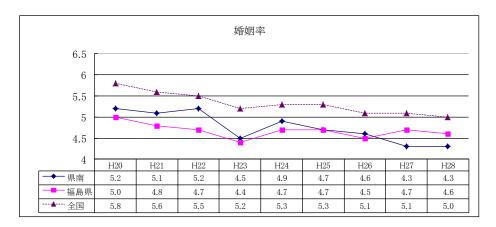
8ポイント、全国平均より0.8ポイントそれぞれ下回っています。 平成20年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均を上回った年もあれば、下回った年もあるなど上下の幅が大きく推移しており、平成20年では8.0で、平成28年は、平成20年 より5. 2ポイント下回っています。



(8) 婚姻

平成28年の婚姻率(人口千対)は、4.3で前年と同率であり、県平均より0.3ポイン

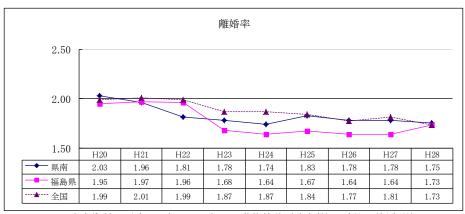
・、全国平均より 0.7ポイントそれぞれ下回っています。 平成 20年以降の年次推移をみると、上下の幅が変動しているものの減少傾向にあり、平成 2 0年では5.2で、平成28年は、平成20年より0.9ポイント下回っています。



(9)離婚

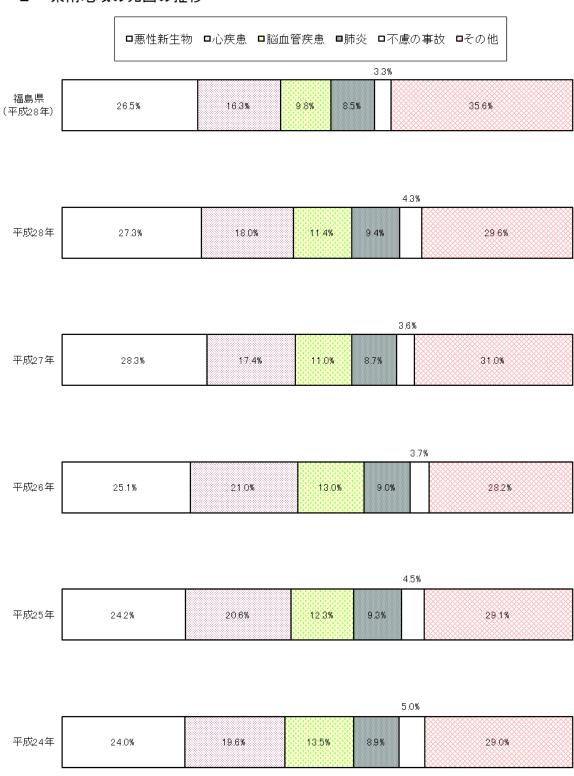
平成28年の離婚率(人口千対)は、1.75で前年より0.03ポイント下回り、県平均、 全国平均より0.02ポイント上回っています。 平成20年以降の年次推移をみると、多少の増減があるものの緩やかな減少傾向を示してお

り、平成20年では2.03で、平成28年は、平成20年より0.28ポイント下回っていま す。



<参考資料:平成20年~28年人口動態統計(確定数)の概況(福島県)

2 県南地域の死因の推移



(平成24~28年) : 男性 市町村別標準化死亡比(SMR) ო

市町村	25	死图	総死亡	悪 性新生物	心疾患 (高血圧症を 除く)	脳血管 疾 患	計	肝疾患	腎不全	老鼓	不慮の 事 故	田發
当	保健	所	1.11	1.05	1.32	1.36	1.04	1.05	0.96	0.71	1.45	1.26
Ш	反	₽	1.02	1.03	1.14	1.29	0.82	2.64	0.63	0.58	1.30	1.36
图	郷	#	0.96	0.83	1.16	1.18	0.90	1.31	1.01	0.83	0.96	1.07
举	亭	#	1.06	1.07	1.04	1.23	1.40	0.77	1.59	0.41	1.86	0.93
-	串	¥	0.97	1.09	0.86	0.63	1.06	0.97	0.82	0.22	1.54	1.21
米	郊	亩	1.05	1.00	1.48	1.05	0.94	0.41	1.15	0.36	1.56	1.31
瞬	甸	臣	1.26	3.50	1.40	1.89	1.16	1.37	1.44	0.60	1.84	1.32
釆	鉄	臣	1.69	1.32	2.21	2.27	1.65	2.09	1.04	3, 66	2.04	1.26
霏		亩	1.45	1.37	2.15	1.54	1.80	0.54	2.03	0.60	2.12	0.96
一一一一	Ξ	#	1.41	1.13	1.59	2.34	2.15	3.79	0.00	1.07	1.16	1.56

当該市町村死亡数

当該市町村死亡数:市町村別(死因別)死亡数

 \parallel

% SMR

2.当該市町村年齡階級別人口×基準年齡階級別死亡率

SMR = 1:全国平均值 SMR > 1:全国平均值以上 SMR < 1:全国平均值以上

当該市町村5年階層別人口:市町村5歳階級別人口(資料:福島県の推計人口 年齢5歳階級別人口 平成23~27年10月1日現在)

基準年齢階級別死亡率:全国5歳階級別死亡数/全国5歳階級別人ロ(資料:人ロ動態統計(平成26年) 年齢5歳階級別人口(平成26年10月1日現在)、厚生労働省ホームページ)

3 市町村別標準化死亡比(SMR):女性 (平成24~28年)

账

Ш

囯

岷

死国山村	因 総死亡 >	惠 性 新生物	心疾患 (高血圧症を 除く)	脳 血管 疾 患	出	肝疾患	腎不全	地域	不慮の 事 故	自發
南保健原	所 1.18	1.03	1. 49	1.81	1.16	1.07	0.85	0.81	1.55	1.24
河	市 1.09	1.02	1.23	1.80	1.06	1.16	0.82	0.64	1.65	1.30
纲	村 1.17	0.84	1.29	1.72	1.03	0.93	1. 22	1.07	2.11	1.04
亭	村 1.31	0.90	1.50	1.54	1.92	0.68	2.06	1.26	1.60	0.61
曾	村 1.02	0.88	1.40	1.77	0.91	0.91	0.00	0.69	1.81	00.00
和	町 1.10	0.99	1.27	1.53	1.13	2.09	1.59	0.42	1.56	0.68
鲁	町 1.32	1.21	1.72	1. 99	1.01	0.94	0.13	0.61	1.60	1.65
祭	町 1.99	2.64	3, 49	2. 40	1.23	0.75	1.36	3.72	1.54	1.61
1	町 1.65	1.29	3, 23	1.98	1.83	1.00	0.63	0.76	2.81	1.39
Щ	村 1.91	1.37	3. 28	1.71	2.71	1.22	0.56	1.70	2, 58	0.85

SMR = 1:全国平均值 SMR > 1:全国平均值以上 SMR < 1:全国平均值以上 SMR < 1:全国平均值以下 2 当該市町村年齡階級別人口×基準年齡階級別死亡率 当該市町村死亡数 * SMR

当該市町村死亡数:市町村別(死因別)死亡数

当該市町村5年階層別人口:市町村5歳階級別人口(資料:福島県の推計人口 年齢5歳階級別人口 平成23~27年10月1日現在)

基準年齢階級別死亡率:全国5歳階級別死亡数/全国5歳階級別人口(資料:人口動態統計(平成26年) 年齢 5歳階級別人口(平成26年10月1日現在)、厚生労働省ホームページ)

₩

華

₩

聖

(平成24~28年) 死亡数(選択死因・市町村別):男性 4

4 % に数	対	() () () () () () () () () ()	i ⊒ : 		 Ж Н	十 天 7	դ չ	 							(1)	(単位:人)
列市町村	死 因	総死亡	替	悪 性 新生物	糖尿病	高血圧性疾患	心疾患 (高血压症を除 く)	III 版本	提	慢性閉塞 性肺疾患	聖	肝疾患	腎不全	粉	不慮の 事 故	
県南保健	▮ 所	4, 318	2	1, 346	62	13	716	444	404	75	2	63	89	77	197	125
白河	 	1, 718	2	268	23	5	267	181	137	30	0	24	19	27	75	58
西郷	本	526	0	150	D	2	88	54	49	10	1	11	10	13	18	15
亭	#	184	0	61	3	0	25	18	24	3	0	2	5	2	11	4
当	本	130	0	48	4	0	16	7	14	4	0	2	2	1	7	4
失吹	田	509	0	158	8	2	100	42	45	10	0	3	10	5	26	16
棚	田	486	0	144	8	3	75	61	44	8	0	8	10	9	27	13
关祭	臣	569	0	69	3	1	49	30	26	2	0	5	3	16	11	5
卓	宦	356	0	111	4	0	74	32	44	2	1	2	6	4	18	9
一三一一一	苯	140	0	37	4	0	22	19	21	1	0	9	0	3	4	4

<参考資料:平成24年~28年人口動態統計(確定数)の概況(福島県)>

(平成24~28年) 死亡数(選択死因・市町村別):女性 4

4 አ	パト数	(选択劣区•中型个)别)	= - 	. (In 1711)	 ⊀	十 以 入	4 Տ	÷							1	(単位:人)
市町村	死因	総死亡	結 核	悪 新生物 生物	糖尿病	高血圧性疾患	心疾患 (高血圧症を除 く)	题 中等 串	岩炎	慢性閉塞 性肺疾患	黑	肝疾患	腎不全	歩	不慮 <i>の</i> 事 故	電器
県 南 保	民健 所	4, 290	0	876	42	31	945	610	376	21	7	37	89	283	169	45
日河	i 市	1,644	0	373	17	2	318	263	145	2	3	16	26	88	29	23
西郷	₿ 村	555	0	26	9	8	104	79	44	5	0	4	12	50	27	9
泉	5 村	211	0	35	3	1	41	24	28	1	1	1	7	19	7	1
自	事村	124	0	26	1	0	29	21	10	0	0	1	0	8	9	0
矢 吹	(町	463	0	101	9	0	91	63	43	9	2	8	14	17	18	3
棚	1 田	461	0	103	3	6	102	67	38	1	0	3	1	20	15	4
关祭	冬 町	292	0	41	1	6	87	35	16	0	0	1	4	51	6	3
霏	百	374	0	71	4	2	125	43	37	1	0	2	3	16	17	4
飯 川	_ _	166	0	29		1	48	15	21	0	1	1	1	14	9	П

<参考資料:平成24年~28年人口動態統計(確定数)の概況(福島県)>

D	市町本	市町村別悪性新生物部位別死亡率(人口	生物部位別	死亡率(人	,口10万対	+)						(平)	(平成28年)
M	尔	悪性新生物 (全 体)	倒河	BIT	結	直腸S状結腸 移行及び直腸	肝及び肝内間	問のう及びその 他 胆道	盤	気電、気電女 及 グ 引	恶	۴	回 ————————————————————————————————————
账	南地域	344.3	11.2	55.3	28.7	9.8	29. 4	25.2	24.5	51.8	18.2	6.3	8.4
Ш	河市	346.7	4.9	53.7	24.4	8.1	27.7	21.2	27.7	63.5	24. 4	4.9	9.8
펍	郷村	1 235.9	9.8	44.2	19.7	4.9	9.8	19.7	14.7	34.4	19.7	4.9	4.9
喦	昏村	434.5	15.5	93. 1	46.6	15.5	15.5	62. 1	31.0	46.6	0.0	31.0	15.5
#	島村	1 281.2	20.1	40.2	20.1	20.1	0.0	0.0	0.0	80.4	20.1	0.0	0.0
伥	吹町	J 334.4	17.3	57.7	23.1	11.5	46. 1	17.3	11.5	51.9	11.5	0.0	5.8
升	倉 町	r 434.4	28.5	85.5	57.0	21.4	21.4	35.6	28.5	21.4	14.2	14.2	14.2
伥	祭甲	7 375.5	34.1	34. 1	34.1	0.0	85.3	17.1	34.1	17.1	34. 1	17.1	17.1
聖	臣	r 411.8	0.0	55.6	11.1	11.1	44.5	44.5	33.4	77.9	0.0	0.0	0.0
簽	=	318.2	0.0	0.0	86.8	0.0	57.9	57.9	57.9	28.9	0.0	0.0	0.0
		-							<参考資料	<参考資料:平成28年人□動態統計(確定数)の概況(福島県)>	1動態統計(碩	崔定数)の概	況(福島県)>

- 14 -

6 病類別生活習慣病死亡率(人口10万対)及び割合(%)県南・県・国比較

(平成25年	.5年					平成26年	.0年					平成27年	7年					平成28年	蜂		
(_		死亡率			割合(%)			死亡率		tela .	(%)			死亡率		€elū	(%)导			死亡率		felt	割合(%)	
19 19 19 19 19 19 19 19		量	些	H	県	歐	H	県	账	H	軍	账	H	重	账	H	温	账	H	量	账	H	墨	账	H
(GRNN出版) 28.5 58.5 58.5 58.5 58.7 5.7 3 2 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		657.3	687.7		100.0%			718.8	685.5	6	%			7	6	4				∞	®		100.0%	100.0%	100.0%
(保険器) 315 326 327 513 413 120 110 110 110 110 110 110 110 110 110	曹等	136.2	135.4	94. 1	20.7%		16.	154.8	131.1	1.16	21.5%	81	3%		130.1			18.6%	~~~	- CO			19.2%	18.0%	15.9%
(特別)	(配内田山)	33.5	32.6	26.2	5.1%		4.7%	31.0					4.7%					4.9%	4.6%	35.0	31.9	25. 7	4.7%	4.6%	4.6%
(特別) 18.1 18.2 18.6 2.05 2.15 2.25 14.4 18.1 12.4 2.0 2.2 12.5 14.5 14.5 14.5 14.5 14.5 14.5 14.5 14	(脳梗塞)	87.6	88. 5	55.7	13.3%		10.0%	109.4					9.4%						9.2%		77.7	51.6	12.1%	11.1%	9. 2%
(第三) 11.0 10.2 0.2 0.2 0.2 0.3 0.6 0.3 0.2 0.4 1.2 0.2 0.2 0.2 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3	(その他)	15.1	14.3	12.6	2.3%		2. 2%	14.4	15.1					13.1			1.9%		2.2%				2.4%	2.3%	2. 2%
(機能) 110 10.2 9.2 1.73 1.89 1.89 10.3 9.2 2.89 1.89 1.79 1.70 3 9.4 0.4 1.7 0.7 37.2 0.80 0.70 1.70 1.70 1.70 1.70 1.70 1.70 1.7	性 新	269.1	314.0	290.3	40.9%		52.1%	298.5	317.8	293.5	41.5%	46.4%		- 10			48.6%	47.3%	- %			298.2	48.2%	48.6%	53.0%
(機能) 6.8 13.8 11.9 1.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.0 2.0 2.0 1.2 1.2 1.2 2.0 2.0 2.0 4.3 4.8 4.0 4.0 2.0 2.0 1.4 1.4 4.8 3.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.2 1.2 1.2 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 2.0 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2	(食道)	11.0	10.2	9.2	1.7%	1.	1.6%					1. 5%	1.7%		9.4			1.4%	1.7%				1.5%	1.4%	1.6%
(機能) 19.2 29.9 26.0 4.78 4.78 4.78 31.0 28.0 26.5 4.58 4.78 4.78 4.78 38.5 38.4 27.4 5.74 5.74 5.78 4.99 4.99 28.7 228 (機能) 6.8 13.8 11.9 1.05 2.06 2.78 2.78 12.8 12.0 2.78 2.78 2.78 2.78 2.78 2.78 2.78 2.78	(畠)	43.1	43.4	38.7	6.6%		6.9%												6.7%				7.4%	6.7%	6. 5%
(時間) 68 13.8 11.9 1.0 1.0 2.0 2.8 2.3 4.3 22.4 22.7 23.6 3.3 3.8 4.2 17.9 12.5 23.1 2.0 3.1 4.4 12.3 13.8 12.1 2.7 23.6 3.3 3.8 4.2 17.9 21.5 23.1 2.0 3.1 4.1 12.3 2.3 2.3 4.3 22.4 22.7 23.6 3.3 3.3 4.2 17.9 21.5 23.1 2.0 3.1 4.1 13. 2.3 2.3 4.1 13. 22.8 22.3 22.3 13. 4.1 13. 22.8 22.8 22.8 22.8 22.8 22.8 22.8 22	(結陽)			26.0	2.9%		4. 7%	31.0	28.0			4. 1%	4.8%		34.4	27.4		4.9%	4.9%			27.6	3.8%	4.8%	4.9%
(腸及び3字結腸	.6	13.8	11.9	1.0%	2.	2. 1%								14.4				2.2%		14.3		1.3%	2.1%	2. 2%
(時間) 22 6 27 6 24 6 18 8 14 5 3.8 2 7 7 2 6 19 3 20 3 14 4 2 7 7 2 5 3 2 9 4 4 5 5 2 1 1 2 9 5 2 5 4 3 9 1 2 9 5 2 8 4 3 9 4 8 4 9 4 4 5 9 4 9 4 5 9 2 1 2 9 4 4 5 9 2 1 1 2 9 5 2 1 1 2 9 2 1 1 2 9 5 2 1 1 2 9 2 1	(開課)	17.1	21.8	24.0	2.6%		4.3%							17.9		23.1		3.1%	4.1%	29.4			3.9%	3.1%	4. 1%
(中職) 2.6 27.6 24.4 3.4% 4.0% 4.4% 17.9 27.7 25.3 2.5% 4.0% 4.5% 10.5% 25.4 3.5% 4.2% 4.0% 24.5 25.5 25.4 20.5 25.4 10.3% 24.8 10.8 10.4% 24.5 25.4 10.3% 24.8 10.4% 24.5 10.5 25.4 10.3% 24.8 10.8 10.4% 24.5 10.5 25.4 10.3% 24.8 10.8 10.4% 24.5 10.5 25.5 25.5 25.5 25.5 25.5 25.5 25.5 2	(距のう)		18.8	14.5	3.8%		2.6%						2.6%						2.6%			14. 4	3.4%	3.2%	2. 6%
 (子画表 ・	(膵臓)		27.6	24.4	3.4%	4.	4. 4%	17.9	27.7			4.0%	4.5%	24.1					4.6%	24.5		26.8	3.3%	4.2%	4.8%
(子書) 6.2 8.4 10.5 0.9% 1.2% 1.9% 6.2 9.2 10.6 0.9% 1.3% 1.9% 4.8 10.1 10.9 0.7% 1.4% 2.0% 18.2 12.5 12.5 12.5 12.5 12.5 12.5 12.5 12	管・気管支・		63.9	67.9	7.4%	9.	10. 4%						10.5%					9. 4%	10.6%				6.9%	9.4%	10.5%
(子宮) 4.8 3.9 4.8 0.7% 0.6% 0.9% 6.5 5.8 5.1 0.8% 0.8% 0.8% 0.8% 0.9% 6.2 4.8 5.1 0.9% 0.7% 0.9% 6.3 5.7 (古画橋) 3.4 6.9 6.5 1.1% 0.8% 1.2% 6.2 6.9 6.5 6.2 6.9 0.8% 0.9% 1.2% 6.3 7.1% 1.2% 1.2% 1.2% 1.2% 1.2% 1.2% 1.2% 1	(乳房)			10.5	0.9%		1.9%						1.9%	4.8	10.1	10.9		1. 4%	2.0%			11.3	2.4%	1.8%	2.0%
(その他) 61.6 65.4 61.9 9.4% 9.5% 11.1% 53.7 71.0 63.3 7.5% 10.4% 11.3% 76.4 71.9 64.0 11.2% 10.3% 11.5% 92.4 71.6 (その他) 61.6 65.4 61.9 9.4% 9.4% 9.5% 11.1% 53.7 71.0 63.3 7.5% 10.4% 11.3% 76.4 71.9 64.0 11.2% 10.3% 11.5% 92.4 71.6 (その他) 72.6 74.6 71.9 64.0 11.2% 10.3% 11.5% 92.4 71.6 (ものでき) 72.6 74.6 71.9 64.0 11.2% 10.3% 10.3% 11.5% 92.4 71.6 (ものでき) 72.6 74.7 71.1 12.7% 10.3% 10.5% 11.0% 11.3% 57.8 72.1 12.7% 12.7% 12.7% 12.3% 55.3 67.1 65.8 11.9 9.5% 12.1% 95.3 12.1% 95.3 67.1 65.9 12.1% 0.5% 12.1% 12.3% 12.5% 12.1% 12.3% 12.5% 12.3	(子宮)	4.8	3.9	4.8	0.7%	0.	0.9%	5.5					0.9%		4.8	5. 1		0.7%	0.9%			5.1	0.8%	0.8%	0.9%
(その他) 61.6 65.4 61.9 9.48 9.58 11.18 53.7 71.0 68.3 7.58 10.48 11.38 76.4 71.9 64.0 11.28 10.38 11.58 92.4 71.6 (その他) 72.6 77.7 31.1 10.08 11.38 76.4 11.38 76.4 11.38 76.4 11.38 76.5 13.48 12.38 77.0 83.4 68 11.38 77.0 83.4 68 11.38 77.0 83.4 68 11.38 77.0 83.4 64.7 77.7 77.1 12.78 10.28 11.38 11.38 12.38 12.38 12.08 12.38 12.08 13.3 11.38 11.3	(白血病)	3.4	6.9	6.5	0.5%	1.0%	1. 2%	7.6	5.4		1.1%		1.2%						1.2%	8.4		7.0	1.1%	1.0%	1. 3%
集性心筋梗塞) 72.6 74.6 31.8 11.0% 11.1% 5.7% 72.2 77.7 31.1 10.0% 11.3% 5.6% 61.9 74.7 29.7 9.1% 10.7% 5.3% 58.1 63.9 (心不全) 77.4 71.9 57.2 11.8% 10.7% 91.5 70.5 57.1 12.7% 10.3% 10.2% 64.7 72.1 57.3 9.5% 11.3% 81.9 73.2 77.4 (心不全) 77.4 71.9 57.2 11.8% 10.7% 91.5 70.5 57.1 12.7% 10.3% 10.2% 64.7 72.1 57.3 9.5% 11.3% 81.9 73.2 77.4 (その他) 79.4 64.3 67.5 12.1% 9.5% 12.1% 85.3 67.1 68.8 11.9% 9.5% 12.3% 77.6 68.9 69.4 11.3% 9.9% 12.5% 87.5 71.4 16.1 16.1 16.1 16.1 16.1 16.1 16.1 1	(その他)	61.6	65. 4	61.9	9.4%	.6	11.1%	53.7	71.0		7. 5%	10.4%	11.3%	76.4	71.9	64.0			11.5%	92.4	71.6		12.3%	10.3%	11.8%
(心不全) 77.4 71.9 57.2 11.8% 10.7% 10.3% 21.8 11.9% 77.7 10.0% 11.8% 57.8 11.9% 77.7 10.0% 11.3% 56.8 61.9 74.7 72.1 57.3 9.5% 10.3% 58.1 63.9 73.2 (心不全) 77.4 71.9 57.2 11.8% 10.7% 10.3% 11.9% 70.5 57.1 12.7% 10.3% 10.2% 10.2% 64.7 72.1 57.3 9.5% 10.3% 10.3% 81.9 73.2 (心不全) 77.4 71.9 68.9 69.4 11.3% 9.5% 12.1% 85.3 67.1 68.8 11.9% 9.5% 12.3% 77.0 68.9 69.4 11.3% 9.5% 12.1% 10.3% 77.6 65.9 65.5 12.1% 0.5% 12.1% 10.3% 12.0% 87.9 65.5 12.1% 0.5% 12.2% 10.9% 12.2% 10.9% 12.1% 10.5% 12.1% 10.9% 12.2% 10.9% 12.1% 10.9% 12.2% 10.9% 12.2% 10.9% 12.1% 12.1% 12.1% 12.1% 10.9% 12.2% 10.9% 12.2% 12.1% 12.1% 10.9% 12.2% 10.9% 12.2% 12.2% 12.3% 12.	挨	229.4	215.3	156.5	34.9%		28.1%	249.0	LO.	0.731	34.6%	31.4%	1%	9	2			30.9%	1%		9	58	30, 4%	29.9%	28, 1%
(心不全) 77.4 71.9 57.2 11.8% 10.7% 10.3% 91.5 70.5 57.1 12.7% 10.5% 64.7 72.1 57.3 9.5% 10.3% 10.3% 81.9 73.2 (その他) 79.4 64.3 67.5 12.1% 9.5% 12.1% 85.3 67.1 68.8 11.9% 9.5% 12.3% 77.0 68.9 69.4 11.3% 9.9% 12.5% 87.5 71.4 13.3	(急性心筋梗塞)	72.6	74.6	31.8	11.0%		5. 7%		77.7	31.1		11.3%	5.6%						5.3%				7.8%	9.2%	5. 1%
(その他) 79.4 64.3 67.5 12.1% 9.5% 12.1% 85.3 67.1 68.8 11.9% 0.9% 12.3% 77.0 68.9 69.4 11.3% 9.9% 12.5% 87.5 71.4 11.3% 12.9% 12.5% 87.5 71.4 11.3% 12.9% 12.5% 12.9% 12	(心不全)	77. 4	71.9		11.8%		10.3%												10.3%				10.9%	10.5%	10.5%
	(その他)	79.4	64.3	67.5	12.1%	.6	12. 1%		67.1		11.9%			77.0							71. 4	70.7	11.7%	10.2%	12.6%
原 病 15.1 16.1 11.0 2.3% 2.3% 8.9 15.3 10.9 11.2% 2.2% 11.7 14.7 10.6 1.7% 2.1% 12.6 16.3	曲 田 森	7.5	8.9	2.2	1.1%		1.0%	9.7		5.	1.1%	%6.0	1.0%		1.7	5.4	0.8%	1. 1%	1.0%	4.2	672		%9.0	1.1%	1.0%
		15.1	1.91	11.0	2.3%	2.3%	2.0%	8.9	15.3	10.9	1.2%	2.2%		11.7	14.7	10.6	1.7%	2.1%	1.9%	12.6	16.3	10.8	1.7%	2.3%	1.9%

第 2 章 平成30年度事業計画

平成30年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策

(基本方針)

県南地域における保健・医療・福祉を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進行とこれに伴う人口減少や東日本大震災による原子力災害の影響により、地域医療や福祉サービスの提供体制の再構築の問題など、大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、「福島県保健医療福祉復興ビジョン」における、全国 に誇れる水準の保健・医療・福祉により、将来の本県社会が支えられている「めざ す将来の姿」の実現に向け、県南保健福祉事務所の施策については、重点施策の方 向と位置づけた6つの基本目標を掲げ、積極的かつ効果的な事業の展開を図ります。

「めざす将来の姿」

- 1 一人ひとりが、人や地域とのつながりと思いやりを大切にし、お互いを支え 合う温かな社会
- 2 夢や希望を持ち、生涯を通じて健やかに暮らせる 豊かな社会
- 3 保健・医療・福祉サービスの充実した、快適に暮らせる 安全・安心な社会

(重点施策)

1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

- (1) 保健・医療・福祉の連携の推進
 - ア 住民の健康維持、可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉の向上と増進のため関係機関の役割分担を 明確にしながら連携のさらなる推進を図ります。
- (2) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進
 - ア 被災者の健康状態の悪化予防及び健康不安の解消を図るため、借上げ住宅入 居者等に対して心のケアを含めた健康支援活動に取り組みます。
- (3) 飲料水及び食品等の安全性の確保
 - ア 飲料水の放射性物質の定期的なモニタリング検査を実施し、利用者の安全と 安心の確保を図ります。
 - イ 県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に放射性物質検査を実施し、市場等に流通する食品等の安全確保と消費者の安心の実現を図ります。

2 全国に誇れる健康長寿の県づくり

- (1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進
 - ア 住民一人ひとりが実践する健康づくりを基本に、家庭、学校、職域、地域が 一体となって健康的な生活習慣の確立等に取り組む「健康づくり県民運動」の 展開を図り、関係機関との連携により健康寿命の延伸と健康格差の縮小をめざ

します。

- イ 健康づくりを円滑に進めるため、相談や保健指導等に従事する者の資質の向上に努めます。
- (2) 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進
 - ア 生涯を通じた生活習慣病予防のための教育を推進するとともに、喫煙、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・心の健康、飲酒、歯・口腔の健康などについて望ましい生活習慣の確立を目指し、住民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすいよう、健康を支える環境の整備を図ります。
 - イ がん予防に関する正しい知識の普及啓発を図り、がん検診の受診率向上に努 めるとともに、医療保険者による特定健診・特定保健指導の着実な実施を支援 し、生活習慣病の発症予防や重症化予防の徹底をめざします。
 - ウ う触や歯周疾患等の歯科疾患に関する予防意識の浸透を図り、口腔の健康の保持増進を図るため、関係機関との連携の下にライフステージに応じた歯科保健思想の普及 啓発を図ります。
- (3) 地域包括ケアシステムの構築
 - ア 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を推進するため、市町村や関係団体が行う取り組みを支援します。
- (4) 健全な食生活を育むための食育の推進
 - ア 住民一人ひとりが、自らの食を見直し、健全な食生活と豊かな人間性をはぐ くむために、家庭、学校、地域が一体となった食育の取組みを推進します。
- (5) 感染症対策の推進
 - ア 感染症の予防及びまん延を防止するため、感染症に関する正しい知識の普及 啓発に努めるほか、予防接種や感染症情報などの情報提供に努めます。

3 地域医療の推進

- (1) 医療従事者等の確保と資質の向上
 - ア 将来的に県南地域へ医師が定着するよう、医科大学等の医学生を対象とし、 県南地域の魅力と医療の現状を理解する地域医療体験研修を行います。
 - イ 限られた医療資源において、医療従事者の資質の向上に努めます。
- (2) 安全、安心な医療サービスの確保
 - ア 保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、住民が、安全で安心できる医療が受けられるよう、福島県地域医療構想(県南区域)等に基づき、医療機能の分化と連携に向けて医療機関の取組みへの支援を行い、安全で質の高い効率的な医療提供体制の確保を推進します。

4 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり

- (1) 子育て支援サービスの充実
 - ア 保育施設の整備の促進及び保育の質の向上や、認可外保育施設への支援など 多様なニーズに対応した子育で支援サービスの推進に努めます。
 - イ 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の 設置を促進し、支援が必要な家庭の早期把握・早期支援に努めます。
- (2) 思春期保健対策の推進
 - ア 地域の保健・医療機関等との連携・協力体制を構築し、教育機関と一体となって、思春期の若者や保護者に対する思春期保健対策を推進します。
- (3) 青少年の健全育成を推進するための社会環境の整備
 - ア 県青少年健全育成条例の適正な運用を図るため、有害図書類等に関する規制等を 行い、社会環境の健全化に努めます。

5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

- (1) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実
 - ア 高齢者がその状態に応じた適切で質の高いサービスを利用できるよう、市町 村や事業者の支援・指導に努めるとともに、「うつくしま高齢者いきいきプラ ン」に基づき、計画的に介護保険施設等の整備を推進します。
- (2) 障がい者の地域生活移行の支援
 - ア 障がい者が、自分らしい生活と社会参加を実現するために、その方にあった 自立の在り方を理解し、障がいのある方自身のニーズに適切に対応しながら、地 域生活支援体制の充実を図り、地域で安心して暮らすための取組みを促進します。
 - イ 障がい者の就労支援や居住環境の整備など生活環境全般への取組み(介護、生活訓練など)を積極的に展開するとともに、障がいのある方がより適切で質の高いサービスを利用できるよう市町村や事業者の支援・指導に努めます。
- (3) 生活支援の充実
 - ア 生活保護法に基づき、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な 保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するこ とを目的として、要保護者の必要に応じた各種の扶助を実施します。
 - イ 就労可能な被保護者に対し、生活保護からの早期脱却を目指すため、就労自立に向けた計画的、集中的な就労支援を実施します。
 - ウ 長期入院している被保護者のうち、受入条件が整えば退院可能な者に対し、個々の 退院阻害要因の解消等を計画的に行うことにより、長期入院患者等の地域生活への移 行を促進します。
 - エ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者等に対する、自立相談支援事業・住宅確保給付事業・子どもの学習支援事業・一時生活支援事業を委託事業者と連携して実施します。

6 誰もが安全で安心できる生活の確保

- (1) 生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上
 - ア 住民の生活に密接な関係を有する生活衛生関係営業施設に対する計画的な監 視指導の実施、営業者による適切な自主管理の実施に対する支援など、衛生水 準の維持向上のための対策を推進します。
- (2) 安全な水の安定的な供給
 - ア 住民が安全な水を将来にわたって安定的に享受できるよう、水道事業者の適正 な供給管理体制と事業運営体制の維持、向上を支援します。

また、水道事業者の的確な水道ビジョンや水安全計画、危機管理計画の策定を支援します。

- (3) 食品等の安全性の確保
 - ア 消費者が安心して食品を選ぶことができるよう、消費者の視点を重視し、食品関連事業者や消費者、関係機関と相互の連携を図りながら、生産から流通、消費に至る一貫した食品安全確保対策を推進します。
 - イ 東京オリンピック・パラリンピックの開催等を踏まえ、全ての食品等事業者に対し、 食品衛生管理手法の国際標準となっている HACCP による衛生管理の普及を図り導入を 推進します。
- (4) 健康危機管理体制の強化
 - ア 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により、住民の生命・ 健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防や拡大防止に 関する業務(健康危機管理)の充実強化に努めます。
- (5) 災害時の保健医療福祉体制の強化
 - ア 避難行動要支援者を迅速かつ的確に安全な場所へ避難させ、避難に伴う健康 被害を最小限に抑えるため、避難行動要支援者避難支援個別計画の全市町村で の策定を支援します。
 - イ 災害時に何らかの特別な配慮を要する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、 病弱者等が避難できる福祉避難所の指定を支援します。
 - ウ 福島県地域防災計画の見直しなどに合わせ、広域避難が生じた場合を想定した保健・医療・福祉の専門職チーム等の派遣体制の検討や、県内外の医療機関 や福祉施設での利用者等受入の促進など関係団体との災害時連携体制の強化 を図ります。

また、地域防災計画に基づき全面的に見直した「県南保健福祉事務所災害対応マニュアル」の具体的な推進に努めます。

Ⅱ 平成30年度主要事業計画

1【復興へ向けた保健・医療・福祉の推進】

(1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進

事 業 名	事 業 概 要	担当課
被災者健康サポート	長期にわたり避難生活を余儀なくされている被災者	健康
事業	や生活環境の変化にさらされている住民の等の健康状	増進課
	態の悪化や予防や健康不安の解消等に向け、被災者に	
	対する健康支援活動を継続的安定的に実施することを	
	通し、被災者の健康増進を図ることを目指します。	
	(1) 被災市町村連絡会の開催	
	(2) 被災者健康支援事業	

(2) 飲料水及び食品等の安全性の確保

事 業 名	事 業 概 要	担当課
飲料水の放射性物質	飲料水中の放射性物質に対する利用者の不安を払拭	衛生
モニタリング検査事	するとともに、飲料水の安全を確認するため、水道水	推進課
業	の放射性物質モニタリング検査の支援及び飲用井戸水	
	等の放射性物質モニタリング検査を実施します。	
加工食品等の放射性	食品中の放射性物質の基準値を超過した加工食品等	
物質検査事業	の流通を未然に防止するとともに、市場等に流通する	
	食品等の安全確保と消費者の安心の実現を図るため、	
	県内産農林水産物等を原材料とする加工食品等の放射	
	性物質検査を実施します。	

2【全国に誇れる健康長寿の県づくり】

(1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

事 業 名	事 業 概 要	担当課
健康長寿ふくしま推	県民の健康づくりの基本方針である「第二次健康ふく	健康
進事業	しま21計画」の目標である健康寿命の延伸と健康格差	増進課
	の縮小を目指します。	
	(1) 市町村健康増進計画策定支援等	
県南の地域・職域連携	地域保健と職域保健が連携し、生涯を通した継続的な	
推進	保健サービスを提供する体制の整備を図ります。	
	(1)県南の地域・職域連携推進協議会の開催	
	(2) 地域・職域連携事業	
	(3) 元気で働く職場応援事業	
薬物乱用の防止	薬物乱用の低年齢化や違法薬物への対策のため、若	医療
	年層に重点をおいた普及啓発を行います。	薬事課
	(1) 小中高等学校の薬物乱用防止教室への講師派遣	
	(2)「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発	
	(ヤング街頭キャンペーン)	

医療用麻薬に関する	病院や薬局等において麻薬等の管理が適切に行われ	医療
指導	るよう、定期的に麻薬等取扱施設の立入指導を実施し	薬事課
	ます。	
自殺予防対策の充実	自殺者数の減少を目標に、自殺予防のための人材育	保健
	成及び相談支援体制の整備を図るとともに、関係機関	福祉課
	と連携し、市町村が取り組む自殺関連事業を支援しま	
	す。	
	(1) 県南地域自殺対策推進協議会	
	(2) 自殺予防対策に係る人材育成研修会、キャンペ	
	ーン等	
	(3)自殺対策緊急強化基金事業(市町村事業補助金)	
保健師·栄養士等現任	県南地域の健康課題について、市町村保健師等とと	総務
教育支援事業	もに、管理者研修、特定保健指導研修、地域診断、事	企画課
	例検討等の研修会を開催し、資質の向上を図ります。	

(2) 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進

	があるための境境つくりの推進	, ,
事業名	事 業 概 要	担当課
喫煙対策の推進	成人の喫煙率の減少、受動喫煙の防止に重点を置いた	健康
	対策を推進します。	増進課
	(1) 喫煙による健康被害等の情報提供、普及啓発	
	(2)「空気のきれいな施設」の普及拡大	
食環境整備事業	健康に配慮した食事や環境の提供、健康づくりのため	
	の情報発信ができる飲食店等を通して、住民が安心して	
	外食を楽しめる食環境の整備を図ります。	
	(1) うつくしま健康応援店の普及拡大	
特定給食施設管理事業	給食施設設置者や管理者、給食従事者に対し、健康増	
	進に果たす給食の役割や給食運営等に関する情報提供	
	を行うことにより、住民の栄養の改善及び健康の保持増	
	進を図ります。	
	(1)特定給食施設等巡回指導	
	(2) 特定給食施設等講習会の開催	
地域の栄養サポート体	□ 市町村を中心として地域住民の慢性疾患重症化を予	
制整備支援事業	防するための栄養サポート体制の整備を図ります。	
	(1)地域の栄養サポート体制整備支援検討会	
 歯科保健対策	市町村の地域特性に応じた支援を行うために、市町村	
图有体度对象	歯科保健強化推進研修会及び検討会を開催し、歯科保健	
	支援体制の構築を図ると共に、地域住民の健康の保持増	
	進を推進します。	
	(1) 市町村歯科保健強化推進事業	
	(1) 1	
	生涯を通した歯の健康づくりを推進するため、在宅療	
	養者らに対し口腔保健指導を行うとともに、施設等の保健性以来。の思言性道な行います。	
	使担当者への助言指導を行います。 (1) なりました子供が恵式	
	(1) ヘル歯ーケア推進事業	

健康長寿みんなで	震災後、子どもの肥満やむし歯の増加が目立っていることから、これまで取り組んできた歯磨き指導や食生活の指導を継続及び効果的なフッ化物歯面塗布を普及啓発するとともに、安全で高い効果が得られるフッ化物洗口事業を実施し、口腔衛生の切り口から子ども達の健康を促し、健康増進を推進します。 (1)子どものむし歯緊急対策事業がん予防に関する正しい知識やがん検診に関する啓	増進課
広げる検診促進事業	発事業を展開し、がん検診の受診率向上に取り組みます。 (1)「健康長寿」啓発活動	

(3)地域包括ケアシステムの構築

事 業 名	事 業 概 要	担当課
在宅医療・介護連携の	介護、医療、住まい、生活支援、予防が一体的に提供	総務
推進	される地域包括ケアシステムに向けた市町村等の取組	企画課
	みを支援します。	保健
	(1) 県南地域在宅医療・介護連携推進会議	福祉課
	(2) 県南地域における退院支援ルール策定会議	医療
	(3) 地域医療構想調整会議	薬事課

(4) 健全な食生活を育むための食育の推進

· · / / / / / / / / / / / / / / / / / /	月七たのの氏月の住屋	
事 業 名	事 業 概 要	担当課
ふくしまからはじめ	東日本大震災後の子どもたちの食に関連する健康課	健康
よう。元気なふくしま	題について、食環境整備の観点から保健福祉部・農林	増進課
っ子食環境整備事業	水産部・教育委員会等関係機関が連携し、家庭・学校・	
	地域が一体となって地域における食育推進体系を構築	
	し「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を推進し	
	ます。	
	(1) こどもの食を考える地域ネットワーク会議	
	(2)保育所等を対象とした食の指導者育成研修会	
市町村栄養・食生活支	管内市町村において栄養・食生活の改善に関する施	
援事業	策の充実及び推進を図るため、栄養・食生活事業の実	
	施状況や課題を把握するとともに、課題解決の為に優	
	先的にとりくむべき事業について助言等の支援を行い	
	ます。	
	(1) 市町村栄養士資質向上のための研修会及び検討	
	会等	

(5) 感染症対策の推進

* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		
事 業 名	事 業 概 要	担当課
感染症対策の推進	感染症の発生時には患者等に適切な医療を受ける機	医療
	会を提供するとともに、必要に応じて疫学調査や保健	薬事課
	指導を実施して感染症の拡散防止を図ります。	
	また、関係機関に対する感染症情報の提供や地域住	
	民等に対する啓発も行います。	
	(1)感染症発生動向調査事業	
	(2) 感染症情報の定期的な発行	
	(3) つつが虫病に関する講座の開催	
	(4) 社会福祉施設等感染症予防対策研修会の開催	
結核対策の推進	結核のまん延を防止するため、患者の療養支援や地	
	域住民に対する啓発を行います。	
	(1) 患者治療費の公費負担	
	(2)患者検診・接触者健診の実施	
	(3) 高齢者施設職員等を対象とした出前講座の開催	

3 【地域医療の推進】

(1) 医療従事者等の確保と資質の向上

事 業 名	事 業 概 要	担当課
医師定着促進事業	将来的に県南地域へ医師が定着するよう、医科大学等	総務
	の医学生を対象とし、県南地域の魅力と医療の現状を理	企画課
	解する地域医療体験研修等を行います。	
	(1) 地域医療体験研修事業	
	(2)福島県立医大と連携した体験型実習の実施	
	(3) 小学生を対象とした医療現場見学等の親子学習	
	会の開催	
臨床研修医、実習生に	臨床研修病院からの研修医や保健医療福祉学生等の	
対する研修	実習生を積極的に受入れ、県南地域の保健・医療の現状	
	を踏まえながら、研修や実習指導を行います。	

(2) 安全、安心な医療サービスの確保

事 業 名	事 業 概 要	担当課
地域医療体制の整備	病院や診療所の医療機関における、院内感染対策を	医療
	はじめとする医療安全の確保を図ります。	薬事課
	(1) 医療安全研修会の開催	
	(2) 県南地域医療安全ネットワーク会議の開催	
	(3) 医療法に基づく医療機関への定期的立入	
救急医療体制の整備	救急医療対策協議会等の開催により、関係者間での	
	情報交換と問題点の洗い出しを行います。	
	(1) 県南地域救急医療対策協議会の開催	
献血者の確保	安定した献血者数を確保するため、各種啓発を行い	
	ます。	
	また、骨髄バンクドナー登録を推進します。	

	(1) 街頭献血キャンペーン	
	(2) 献血協力事業所等の訪問	医療
	(3)市町村献血担当者会議の開催	薬事課
	(4) 献血併行型骨髄ドナー登録実施	
医薬品の有効性・安全	適正な医薬分業の推進や薬事営業者等の立入指導に	
性の確保	より医薬品等による健康被害や毒物劇物による事故防	
	止を図ります。	
	(1)薬局等薬事営業者への立入指導	
	(2) 毒物劇物営業者への立入指導	
難病対策の推進事業	特定医療費支給により医療費の負担軽減を図るとと	健康
	もに、関係機関と連携を図り、難病患者・家族等が安	増進課
	心して療養生活を送ることができるよう支援体制の整	
	備を図ります。	
	(1)特定医療費支給認定	
	(2) 難病在宅療養者支援体制整備事業	
	・難病患者地域支援連絡会議	
	・医療相談事業	
	・相談指導事業	
	・訪問診療事業	
	・難病ボランティア活動支援	
	(3) 遷延性意識障がい者治療研究事業	
	(4) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	
	(5)原子爆弾被爆者対策事業	
	(6) 石綿による健康被害・救済給付事業	

4【日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり】

(1)子育て支援サービスの充実

事 業 名	事 業 概 要	担当課
延長保育事業	認可保育所等が行う延長保育に要する経費を市町村	保健
	が補助する場合、当該市町村に対して補助金を交付す	福祉課
	ることで、子育てと仕事の両立を容易にするとともに	
	子育てに伴う負担感を緩和し、安心して子育てができ	
	る環境整備を総合的に推進します。	
認可外保育施設運営	民間の認可外保育施設のうち事業所内施設を除く施	1
支援事業	設の入所児童の健康診断、教材等の購入及び運営に要	
	する経費を市町村が補助する場合、当該市町村に対し	
	補助金を交付することで、認可外保育施設における乳	
	幼児の処遇の向上を図ります。	
ふくしま保育料支援	3人以上の子どもを養育している世帯に対する保育	
事業	所保育料の軽減措置を行う市町村に対し補助金を交付	
	することで、子育てにかかる保護者の経済的な負担感	
	の軽減を図ります。	

子育て世代包括支援	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う子	保健
センター設置促進事	育て世代包括支援センターの設置を促進するため、未	福祉課
業	設置の町村を対象に個別支援を行います。	

(2) 思春期保健対策の推進

事 業 名	事 業 概 要	担当課
県南地域思春期保健	関係機関との連携・協力により、思春期保健の健康	保健
対策推進事業	問題や教育状況を把握・分析し、思春期保健対策の充	福祉課
	実に努めます。	
	(1) 思春期保健教育等実施状況調査の実施	
	(2) 若者の健康情報交換会の開催	
	(3)関係機関等への情報提供 等	

(3) 青少年の健全育成を推進するための社会環境の整備

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
事 業 名	事 業 概 要	担当課
青少年の健全育成の	青少年健全育成条例により青少年の健全育成を推進	総務
推進	するための社会環境の整備を図ります。	企画課
	(1) 有害図書類指定に係る図書類の購入及び指定後	
	調査(年3回)	
	(2) 社会環境実態調査(図書類自動販売機実態調査	
	• 図書類取扱業者実態調査)	

5【ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進】

(1) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実

	こした月段 旧位 これの元人	
事 業 名	事 業 概 要	担当課
地域支援事業の充実	県南地域における高齢者福祉計画等の進捗状況の管	保健
	理や新計画策定に向けた課題の検討等を行います。	福祉課
	さらに、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる	
	ようにするため、介護・医療・予防・生活支援・住まい	
	が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築に向	
	け、各市町村地域支援事業の充実の取り組みを支援しま	
	す。	
	(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に係る県	
	南圏域連絡会議の開催	
	(2) 地域包括ケアシステム体制構築圏域別連絡会議	
	(3) 各市町村の地域支援事業の充実に向けて、研修	
	会、情報交換会、地域ケア会議支援等	
おもいやり駐車場利用	店舗や公共施設などに設けられている車いすマーク	
制度の推進	のある駐車スペースを利用しやくするため、歩行が一定	
	程度困難と認められる方に利用証を交付する「おもいや	
	り駐車場利用制度」の推進を図ります。	

(2) 障がい者の地域生活移行の支援

事 業 名	事 業 概 要	担当課
障がい者の地域移行・	障がい者の地域移行を促進するため人材を育成する	保健
地域定着推進事業	とともに、関係機関との連携強化のもと地域生活の定着	福祉課
	を目指します。	
	(1) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業に係	
	る研修会等の開催	
	(2) 県南地域生活移行圏域連絡会の開催	
相談支援体制及び生活	地域自立支援協議会を中心として、相談支援体制や生	
を支えるサービスの充	活を支えるサービスの充実が図られるよう、市町村の取	
実	り組みを支援します。	
	(1) 市町村の相談支援体制整備への助言・指導	
	(2) 専門的な療育指導及び相談支援	
	(3) 重度障がい者支援事業、市町村地域生活支援事	
	業補助金	

(3) 生活支援の充実

事 業 名	事 業 概 要	担当課
生活保護事業	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必	生活
	要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障	保護課
	するとともに、自立を助長することを目的として、要保	
	護者の必要に応じた各種の扶助を実施します。	
	また、保護の実施にあたっては、援助方針に基づく適	
	切な支援、各種調査等の徹底、町村及び医療機関等の関	
	係機関と連携を強化し、保護の適正実施並びに漏給・濫	
	給防止対策の推進を図ります。	
就労自立促進事業	就労可能な被保護者に対して、生活保護からの早期脱	
	却を目指すため、就労自立に向けた活動プランを策定	
	し、受給者主体の計画的、集中的な就労支援を実施しま	
	す。	
	また、ハローワークと連携し、早期支援の徹底、求職	
	活動状況の共有化など就労支援の強化を図り、被保護者	
	の就労による自立を促進します。	
長期入院患者等退院促	長期入院している被保護者のうち、受入条件が整えば	
進事業	退院可能な者に対し、適切な受入先の確保、個々の退院	
	阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を計画的に行	
	うことにより、地域生活への移行を促進します。	
生活困窮者自立支援事	① 自立相談支援事業	
業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の	
	段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対す	
	る、問題解消に必要な情報提供及び助言等の自立相談支	
	援を委託事業者と連携して実施します。	
	② 住宅確保給付事業	
	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はその	
	おそれがある者に対し、住居確保給付金を支給すること	
	により、安定した住居の確保と就労自立を図ります。	

③ 子どもの学習支援事業	生活
貧困の世代間連鎖の解消を目指すため、生活困窮者等	保護課
の世帯の小学1年生以上高校3年生以下(中退者・未入	
学者も含む)を対象に、学習支援等を委託事業者と連携	
して行います。	
④ 一時生活支援事業	
居住を持たない者等に対し、一定期間内に限り宿泊場	
所等の提供を実施し、生活困窮者の自立の促進を委託事	
業者と連携して行います	

6【誰もが安全で安心できる生活の確保】

(1) 生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上

事 業 名	事 業 概 要	担当課
生活衛生関係営業施設	生活衛生関係営業施設に対する計画的な監視指導の実	衛生
の衛生確保事業	施、営業者による適切な自主管理の実施に対する支援の	推進課
	ほか、公衆浴場や旅館の浴槽水のレジオネラ属菌検査や	
	理容所・美容所における使用器具の消毒効果確認のため	
	の細菌検査等を実施するなど、衛生水準の維持向上を図	
	るため、適切な指導と衛生管理等に関する情報提供に努	
	めます。	
	(1) 理容所・美容所・クリーニング所等営業施設の監	
	視指導	
	(2)旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌検査	
	(3)理容所・美容所における使用器具の細菌検査	
	(4)業種別衛生講習会の開催	

(2) 安全な水の安定的な供給

	143 O D (144	
事 業 名	事 業 概 要	担当課
水道水の安全確保事業	水道事業者等に対し、水道施設等の立入検査を実施し、	衛生
	適正な水質管理や施設の維持管理等についての指導助言	推進課
	を行うとともに、国庫補助等を活用した水道施設等の計	
	画的な整備促進の支援に努めます。	
	また、安全な水の安定的な供給に資する知見等の情報	
	収集に努め、水道事業者等に対し必要な情報の提供に努	
	めます。	
	(1) 水道施設への立入指導(書類検査及び現場検査)	
	(2) 水道施設等の計画的な整備促進への支援(水道国	
	庫補助事業(生活基盤施設耐震化等交付金等)の	
	指導及び助言)	
	(3)研修会の開催	
	(4) 危機管理対策の水道事業間の連携の推進	
	(5) 飲用井戸等の衛生対策指導	

(3) 食品等の安全性の確保

事業名	事 業 概 要	担当課
食品の安全性の確保事	「平成30年度福島県食品衛生監視指導計画」に基づ	衛生
業	き、食品営業施設等の監視指導を重点的、効率的かつ効	推進課
	果的に実施するほか、流通食品等の病原微生物などの各	
	種検査(収去検査)を実施し、飲食に起因する健康被害	
	や不良食品の発生を未然に防止するとともに、消費者や	
	食品等事業者に対し、食の安全に関する正しい知識の普	
	及啓発を図ります。	
	(1) 食品製造施設等の監視指導	
	(2) 食品表示の適正化に係る指導	
	(3) 食品の収去検査	
	(4) 食品の安全対策事業	
	(5) 食品衛生思想の普及啓発	
食品等関連施設への	全ての食品等関連施設に対し、国際的に認められた	衛生
HACCP導入普及	衛生管理手法である「HACCP」方式による衛生管	推進課
事業	理の導入普及を図ります。	
	(1) 業種別の導入普及のためのマニュアルの作成	
	(2) 食品等事業者等を対象とした説明会等の開催	
	(3) 食品等事業者への導入に係る個別指導	

(4)健康危機管理体制の強化

事 業 名	事 業 概 要	担当課
健康危機管理体制整備	原因が特定できない健康被害の発生や、大規模な健康	医療
事業	被害が発生した時などの健康危機管理対策に万全を期	薬事課
	すため、関係機関との連携体制整備や平常時から模擬訓	
	練等による対応能力の向上を図り、マニュアルに基づく	
	迅速かつ適切な対応に努めます。	
	(1) 平常時対応	
	・所内体制整備等	
	・模擬訓練等の実施	
	・災害時医薬品等の備蓄	
	・災害時用医療資機材の保管管理	
	(2) 発生時対応(24時間体制)	

(5) 災害時の保健医療福祉体制の強化

事 業 名	事 業 概 要	担当課
避難行動要支援者避難	避難行動要支援者を迅速かつ的確に安全な場所へ避	総務
支援個別計画策定等支	難させ、避難に伴う健康被害を最小限に抑えるため、避	企画課
援	難行動要支援者避難支援個別計画の全市町村での策定	
	を支援します。	
	水害や土砂災害に備えるため、浸水想定区域や土砂災	
	害警戒区域にある要配慮者利用施設における避難計画	
	の作成や避難訓練の実施について支援します。	

第 3 章平成29年度事業実績

_	30	_
---	----	---

平成29年度県南保健福祉事務所事業体系

1. =			1 7 1	市 类 力
			小項目	
1	復典			医療・福祉の推進
		1-1) 1	復興へ厄]けた心身の健康管理対策の推進(健康増進課、児童家庭支援チーム)
				1 被災者健康支援事業
				2 被災市町村連絡会等
		I-2) 1	飲用水及	び食品等の安全性の確保(衛生推進課)
				1 飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査
				2 食品中の放射性物質対策事業
П	全国	に誇れ	る健康長	寿の県づくり
		Ⅱ-1)	心身の値	建康を維持、増進するための環境づくりの推進 (健康増進課、障がい者支援チーム、医事薬事チーム)
			ア	健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進(健康増進課)
				1 健康増進事業
				2 県南の地域・職域連携推進事業
				3 健康長寿ふくしま推進事業
				4 健康長寿みんなで広げる検診促進事業
			イ	薬物乱用の防止(医事薬事チーム)
			l	1 薬物乱用防止事業
				2 指導取締事業
			ウ	こころの健康づくり (障がい者支援チーム)
				1 ひきこもり・心の健康相談事業
				2 ひきこもり家族教室
			エ	自殺対策(障がい者支援チーム)
				1 自殺対策関連事業
		II-2)	<u> </u>	貫病を予防するための環境づくりの推進(総務企画課、健康増進課)
			ア-1	関係を手切りるための環境ラミリの推進(応務正画味、健康指達味) 喫煙対策の推進(健康増進課)
) -1	1 受動喫煙防止対策・禁煙の推進
				2 喫煙の害に関する情報提供・普及啓発等の実施
			7 0	
			ア-2	栄養・食生活支援(健康増進課)
				1 食環境整備事業
				2 特定給食施設管理事業
			- 0	3 地域の栄養サポート体制整備支援事業
			ア-3	歯科保健対策の推進(健康増進課)
				1 市町村歯科保健強化推進事業
				2 ヘル歯ーケア推進事業
				3 地域歯科保健活動推進事業
				4 子どものむし歯緊急対策事業 (4) *** (4)
			1	保健医療福祉における研修の推進(総務企画課)
				1 地域保健福祉活動推進研修
		T 0\	14.15.51	2 保健師現任教育
		II-3)	地域包1	活ケアシステムの構築 (総務企画課、高齢者支援チーム、医事薬事チーム)
		\	6+ A)	1 在宅医療・介護連携の推進
		$\Pi - 4$	健全な?	食生活を育むための食育の推進(健康増進課)
				1 ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業
				2 市町村栄養・食生活支援事業
				3 健康づくり・栄養改善対策
				4 食品表示基準・誇大表示の禁止の指導事業
				5 食生活改善推進員支援事業
				6 健康長寿のための減塩&野菜を食べよう大作戦
				7 国民健康・栄養調査事業

大項目	中項目	小項目	事業名			
	Ⅱ-5) 感染症対策の推進(感染症予防チーム)					
		ア	感染症対策の推進			
			1 平常時対策			
			2 感染症患者発生時対策			
			3 感染症発生動向調査			
			4 エイズ等予防対策			
			5 肝炎対策			
			6 予防接種普及事業			
		イ	結核対策の推進			
			1 結核健康診断			
			2 結核医療事業			
			3 結核患者管理事業			
			4 結核対策特別促進事業			
Ⅲ 地址	域医療の					
	Ⅲ-1)		看護師等の確保と資質の向上(総務企画課)			
		ア	地域医療体験研修事業			
		イ	保健医療福祉の人材確保			
			1 医師臨床研修「地域保健・医療」研修			
			2 実習生に対する教育・実習指導			
	Ⅲ-2)	安全·罗	そ心な医療サービスの確保(健康増進課・医事薬事チーム)			
		ア	地域医療体制の整備(医事薬事チーム)			
			1 医療安全対策			
			2 医療機関監視指導事業			
		·	3 医療法等に基づく許認可事務			
		イ	救急医療体制の整備(医事薬事チーム)			
			1 初期救急医療体制の整備 2 第二次救急医療体制の整備			
			3 県南地域救急医療対策協議会			
		ウ	難病対策の推進(健康増進課)			
		9	1 特定疾患治療研究事業			
			2 特定医療費支給認定事務			
			3 指定医・指定医療機関等の指定申請事務			
			4 難病在宅療養者支援体制整備事業			
			5 遷延性意識障がい者治療研究事業			
			6 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業			
			7 原子爆弹被爆者対策事業			
			8 石綿による健康被害・救済給付事業			
		エ	献血者の確保(医事薬事チーム)			
			1 献血推進事業			
			2 移植医療の推進			
	III-3)	医薬品	の有効性・安全性の確保(医事薬事チーム)			
		ア	医薬分業の適正な推進			
			1 医薬分業の推進			
		イ	医薬品等の適切な使用、安全性の確保			
			1 薬事監視			
			2 医薬品医療機器等法等許認可事務			
			3 毒物劇物による危害の防止			
<u></u>						

大項目中項目	小項目 事 業 名
	て子どもを産み育てられる環境づくり
	子育て支援サービスの充実(児童家庭支援チーム)
Ι Ι΄ ΄΄ Γ	1 認可保育所の状況
	2 認可外保育施設の状況
	3 地域保育施設助成事業
\overline{V} $\overline{2}$	子どもの健全育成のための環境づくりの推進(児童家庭支援チーム)
l Ι΄ ΄ Γ	1 児童福祉(保育関係)行政調査指導
	2 保育所指導監査、認可外保育施設調査
IV-3)	子育て家庭の経済的支援(児童家庭支援チーム)
l I'' °′г	1 児童手当の支給状況
	2 多子世帯保育料軽減事業
W-4) =	援助を必要とする子どもや家庭への支援(児童家庭支援チーム)
	ア 障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実
	1 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
	2 発達障がい児支援者スキルアップ事業
	3 小児慢性特定疾病医療費支援事業
	イ 子どもの権利擁護の推進
	1 要保護児童対策の推進
	ウンとり親家庭の支援
	1 母子・父子家庭及び寡婦に対する総合的な支援
	2 ひとり親就労支援
IV-5) t	妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保(児童家庭支援チーム)
l l l f	1 先天性代謝異常等検査事業
	2 特定不妊治療費支援事業・不育症治療費支援事業
	3 妊産婦等支援事業
IV-6)	次代の親を育成するための環境づくりの推進(児童家庭支援チーム)
l Í Í	1 県南地域思春期保健対策推進事業
V ともにいきい	・き暮らせる福祉社会の推進
V-1)	人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進(総務企画課、高齢者支援チーム)
llΓ	1 県南地域保健医療福祉協議会
	2 社会関係及び保健衛生統計調査
	3 社会福祉法人監査
	4 高齢者福祉計画等の推進
V-2)	誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進
-	(総務企画課、高齢者支援チーム)
	1 "ひがししらかわ "医療人育成支援事業
	2 老人クラブ活動等事業
17.0	3 民生委員・児童委員の活動支援
	生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進(高齢者支援チーム)
T7 4)	1 百歳高齢者知事賀寿事業
	高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実(高齢者支援チーム)
	1 地域支援事業
	2 介護保険の認定
	3 介護保険法事業者指定
	4 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査
	5 老人福祉施設の運営指導及び監査
	6 介護保険業務技術的助言(地域支援事業を含む)

大項目	中項目	小項目	事業名
	V-5)	地域生	活移行や就労支援など障がい者の自立支援(障がい者支援チーム)
		ア	障がい者の地域生活移行の促進
			1 県南障がい保健福祉圏域計画の推進
			2 県南地域生活移行圏域連絡会の設置
			3 精神障がい者地域生活移行理解促進研修
			4 福島県精神障がい者地域移行・地域定着検討会
			5 精神障がい者地域移行県南圏域ネットワーク強化研修
		イ-1	人権への配慮と医療の確保
			1 精神障がい者の措置入院等
			2 精神科病院実地指導及び入院者の実地審査
		イ-2	在宅福祉サービスの充実
			1 重度障がい者支援事業
			2 特別障害者手当等の支給事業
			3 自立支援給付費負担金関係事業
			4 福島県地域生活支援事業費補助金
		イ-3	総合療育体制の推進
			1 障がい児(者)地域療育等支援事業
			2 発達障がい地域支援マネージャー事業
	V-6)	DV,	吉待防止及び被害者等の保護・支援 (児童家庭支援チーム、高齢者支援チーム)
			1 女性相談支援事業
			2 配偶者暴力相談支援事業
	V-7)	生活支	暖の充実(生活保護課)
			1 生活保護の適正実施
VI 誰も	が安全	で安心で	きる生活の確保
	VI - 1) ユニノ	(一サルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進 (高齢者支援チーム)
			1 おもいやり駐車場利用制度推進事業
			2 「福島県やさしさマーク」交付事業
	VI - 2) 生活律	5生関係営業施設の衛生水準の維持向上(環境衛生チーム)
			1 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業
			2 環境衛生確保対策事業
			3 家庭用品安全対策試買検査事業
			4 ねずみ・衛生害虫等の相談事業
			5 衛生講習会の事業
			6 温泉保護対策事業
	VI - 3)安全な	水の安定的な供給(環境衛生チーム)
			1 水道施設等の整備に関する指導事業
			2 水道施設等の衛生指導事業(放射性物質のモニタリング検査)
	VI-4) 食品等	の安全性の確保(食品衛生チーム)
			1 食品営業許可施設等の監視指導事業
			2 食品の安全対策事業
	VI - 5)健康危	で機管理体制の強化 (医事薬事チーム)
		ア	災害時医療体制の充実
		1	1 災害時の救急連絡網の作成・配布
			2 災害時用の医療資機材の保管管理
			3 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備
		•	

I 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

I-1) 復興へ向けた心身の健康管理対策の推進

1 被災者健康支援事業

心のケアセンターや社会福祉協議会等関係機関との連携のもとに、借上げ住宅及び仮設 住宅入居者等に対する訪問及び健康相談活動等を実施しました。

(1) 仮設住宅等入居者支援

ア 健康教室等の支援(対象:仮設住宅、借り上げ住宅入居者)

○双葉町健康サロン

開催場所:双葉町仮設住宅集会所

開催回数:48回 参加人数:延397人

内 容:運動、健康づくり、栄養・食生活等 従事者:当所職員 2人(内訳:保健師 2人) 被災者健康サポート事業職員 48人

イ 仮設住宅入居者個別相談(訪問)延件数:延44人(内訳:双葉町43人、浪江町1人)

従事者: 当所職員 15人(内訳: 保健師 15人) 被災者健康サポート事業職員 46人

(2)借上住宅入居者支援

ア 健康教室等への支援

○県南地域に避難している男性への健康支援(男遊クラブ)

開催場所:白河市産業プラザ人材育成センター等

開催回数:12回 参加者:延58人

内 容:運動、健康づくり、栄養・食生活、交流支援等

従事者: 当所職員 2人(内訳:保健師2人) 被災者健康サポート事業 職員12人

○双葉町社協サロン(交流会)

開催場所:白河市中央老人福祉センター

開催回数:1回参加者:延23人

従 事 者:被災者健康サポート事業職員 1人

○白河市社協サロン

開催場所:白河市中央老人福祉センター

開催回数:1回 参加者:延21人

従 事 者:被災者健康サポート事業職員 1人

○白河市社会福祉協議会 クリスマス会

開催場所:白河市中央老人福祉センター

開催回数:1回 参加者:延32人

従 事 者:被災者健康サポート事業職員 1人

イ 借り上げ住宅入居者個別相談(訪問)

訪問延べ人数:401人(内訳:双葉町14人、浪江町344人、南相馬市43人)

従 事 者 数:73人(被災者健康サポート事業職員)

ウ 借り上げ住宅入居者個別相談(電話)

延件数:20人(当所職員4人 被災者健康サポート事業職員 11人)

(3) 災害公営住宅入居者支援

ア 健康教室等の支援

○復興住宅サロン

開催場所:復興公営住宅集会所 開催回数:1回

参加者: 実 8人 延 8人

従 事 者:被災者健康サポート事業職員 1人

(4) 子ども健やか訪問事業(被災した子どもの健康生活支援対策等総合支援事業)

対 象 者:1歳児、前年度継続者

対応状況:訪問 延 3人(南相馬市1人、浪江町1人、葛尾村1人)

従 事 者:1人(雇い上げ助産師)

2 被災市町村連絡会等

被災者の健康支援を被災市町村等との緊密な連携のもとに継続的に実施するため、連絡会及び打合せを行いました。

(1)被災市町村打合せ等 3回

(内訳:双葉町:2回、浪江町:1回)

(2) 保健福祉実務者連絡会 14回(内訳:双葉町12回、浪江町2回)

I-2) 飲用水及び食品等の安全性の確保

1 飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査

市町村を経由し飲用井戸の所有者から依頼のあった飲用井戸水の放射性物質検査をい、飲料水の安全確保に努めました。

なお、これまでに基準値(10Bq/kg)を超過したものはありません。

実施期間:平成29年4月1日~平成30年3月31日

実 施 数:5 検体

検査結果: すべて ND (検出限界 1Bq/Kg)

2 食品中の放射性物質対策事業

県内産農林水産物等を原材料とする加工食品等の放射性物質検査を行い、基準値 を超える食品の流通防止を図るとともに、食品の安全確保に努めました。

なお、平成29年度において、基準値を超過したものはありません。

実施期間: 平成29年4月1日~平成30年3月31日

実施数:494検体 基準値超過数:0検体

Ⅱ 全国に誇れる健康長寿の県づくり

Ⅱ-1) 心身の健康を維持、増進するための環境づくりの推進

Ⅱ-1)-ア 健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進

1 健康増進事業

(1) 市町村健康増進計画策定支援等

(根拠) 健康増進法第8条

市町村の健康づくりの基本方針である健康増進計画の策定について、未策定市町村に対し、策定にむけた住民健康調査実施支援及び計画策定にむけた準備等の助言指導を行いました。また、健康増進計画の評価改訂を行う市町村に対しては、健康づくり推進協議会への参加や打合せ等の実施により助言指導を行いました。

・未策定市町村:1村(泉崎村) ・計画評価改訂市町村:1村(西郷村) <参考>健康増進計画策定状況(平成29年度末現在) 策定済み:8市町村

2 J MAN-1) · O III · III	
市町村名	健康増進計画	第二次健康増進計画	第三次健康増進計画
白河市	H16年度~H25年度	H26年度~H35年度	
西郷村	H15 年度~H19 年度	H26 年度~H29 年度	H30年度~H39年度
泉崎村	未策定	未策定	
中島村	(第二次として作成)	H29 年度~H38 年度	
矢吹町	H22 年度~H26 年度	H27 年度~H31 年度	
棚倉町	H18年度~H27年度	H27 年度~H31 年度	
矢祭町	H22 年度~H26 年度	H27 年度~H31 年度	
塙 町	(第二次として作成)	H26年度~H30年度	
鮫川村	H22 年度~H26 年度	H25 年度~H34 年度	

(2) 市町村健康づくり推進協議会に対する支援

各市町村が設置する市町村健康づくり推進協議会から委員と委嘱されている市町村に出席し、健康づくり施策への助言等を行いました。

白河市1回 、西郷村2回、矢吹町1回

(3) 健康增進事業技術的助言

県南保健福祉事務所健康増進事業技術的助言実施要領に基づき、平成30年2月中に 管内9市町村を訪問し、健康増進事業等の実施状況や課題・支援ニーズを確認し、各健 康増進事業の効果的・効率的実施に向けた協議を行いました。

(4)健康增進事業費補助事業

市町村が住民の健康の向上のため実施する健康増進事業の補助事業で、計画書及び 実績等の確認・進達事務を行いました。(補助率2/3)

2 県南の地域・職域連携推進事業

(根拠) 地域保健法第4条、健康増進法第9条、県南の地域・職域連携推進協議会設置要項 地域保健と職域保健が連携し、生涯を通した継続的な保健サービスを提供する体制の 整備を図りました。

(1) 県南の地域・職域連携推進協議会の開催

日 時:平成29年7月13日(木) 14:00~16:00 場 所:県南地方振興局(県南合同庁舎)大会議室 参加人数:構成機関18名 事務局4名 計22名 議 題:①管内の健康課題について

全国健康保険協会福島支部、福島県国民健康保険団体連合会より

- ②管内における地域・職域で連携した取組みの実施方法について 健診受診率向上対策/喫煙対策/高血圧予防・減塩対策/健康意識向上 改善対策の各項目について
- ③地域・職域連携推進事業について 平成28年度事業報告・平成29年度事業計画(案)
- ④「元気で働く職場」応援事業について

(2) 連携事業の実施

- ア 働く人の健康づくり担当者研修会の開催
 - ①職場の受動喫煙防止対策推進研修
 - *健康長寿みんなで広げる検診促進事業と併せて実施(4-(1)記載内容参照)
 - ②職場のメンタルヘルスセミナー

日 時:平成29年9月12日(火) 15:00~16:30

場 所:白河市産業保健プラザ人材育成センター 講堂

参 加 者:管内の中小企業の健康づくり担当者、市町村健康づくり担当者等 53 名

内 容:講話「働く人のストレスケア~職場でできるメンタルヘルス対策~」

講師 (株)ヘルス&ライフサポート 代表取締役 齋藤 明子氏

情報提供「職場の健康づくりに活用できる地域事業」

説明者 県南保健福祉事務所 保健福祉課障がい者支援チーム職員

- イ 健康情報の普及啓発
 - ・広報誌「職場の健康ニュースNo.8」の作成・配付 7,500部
 - ホームページの更新 等

3 健康長寿ふくしま推進事業

- (根拠)健康長寿推進に関する基本戦略、ふくしま【健】民パスポート事業実施要領、ふくしま健康情報ステーション事業実施要領、「元気で働く職場」応援事業実施要領県民一人ひとりが生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる「健康長寿社会」の実現にむけ、健康長寿の実現に不可欠な3本の柱(食、運動、社会参加)をベースに、県民総ぐるみの施策・事業を推進し、健康づくりに根ざした社会環境の整備、健康な地域づくりを目指し、各事業を行いました。
 - (1) ふくしま【健】民パスポート事業

ア 事業の普及啓発に関すること

うつくしま健康応援店、空気のきれいな施設訪問、各種会議・研修会、キャンペーン活動等にあわせ、チラシ等配布による啓発活動を実施した。

イ 市町村との連携実施に関すること

連携実施する市町村への事業情報の提供及び実施に係る相談対応等を行った

	平成28年度	平成29年度
	白河市、西郷村、	白河市、西郷村、
連携実施市町村名	棚倉町、矢祭町	中島村、棚倉町、
		矢祭町、塙町

(2) ふくしま健康情報ステーション事業

福島県立医科大学健康増進センターと連携し、モデル市町村における保健・医療・福祉 データの分析及び分析結果の事業等への活用等支援を実施した。 管内モデル市町村:3市町村(白河市、泉崎村、塙町)

モデル市町村に対する支援概要

◇泉崎村:健康増進計画策定のための村民健康調査実施に関する支援等

◇白河市:糖尿病対策事業(糖尿病ゼロ作戦事業)の事業評価と今後の方向性検討

◇塙 町:肥満の背景や肥満による健康影響等の分析と効果的な対策検討

(3) 「元気で働く職場」応援事業

管内の1事業所をモデル事業所として選定し、福島労働保健センターや協会けんぽ、 白河市等と連携しながら、事業所の健康課題や健康増進対策のあり方等を整理し、事 業所の健康増進対策や職場環境改善等の支援を行った。

ア. 検討会の開催: 3回(平成29年8月22日、10月13日、平成30年3月29日)

- イ. モデル事業所における健康支援活動
 - ・健康講話「タバコと健康、肩こり・腰痛の緩和」
 - ・健康講話受講後アンケート及び喫煙に関するアンケート実施と結果分析支援
 - モデル事業所健康増進対策の実施内容及び方法等の企画調整
 - ・元気で働く職場応援事業費補助金活用に関する支援

4 健康長寿 みんなで広げる検診促進事業

「福島県がん対策の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、県民が、がん対策に関する理解と関心を高め、主体的かつ継続的に活動ができるよう、地域の特性に応じた普及啓発を推進し、県民のがん予防等に取組む気運の醸成とがん対策の一層の推進を図ることを目的とし、各事業を行いました。

(1) 職場の受動喫煙防止対策推進研修会

日 時:平成29年8月24日(木)14:00~16:15

場 所:サンフレッシュ白河 会議研修室

参加者:管内の事業所や市町村等の衛生管理者、安全衛生推進者、健康づくり担当

者健康保険組合担当者等 計28名 (内 事務局4名)

内 容:①講 演「今話題の健康経営、始めませんか?」

講師:国際医療福祉大学看護学科准教授 斎藤 照代 氏

②事例報告

「協会けんぽと進める、禁煙対策」協業組合白河地方リサイクルセンター

「断煙教室の取り組み~変化する喫煙者~」: 信越半導体株式会社白河工場

③情報提供「管内の健康づくり事業について」

説 明 者:県南保健福祉事務所 健康増進課

(2) 「健康長寿」啓発事業

- ・各普及月間時に合わせた当所ホームページへの情報掲載、当所・管内県出先機関・事業所等でのチラシ・ティッシュ等の設置配布、のぼり旗の掲示、街頭キャンペーンによる啓発
- ・普及啓発のための啓発媒体の貸し出し

(3) がん検診推進員養成研修

がん検診推進員として活動いただくために必要な知識(がん検診推進員とは、がん検診について、生活習慣改善に関すること)習得のための研修会を市町村と連携して実施しました。

	実施日時	実施場所	対象市町村	参加人数
1	平成29年6月20日	棚倉町保健福祉センター	棚倉町・塙町	62人
2	平成29年7月4日	県南保健福祉事務所	西郷村・泉崎村	11人
3	平成30年3月14日	中島村保健センター	中島村	26人

Ⅱ-1)-イ 薬物乱用の防止

1 薬物乱用防止事業

薬物乱用の低年齢化が進行していることから、若年層に重点を置いた啓発事業を展開し、 薬物乱用防止教室への講師派遣による啓発を実施しました。

(1)薬物乱用防止教室(出前講座)による講師派遣

(根拠) 県南保健福祉事務所「出前講座」実施要領

■薬物乱用防止教室講師派遣状況

実施	i校	受講者数
小学校	10校	346人
中学校	11校	1,899人
高 校	6校	694人
その他	5校	157人
計	32校	3,096人

(2)「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動

(根拠) 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動実施要綱

覚せい剤・シンナー等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師等からなる各地区薬物乱用防止指導員協議会(白河地区指導員29名・東白川地区指導員30名)、高校生及びボランティア団体の協力を得て街頭キャンペーンを行い、地域に根ざした街頭啓発活動を実施しました。

地区名	白河地区	東白川地区		
実施年月日・場所	平成 29 年 6 月 24 日(土)西郷村	平成 29 年 7 月 5 日(水)棚倉町		

(3) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導

(根拠) 福島県薬物乱用防止指導員活動要領

地域や団体等における啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、活発な自主活動の展開に向けての技術的な支援を行いました。

ア 研修会への講師派遣

協議会名 白河地区薬物乱用防止指導員協議会		白河地区薬物乱用防止指導員協議会	東白川地区薬物乱用防止指導員協議会		
開催	日	平成29年6月5日(月)	平成29年6月7日(水)		

イ 報告会の開催

薬物乱用防止指導員等を対象に県南地区危険ドラッグ等撲滅啓発事業報告会を開催しました。

開催日 平成30年1月22日(月) 福島県立白河実業高等学校 会議室

内 容 「学校における取組みの報告(白河実業高等学校)」

報告者 福島県立白河実業高等学校 保健委員

(4)各種運動の実施

ア 不正大麻・けし撲滅運動の実施(5月15日~7月31日) (根拠)不正大麻・けし撲滅運動実施要綱 啓発活動を行うとともに不正大麻・けしのパトロール等により発見した不正けし・ 大麻を抜去しました。

・抜去本数 けし

1,369 本 (4 件)

イ 麻薬、覚せい剤乱用防止運動の実施(10月1日~11月30日)

(根拠) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

関係機関にポスター、リーフレットを配布し、本運動の普及を図りました。

2 指導取締事業

(1) 麻薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱施設の監視指導を行いました。

· 立入検査 49 件

■麻薬取扱者数

平成 30 年 3 月 31 日現在

卸売業者	小売業者	施用者	管理者	研究者	施用施設	合計
3	39	185	14	1	49	291

(2) 覚せい剤等取扱者指導取締事業

(根拠) 覚せい剤取締法、監視業務指針他

覚せい剤取締法に基づき、覚せい剤等取扱施設の監視指導及び事務処理を行いました。

· 立入検査 90 件

■覚せい剤等取扱者数

平成 30 年 3 月 31 日現在

施用機関	研	究	者	原料研究者	原料取扱者	合	計
0			0	1	※ 224		225

※病院・一般診療所・歯科診療所・薬局(220)含む

(3) 向精神薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

・立入検査

88 件

■向精神薬取扱者数

平成 30 年 3 月 31 日現在

製造製剤業者	試験研究施設	みなし業者	計
0	1	※ 224	225

※病院・一般診療所・歯科診療所・薬局・卸

(4) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬免許等事務

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。 ア 麻薬免許事務件数

- ・免許申請 105 件 ・免許証記載事項変更届 31 件 ・業務廃止届 22 件
- イ 麻薬廃棄等届出件数
 - ・麻薬事故届 13 件 ・調剤済麻薬廃棄届 36 件 ・麻薬廃棄届 14 件
 - ・麻薬現在量届 3件 ・麻薬譲渡届 1件 ・麻薬受払等届 87件
 - ·麻薬営業者法人役員変更届 3件

(5) 覚せい剤取締法に基づく覚せい剤取扱指定等事務

・覚せい剤原料廃棄届

4 件

Ⅱ-1) -ウ こころの健康づくり

1 ひきこもり・心の健康相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談·訪問指導要領

心の悩みや不安、アルコール、自殺に関することなど様々な心の問題に対して、心の健康相談窓口を設置し、精神科嘱託医及び保健師が相談に応じるとともに、精神障がい者と医療機関の結びつけ、早期治療の促進、精神障がい者を持つ家族への対応に関する助言等を行いました。

ひきこもりの状態にある本人または家族の相談窓口を、心の健康相談窓口に併せて設置し、疾患と社会的ひきこもりを判別し、対応のあり方についての指導と早期発見を行うとともに、家族等を必要に応じてひきこもり家族教室に紹介しました。

			相	談人	数(人)
相談区分	開催回	数			うち ひき	こもり相談
			実 人 数	延人数	実 人 数	延人数
心の健康相談 *	1 1		16	16	3	3
その他来所相談	随 時		30	38	2	2
所外相談	随 時		7	11	0	0
電話相談	随 時		113	515	2	6
家庭訪問	随 時		8	13	0	0
		計	174	593	7	11

注1) *精神科医による相談

注2) 「相談人数」の「実人数」について、1人の相談者が2種類以上の「相談区分」で相談実績がある場合(ex.その他来所相談&電話相談)、本当の実人数を把握するため一番上の相談区分(ex.その他来所相談)のみに計上してます。

2 ひきこもり家族教室

(根拠) 福島県精神保健相談·訪問指導要領

ひきこもりに悩む家族に集まる場を提供し、家族同士で話し合い、学び合うことで家族 の心理的な安定を図り、ひきこもりへの対応能力を高めることを目的にひきこもり家族 教室を実施しました。

開催日時•場所	主な内容	講師	参加	者数
	土なり谷	lid d 担	実	延
平成29年 12月12日(火) 13:30~15:30 県南保健福祉事務所	・前半:自己紹介 後半:「将来の経済面」を含め 、自由に意見交換 ・交流会	・福島県ひきこもり 支援センター 主任ひきこもり支援コ ーディネーター 若月 ちよ氏	6	6
平成30年 1月12日(金) 13:30~15:30 県南保健福祉事務所	・講話「本人の将来を考える ~今からできる経済術~」 ・交流会	・福島県ひきこもり支援センター主任ひきこもり支援コーディネーター若月 ちよ氏	0	4
平成30年 2月5日(月) 13:30~15:30 県南保健福祉事務所	講話「ユースプレイス県南で の支援の実際」・交流会	・アネシス学院(ユース プレイス県南) 相談員 芳賀 絹子 氏	1	3
	合 計		7	13

※対象者:「ひきこもり」の状態にある者の家族等及び関係機関。

Ⅱ-1)-エ 自 殺 対 策

1 自殺対策関連事業

(根拠) 福島県自殺対策推進行動計画

自殺者の減少に向けて「福島県自殺対策推進行動計画」に基づき、自殺予防に関する普及啓発の推進、地域の人材育成、市町村の自殺対策への支援等を実施しました。

(1) 自殺予防セミナー (メンタルヘルスセミナー) の開催

働き盛り世代(特に50代)の自殺者が増加していることから、健康増進課と連携し、中小企業の福利厚生担当者等を対象としたセミナーを開催しました。

開催日・場所	主 な 内 容	対象者	参加者
平成29年	講演「働く人のストレスケア~職場ででき	事業主、衛	
9月12日 (火)	るメンタルヘルス対策~」	生管理者·	
15:00~16:30	講師 株式会社ヘルス&ライフサポート	安全衛生推	53名
白河市産業プラザ	代表取締役 齋藤 明子氏	進者、専門	
人材育成センター	情報提供「職場の健康づくり活動に活用で	職(看護師	
	きる地域事業」 県南保健福祉事務所職員	•保健師)	

(2) 自殺対策緊急強化基金事業

(根拠) 福島県自殺対策緊急強化基金事業実施要綱

自殺者数の減少を図るため、追い込まれた人に対する相談体制の整備やゲートキーパーとなる人材の育成等により、地域における自殺対策の強化を推進しました。

ア 普及啓発事業

一般住民に対して、自殺や心の健康等に関する正しい知識や各種相談窓口の普及のため、自殺予防街頭キャンペーンを実施しました。

開催日時	場所	主な内容	資料等配布数	備考
平成29年 7月31日(月)	白河高校、白河第二高校 白河旭高校、白河実業高校	啓発資料、 グッズ配布	935部	三学年生徒と教職員に対して実施
平成29年 7月31日(月)	修明高校、塙工業高校、 修明高校鮫川分校	啓発資料、 グッズ配布	660部	二学年生徒と教職員 に対して実施
平成29年 9月25日(月)	塙町商工会二階研修室	啓発資料、 グッズ配布	15部	当所環境衛生チームと共同
平成29年 10月23日(月)	矢吹町商工会交流センター	啓発資料、 グッズ配布	20部	当所環境衛生チームと共同
平成29年 11月13日(月)	白河市人材育成センター	啓発資料、 グッズ配布	38部	当所環境衛生チームと共同
平成30年 3月16日(金) 7:30~8:30	JR新白河駅 正面出口、 高原出口	啓発資料、 グッズ配布	445部	通勤・通学者に対し て実施

イ 市町村人材育成事業

自殺の徴候を発見し、自殺を予防する人材(ゲートキーパー)を育成するため、研修会を開催しました。

開催日時・場所	主 な 内 容	対象者	参加者
	説明「管内の自殺の現状」	中小企業等	
平成30年	説明者 県南保健福祉事務所	の福利厚生	
1月30日 (火)	障がい者支援チーム職員	•健康づくり	
13:30∼	講演①「うつ病~病気と対応方法について	担当者等、市	50人
サンフレッシュ	理解を深める~」	町村職員、民	
白河	講師福島県立矢吹病院(精神科医)	生児童委員、	
	小野口 豪氏	障がい福祉	
	講演②「当事者の思いを知る」	サービス事	
	講 師 特定非営利活動法人Heartis	業所管理者	
	理事長 金澤 薫 氏	等	

ウ 市町村自殺対策緊急強化支援事業

(根拠) 福島県自殺対策緊急強化基金事業補助金交付要綱

地域における自殺対策を緊急に強化するため必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む市町村の活動を支援するため、補助金を交付しました。

- 補助金交付市町村数 9 市町村
- ·補助金交付額 2,094,000円
- エ 家族のためのうつ病教室

うつ病の方の家族に対して、うつ病の基礎知識や対応方法の基本などの必要な情報を 伝えるとともに、自身の健康に目を向ける機会や家族同士の気持ちを分かち合う場を提 供すること、また家族の支える力を高めることを目的として、家族のためのうつ病教室 を開催しました。

開催日時・場所	主な内容	参加	1者数
		実	延
平成 29 年	講話「うつ病の起源		
10月30日(月)	~病態と回復への道筋~」		
13:30~15:00	講師福島県立矢吹病院	1 5	1 5
県南保健福祉事務所	精神科 角田 智哉 氏		
平成 29 年	講話「家族と本人の関わり方」		
11月13日(月)	講師針生ヶ丘病院	0	6
$13:30\sim15:45$	臨床心理士 本間 真 氏		
県南保健福祉事務所	・家族交流会		
平成 29 年	講話「家族と本人の関わり方		
12月4日(月)	~当事者の目線から~」	0	3
13:30~15:30	講 師 特定非営利活動法人 Heartis		
県南保健福祉事務所	理事長 金澤 薫 氏		
	•家族交流会		
	合 計	1 5	2 4

(3) 県南地域自殺対策推進協議会

管内市町村の自殺対策を総合的に推進を図るため、自殺対策に関する情報提供及び市町村との情報交換等を実施しました。

日 時 平成 29 年 9 月 28 日 (木) 13:30~15:10

場 所 白河合同庁舎 大会議室

参集者 管内市町村自殺対策担当者等 21人

内 容 ①県南地域の自殺の現状について

- ②県南地域(管内)における自殺対策について
- ③意見交換·情報交換

生活習慣病を予防するための環境づくりの推進 II - 2

Ⅱ-2)-ア-1 喫煙対策の推進

(根拠) 健康増進法第25条

「第二次健康ふくしま21計画」の推進項目である喫煙対策について、成人の喫煙率 の減少及び受動喫煙の防止に重点を置いた対策を推進しました。

受動喫煙防止対策・禁煙の推進

(1) 公共施設の受動喫煙防止に関する実態調査

管内市町村における喫煙対策の推進やその支援を図るため、公共施設における分煙化 実態調査を実施しました。

(参照資料編 表1)

(2)福島県「空気のきれいな施設」認証制度の実施

禁煙に取り組む施設を登録・紹介することで、たばこの煙にふれない環境づくりを推進して います。

○新規申請86件(内、認証取消1件)、認証件数計89件

※その他、がん検診受診促進啓発事業(「健康長寿」啓発活動)において、職場の受動喫煙防止 対策推進研修会を実施

2 喫煙の害に関する情報提供・普及啓発等の実施

- (1) 相談対応(計6件)
- (2) 喫煙対策関係の媒体貸出及び資材提供(計8件)
- (3) 喫煙対策関係の貸出用媒体のホームページ掲載
- (4) 「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」における啓発活動

ご当地キャラこども夢フェスタ in しらかわ2017での街頭キャンペーンやポス ター・のぼりの掲示及びチラシの配布、ホームページへの掲載等普及啓発を行いまし た。

Ⅱ-2)-ア-2 栄養・食生活支援

1 食環境整備事業

(根拠) 「うつくしま健康応援店」事業実施要領

健康に配慮した食事や環境の提供、健康づくりのための情報発信ができる飲食店等を通 して、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備を図っています。

(1) 「うつくしま健康応援店」の登録について

①新規申請店への指導(回数、店舗数、指導人数) 1回 1店舗 2名

(2)健康づくり講座

既登録店と新規店舗に対し、登録店の従業員の健康管理のため、健康や栄養に関して 情報提供をいました。

・訪問(各店舗)による指導(回数、店舗数、指導人数)2回 2店舗 3名 〈応援店登録状況〉

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規登録	7	2	0	1
年度末登録	9 1	8 6	8 6	8 4
廃 止	0	7	0	3

2 特定給食施設管理事業

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号及び法第22条

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要な施設に対し、指導を実施しました。

特定給食施設数

117 - 117 - 47 - 127 - 227 -				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定給食施設	6 8	7 3	7 0	7 0
小規模特定給食施設	5 2	5 2	5 4	5 5
計	1 2 0	1 2 5	1 2 4	1 2 5

(1) 特定給食施設等講習会の開催

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開催回数	4	4	3	3
参加延人数	154	1 5 5	1 3 3	1 2 8
参加延施設数	106	1 1 2	1 0 4	9 4

(2)巡回指導

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施施設数	6 2	5 4	5 7	6 0

(3) 届出事務等

·届出事務 26件(内訳:設置届1件、変更届25件、廃止0件)

個別相談 19件

3 地域の栄養サポート体制整備支援事業

県南地域住民の生活習慣病重症化予防に向け、関係機関の栄養指導・保健指導の連携体制について協議する検討会を開催しました。

平成 29 年度県南地域栄養サポート体制整備支援検討会の開催

日 時:平成30年3月20日(木)14:30~16:30

場 所:白河市産業プラザ 人材育成センター 研修室

出席者: 医師会、医療機関管理栄養士、栄養士会、市町村栄養士・保健師、県国保課

14名

内 容:①説明「事業概要等について」

②説明「「福島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」について」

説明者 国民健康保険課 国保企画員 鈴木隆生 氏

③協議「関係機関が連携した生活習慣病重症化予防の取り組みについて」

Ⅱ-2)-ア-3 歯科保健対策の推進

1 市町村歯科保健強化推進事業

(根拠) 市町村歯科保健強化推進事業実施要綱

市町村の地域特性に応じた支援を行うために、市町村歯科保健強化推進検討会を開催し、歯科保健支援体制の構築を図りました。

(1) 歯科保健情報システムの運用

例年、市町村の歯科保健に関する情報について、集計、分析を行い、市町村歯科事業 評価及び計画を支援しています。 (参照資料編 表 2)

(2) 市町村歯科保健強化推進検討会の開催 (子どものむし歯緊急対策検討会と併せて実施)

2 ヘル歯ーケア推進事業

(根拠) ヘル歯ーケア推進事業実施要領

生涯を通した歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者らに対し口腔保健指導を行うとともに、施設等の保健担当者への助言指導を行いました。

(1) 在宅療養者

相談のあった難病患者に対し、口腔保健指導を行いました。

対象種別	実人数	延人数
難病患者	5人	5人
援護者	3人	3人
計	8人	8人

(2) 施設入所者・通所者等

下記施設の通所者及び施設職員に対し、口腔保健指導及び助言指導を行いました。

施設等	回数	実人数	延人数
社会福祉法人 白河学園	3 回	72人	78人
スナグルホームこづえ	1回	6人	6人
発達支援センターまきびと	3 回	39人	43人
楓	1回	13人	13人
サニーデイ	1回	14人	14人
どんぐり	4 回	19人	30人
計	13回	163人	184人

3 地域歯科保健活動推進事業

(根拠)地域歯科保健活動推進事業実施要綱

地域保健対策における歯科口腔に関する地域住民の健康の保持及び増進を推進させることを目的に実施しました。

(1) 地域における歯科保健事業に関する企画、調整、指導の実施(計12件)

(2) 歯科保健対策の推進に必要と認められる事項

ア 歯科保健の普及啓発に関すること(歯と口の健康週間、出前講座等)

イ 歯科保健に関する相談、情報提供等(計15件)

4 子どものむし歯緊急対策事業

(根拠) 子どものむし歯緊急対策事業実施要綱、市町村フッ化物洗口事業費補助金 交付要綱

子どものむし歯を予防するため、市町村において乳幼児及び小学校の児童・生徒を対象としてむし歯予防事業を総合的、体系的に実施することにより、地域における歯科保健水準の向上を図ることを目的とし、以下の事業を行いました。

(1)子どものむし歯緊急対策検討会の開催(1回)

市町村歯科保健強化推進検討会と併せて実施。

日 時: 平成29年11月9日(木)14:00~15:40

場 所:白河合同庁舎 大会議室

参加者:管内歯科医師会、歯科衛生士会、学校保健会、養護教諭部会の代表者、市町村

歯科保健担当者及び教育委員会担当者、県南教育事務所担当者 計24名(内

事務局4名)

内 容:①情報提供「管内のむし歯の現状及びフッ化物洗口の効果について」

②協議「管内小学校のむし歯予防の取り組みと課題について」

(2) 子どものむし歯緊急対策研修会の開催(1回)

○フッ化物応用推進研修会の開催

日 時: 平成29年8月30日(水)14:00~16:00

場 所:サンフレッシュ白河 会議研修室

参加者:管内保育所・幼稚園・小学校・市町村職員、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師

等63名(内事務局4名)、その他 メーカー3名

内 容:情報提供「県南地域のむし歯の現状及びフッ化物洗口の効果」

説明者:県南保健福祉事務所 健康増進課

講 話「なぜ、いまむし歯予防なのか?最新の科学から考える子どもの むし歯予防」

講 師:東北大学大学院歯学研究科国際歯科保健学分野准教授

相田 潤 氏

活動報告「棚倉町におけるフッ化物洗口の取り組み」

報告者:棚倉町健康福祉課、棚倉町立山岡小学校

情報提供「フッ化物洗口剤について」

説明者:㈱ビーブランド・コメディカル、昭和薬品化工㈱

(3) フッ化物洗口事業に対する補助

就学前集団施設(保育所・幼稚園・認定こども園等)及び小学校において、フッ化物 洗口を実施する市町村への補助事業で、計画書及び実績等の確認・進達事務を行いまし た。

Ⅱ-2)-イ 保健医療福祉における研修の推進

1 地域保健福祉活動推進研修

(根拠) 地域保健福祉活動推進研修実施要領

市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図り、地域保健福祉対策が推進することを目的に開催しました。

(1) 研修名「特定保健指導研修」

開催日 平成 29 年 7 月 31 日(月)

場 所 産業プラザ人材育成センター

ア 第1部 管理者研修

対象者 市町村国保担当課長及び保健担当課長、統括保健師

出席者 24名

内 容 講義

「健康日本21(第二次)を着実に推進しよう

~特定健診・特定保健指導における保健師栄養師の役割、医療費適正化計画」

講 師 千葉県病院局長(元厚生労働省健康局長) 矢島 鉄也氏

イ 第2部 保健師・栄養士研修

対象者 保健師、栄養士、事務職等

出席者 29名

内容講義「地域の解決すべき課題、個人の検診データを読み取る力量形成

~国保データベースを活用して糖尿病重症化予防を学ぶ」

講 師 千葉県病院局長(元厚生労働省健康局長) 矢島 鉄也氏

2 保健師現任教育

(1) 保健師現任教育研修

開催日(場所)	内容		講師及	及び助言	言者	出席数
(第1回)	講義「事例検討のすすめ方」		福島医科力	大学看記	養学部	20名
平成30年1月16日(火)	事例検討 2事	例	講師	古戸	順子氏	
(県南保健福祉事務所)						
(第2回)	講義「効果的なプレゼンテージ	/ョン	福島医科力	大学看記	養学部	20名
平成30年2月23日(金)	をするために~事業成果等を幸	设告す	教授	高橋	香子氏	
	る意義~」					
(県南保健福祉事務所)	グループワーク					
	「今日からできること、やって	こみた				
	いこと」					

(2) 市町村新任期保健師·栄養士現任教育支援事業

ア 県南地域市町村保健師・栄養士現任教育運営検討会 実施回数 4回 構成員 管内各市町村・県南保健福祉事務所統括保健師 10人

イ 新任期保健師栄養士研修及び情報交換会 実施回数 4回 参加者延べ数 人 内 容 テーマ別グループワーク、中間発表、成果発表等

Ⅱ-3) 地域包括ケアシステムの構築

1 在宅医療・介護連携の推進

(1) 県南地域在宅医療·介護連携推進会議

県南地域における在宅医療、地域包括ケア等に係る課題の共有、検討及び情報共有等を通 じ、在宅医療・介護連携を推進するための会議を開催しました。

ア 日時 平成 29 年 9 月 14 日 (木) 14:30~16:15

場所 白河市地域交流会議室(白河市図書館建物内)

内容 医療介護総合確保推進法に基づく平成29年度の福島県計画について

(2) 地域包括ケアシステム体制構築に係る県南圏域連絡会議

県南地域における地域包括ケアシステム構築の課題共有、検討、及び情報共有等を通じ、 在宅医療・介護連携を推進するための会議を2回開催しました。

ア 第1回

日時 平成 29 年 9 月 14 日 (木) 13:15~14:20

場所 白河市地域交流会議室(白河市図書館建物内)

内容 ・地域包括ケアシステム体制構築にかかる各市町村における取組状況と 今後の見通し

・高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

イ 第2回

日時 平成 30 年 2 月 7 日 (水) 15:15~16:30

場所 サンフレッシュ白河 会議研修室

内容 ・地域包括ケアシステム体制構築にかかる各市町村における取組状況と 今後の見通し

・高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

(3) 県南地域における退院支援ルール策定会議

在宅医療と介護連携の推進と、退院後の高齢者の円滑な在宅復帰を目指す「県南地域における退院支援ルール」を策定するための会議を1回実施しました。

日時 平成 30 年 2 月 7 日 (水) 14:00~14:45

場所 サンフレッシュ白河 会議研修室

内容 退院支援ルール運用状況、ガイドラインの改訂について

(4) 地域医療構想調整会議

県南地域の医療構想の策定及び実現に向けた関係者との会議を開催しました。

ア 第1回

日時 平成 29 年 8 月 9 日 (水) 15:30~17:00

場所 白河合同庁舎 大会議室

内容 病床機能について他

イ 第2回

日時 平成 29 年 10 月 19 日 (木) 15:30~17:00

場所 白河合同庁舎 大会議室

内容 病床機能の分化連携に関する調査結果について他

Ⅱ-4) 健全な食生活を育むための食育の推進

1 ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業

東日本大震災後の本県のこどもたちの健康課題等に対応するため、県関係部局と連携し、 「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を図っています。

(1) 県南地域子どもの食を考える地域ネットワーク会議

日 時:平30年1月24日(水)14:00~15:30

場 所:白河市産業プラザ 人材育成センター 研修室

内 容:①事業報告「平成29年度事業の取組状況について」

- ②報告「県南地域の子どもの健康状況について」
- ③協議「子どもの健康課題解決を支援する各機関の取組状況の共有と今後の 連携内容について」

参加者: 歯科医師会、県栄養士会、歯科衛生士会、保育協議会、 食生活改善推進協議会、市町村、県農林事務所、県教育事務所 14名

(2) 保育所等を対象とした食の指導者育成研修会

日 時:平成29年7月24日(月)14:00~16:00

場 所:白河市産業プラザ 人材育成センター 研修室

内 容:①説明「県南地域の子供の健康状況と各園の食育の取り組み状況について」

- ②グループワーク「保育所・幼稚園での食育計画の活用と取り組みについて」
- ③講義「食育計画を活用して進める保育所・幼稚園の食育活動」

講師 会津大学短期大学部 食物栄養学科 准教授 鈴木秀子 氏

2 市町村栄養・食生活支援事業

市町村の栄養改善事業を支援するため、個別指導や集団指導を行いました。

個別指導	5回	延 5人
集団指導	0回	0人

3 健康づくり・栄養改善対策

(1)健康づくり・栄養改善指導

(根拠) 健康增進法

健康づくり及び栄養に関する指導について、特に栄養面からの個別指導・集団指導を行いました。

個別指導	3 旦	延 3人
集団指導	2 回	延51人

(2) 管理栄養士・栄養士指導事業

(根拠) 栄養士法第2条

免許の申請、名簿訂正及び書換え、再交付等の事務を実施しました。

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
管理栄養士申請書等進達事務	9件	15件	7 件	13件
栄養士申請書等進達事務	3 2 件	22件	18件	28件
管理栄養士国家試験等の事務指導	8 件	9件	11件	17件
窓口相談等	15件	28件	6 件	4件

4 食品表示基準・誇大表示の禁止の指導事業

(根拠) 健康增進法第31条第1項、食品表示法

販売する食品の栄養表示及び広告、その他の表示について指導を行いました。

項目	平成	26年度	平成	27年度	平瓦	対28年度	平成	29年度
個別指導		延6人	8回	延8人	11回	延11人	13回	延13人
集団指導		延0人	0回	延0人	8回	延248人	2回	延67人

5 食生活改善推進員支援事業

地域ボランティアの積極的な活動を推進するため、市町村が行う食生活改善推進員の育成及び活動を支援しました。

• 県南地域食生活改善推進協議会

加入市町村: 白河市・棚倉町・鮫川村 推進員数: 117人(平成29年度末)

• 支援状况

~ 12X V \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
個別相談	17回 17人
集団指導	2回 86人

6 健康長寿のための減塩&野菜を食べよう大作戦

(1) 「減塩&野菜を食べようキャンペーン」の実施

ご当地キャラこども夢フェスタ in しらかわ 2017 及び棚倉町健康フェスタやうつくしま健康応援店健康づくり講座において、減塩や野菜摂取量の増加等を通した、適切な食習慣の確立に向けた取組の普及啓発活動を行いました。

(2) 「食行動実態把握調査」(質的調査)の実施

市町村や医療機関の管理栄養士に対し、肥満や高塩分摂取の要因となる食生活の特徴について、質的調査を実施しました。

日 時:平成29年12月21日(木)14:30~17:00

場 所:県南保健福祉事務所 2階 小会議室

出席者:管内病院管理栄養士4名、市町村管理栄養士2名

内 容:①説明「県民の健康的な食行動の実践に向けて〜福島県食行動実態把握調査 結果〜」

説明者 会津大学短期大学部 食物栄養学科 准教授 鈴木秀子先生

②グループインタビュー

7 国民健康・栄養調査事業

健康増進法第10条に基づき、国民生活基礎調査により設定された単位区から抽出された世帯の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況調査を行いました。

• 対象地区 西白河郡矢吹町 滝八幡地区

調査対象世帯数	13世帯	(40人)
調査実施世帯数	9 世帯	(26人)
実 施 率	69.2%	(65.0%)

Ⅱ-5) 感染症対策の推進

Ⅱ-5)ーア 感染症対策の推進

1 平常時対策

(根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法) 感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集・分析や公表、人材の養成・資質の向上、 感染症発生時の医療提供体制の整備等を行いました。

(1) 新型インフルエンザ等対策

福島県においては、新型インフルエンザ等対策行動計画が平成25年度に、翌年に同対策マニュアルが策定されました。

- ① 福島県新型インフルエンザ等対策県南地域医療会議の開催
 - ·開催日:平成29年9月13日(水) 15:00~16:00
 - · 場 所: 県南地方振興局 大会議室
 - ·出席者数:白河医師会長 他構成員 23名
 - ・内 容:県南地域における病院実動訓練の3ヶ年計画(案)について

平成28年度福島県新型インフルエンザ等対応訓練(病院実動訓練)の DVD 視聴及び情報交換

県内感染期における医療機関の新型インフルエンザ等対策について

- ② 平成29年度県南地域新型インフルエンザ等対応訓練(病院実動訓練) 福島県新型インフルエンザ等対策マニュアルに基づき、会田病院の協力を得て実施しました。
 - ·開催日:平成29年11月24日(金) 14:30~16:30
 - ·場 所:会田病院大会議室
 - · 出席者数: 33名
 - ・内 容:講演「医療機関における新型インフルエンザ等対策のポイントについて」

講師 県立医科大学 感染制御学講座講師

説明「県南地域における新型インフルエンザ等対策の医療体制について」

県南保健所感染症予防チーム

「病院実動訓練の振り返り、質疑応答」助言者 県立医科大学感染制御学講座講師病院実動訓練等見学(帰国者・接触者相談センター、病院実動訓練)

③ 所内における研修会の開催

新型インフルエンザ発生時に速やかに対応し、感染拡大防止を図るために保健所内の体制と対応等について、研修を実施しました。

- · 開催日: 平成29年5月30日、6月28日、7月24日 計3回
- 場所:県南保健福祉事務所会議室
- · 出席者数: 県南保健福祉事務所職員 51人
- ・内 容:標準予防策について

個人防護具着脱訓練 他

(2) 県南地域感染制御ネットワーク支援事業

県南地域の社会福祉施設(高齢者施設、児童福祉施設、障がい者施設等)、医療機関及び教育委員会を対象に感染症に関する情報を定期的に提供した。また、情報交換を行い、施設毎に感染症発症時の対策が図れるよう支援するとともに研修会を通して、各施設の職員の感染症予防対策のさらなる向上を図りました。

ア 県南地域感染症情報共有システムの構築

平成22年6月より毎月1回程度(情報提供が必要な事態が発生した場合は随時)感染症情報を対象施設に電子メール及びファックスにより送信しています。(254か所)

平成29年度は、定期号14回と臨時号9回の、計23回発信しました。

イ 県南地域感染制御ネットワーク支援研修会の開催

開催日:平成29年9月6日、9月7日、9月21日(3回)

対 象:高齢者、児童福祉、障がい者及び生活保護法に基づく施設の管理者、

職員等

場 所:県南地方振興局 大会議室

研修内容:社会福祉施設等における感染症対策について

講 師:県南保健福祉事務所 所長、職員

参加者数:110人

(3) つつが虫病の予防啓発事業

住民に対し、関係機関との連携により、つつが虫病についての正しい知識の普及啓発を 行いました。

・健康教育の実施

内	容	対	象	実施回数	参加者数
つつが虫病の)予防と対応	地区住民		4回	139人

・市町村及び関係機関広報誌掲載による普及啓発の推進 年1回

・市町村窓口でのパンフレット配布による普及啓発の推進 通年

(4) 感染症の予防啓発事業

社会福祉施設等関係機関に対し、感染症予防対策や感染症発生時の対応等について、正しい知識の普及を行いました。

· 18回 参加者 764人

2 感染症患者発生時対策

(根拠) 感染症法

(1) 疫学調査の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の規定に基づく調査が必要な感染症が発生した際に積極的疫学調査を実施し、地域における詳細な流行状況の 把握や感染源及び感染経路の究明を図りました。

また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努めました

(参照資料編 表3)

平成29年度内訳

結核17件、つつが虫病12件、レジオネラ症2件、E型肝炎1件、 梅毒1件、アメーバ赤痢1件、SFTS 疑い1件、類鼻疽の疑い1件 インフルエンザ(集団感染)5件、感染性胃腸炎(集団感染)3件

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施件数	43件	38件	43件	44件

3 感染症発生動向調査

(根拠) 福島県結核·感染症発生動向調査事業実施要綱

(1) 感染症患者届出状況·全数把握

医師が感染症法に定められた疾病であると診断し届出が行われた場合は、その感染症に係る発生状況等を正確に把握・分析し、その結果を住民や医療関係者へ的確に提供・公開しました。

■全数把握報告数

单位:件	=
------	---

						1 1 1 1 1 1
年度	1類	2類	3類	4類	5類	新型インフ
						ルエンザ等
2 5	0	34	2	7	3	0
2 6	0	12	2	5	3	0
2 7	0	13	1	12	2	0
2 8	0	15	7	12	2	0
2 9	0	17	0	15	2	0

平成 2 9	9年度内訳	
2類	結核	17件
4類	つつが虫病	12件
	レジオネラ症	2件
	E型肝炎	1件
5類	アメーバ赤痢	1件
	梅毒	1件

(2) 感染症患者報告状況・定点把握

感染症発生動向調査指定届出機関から、管内における患者情報及び病原体情報を収集しました。また、医師会等の関係機関に対して、感染症に関する情報を解析・提供しました。

■定点把握疾患別報告数(平成29年)

単位:件

■ V V V 1 □ 1 ± V C V V 1 → K	H 2/	() 13/4	2 3	1 /								+ III. •	11
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
インフルエンザ	542	802	563	146	52	9	0	1	0	0	11	122	2248
RSウイルス感染症	4	3	2	9	0	10	30	76	20	10	9	12	185
咽頭結膜熱	1	2	0	2	3	5	1	1	1	0	1	2	19
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	11	37	75	40	68	87	25	17	10	10	29	54	463
感染性胃腸炎	98	64	54	80	90	114	69	10	27	51	92	110	859
水痘	9	0	3	0	3	7	2	2	0	3	2	6	37
手足口病	0	0	0	0	1	2	13	181	77	37	59	54	424
伝染性紅斑	0	1	0	1	3	5	1	1	0	1	4	13	30
突発性発しん	4	5	14	13	7	12	11	3	3	2	4	4	82
百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	1	1	8	33	2	0	0	0	45
流行性耳下腺炎	0	1	2	3	4	5	8	5	1	3	12	48	92
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	9	12	15	26	24	26	13	11	14	13	9	13	185
細菌性髄膜炎※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マイコプ゚ラズマ肺炎	8	8	1	1	0	2	2	3	1	3	8	5	42
クラミジア肺炎※2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
感染性胃腸炎※3	0	0	2	4	8	0	1	0	0	0	0	0	15
インフルエンザ(入院)	6	12	7	3	0	1	0	0	0	0	0	1	30
性器クラミジア感染症	3	0	2	4	3	2	7	1	1	3	2	0	28
性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尖圭コンジローマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
淋菌感染症	2	0	1	0	0	0	2	0	0	2	0	0	7
ペニシリン耐性肺炎球	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	4
菌感染症													
メチシリン耐性黄色ブ	3	5	5	6	2	9	8	5	4	6	3	5	61
ドウ球菌感染症													
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

^{※1} インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。

4 エイズ等予防対策

(根拠) 福島県HIV検査実施要領

(1) エイズ等相談・HIV抗体・梅毒検査事業

毎週木曜日、夜間検査として第2・4木曜日(月2回)実施しています。

^{※2} オウム病は除く。

^{※3} ロタウイルスに限る。

■相談·檢查実施件数

単位:件

_ , - ,		·		T 124 · 11					
年	エイ	ズ相談	件数		V抗体		梅毒検査		
度				()	は夜間	月検査			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
25	52	21	73	10	4	14(2)			
26	43	38	81	10	9	19(7)			
27	46	19	65	11	5	16(7)			
28	49	31	80	14	10	24(12)	6	1	7(1)
29	58	15	73	15	5	20(6)	15	5	20(6)

HIV: ヒト免疫不全ウイルス

梅毒検査: H28.12 月より実施しています。

(2) エイズ等予防啓発事業

ア エイズ予防出前講座

エイズや性感染症に関する正しい理解を図り、エイズ・性感染症の予防と患者・感染者への差別・偏見の解消について考える機会として健康教育を行いました。

■エイズ等予防出前講座の実施状況

単位:回又は人

	平月	戊26年度	平)	成27年度	平)	式28年度	平成 29 年度		
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	
小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	
中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	1	31	1	15	1	19	1	22	
計	1	31	1	15	1	19	1	22	

イ 世界エイズデー関連事業

県立高校等に対し学校を通じて全校生徒・学生へ啓発資材を配付し、エイズに関する 正しい知識、レットリボンの意味、検査の受け方に関する啓発を行いました。また、街 頭キャンペーンにより住民等への啓発を行いました。

啓発資材配付数 県立高校(4校) 750個

看護学校(2校) 100個

短期大学(1校) 50個

リーフレット配布数 管内住民 1000部

5 肝炎対策

(1) 肝炎治療特別促進事業

(根拠) 福島県肝炎治療特別促進事業実施要綱

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎について、肝硬変・肝がん等への進行予防および肝炎治療を推進するため、インターフェロン治療患者、インターフェロンフリー治療患者及び核酸アナログ製剤治療患者の経済的負担の軽減と受診機会の拡大を図りました。

ア 医療費助成

・対象医療: C型ウイルス性肝炎の根治を目的とするインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療で、保険適用となっているもの。

B型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているもの。

・助成期間:同一患者について1年以内。(延長規定、2回目の制度利用規定有り、核酸アナログ製剤治療に関しては助成期間の更新有り)

イ 肝炎治療特別促進事業受給者証発給状況

·申 請 件 数: 114件

B型肝炎 70件

C型肝炎 44件

· 受給者証発給数: 114件 •不 承 認 数: 0件

(2) 肝炎ウイルス検査及び陽性者フォローアップ事業

(根拠) 福島県肝炎ウイルス検査及び陽性者フォローアップ事業実施要領

利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより、肝炎ウイルス陽 性者を早期に発見するとともに相談やフォローアップにより陽性者を早期治療につな げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ります。

ア 肝炎ウイルス検査

毎週木曜日に実施しています。

単位: 件

)		- / 0	1 1 11
年度	HCV・HB s 相談	HCV検査	HB s 抗原検査
2 5	190	1	1
2 6	286	14	14
2 7	347	6	6
2 8	279	8	8
2 9	260	6	6

(HCV: C型肝炎ウイルス HBs: B型肝炎ウイルス抗原)

イ 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成

初回精密検査 6件 2件 定期検査

6 予防接種普及事業

(根拠) 予防接種法

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、 主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、ワクチンの有効性及び安全性 の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進めるとともに、住民 の理解を得て、積極的に予防接種の推進に努めました。

(1)ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎 (参照資料編 表 4)

(2) 麻しん・風しん (参照資料編 表5)

(参照資料編 表 6) (3)日本脳炎

(4)結核 (参照資料編 表7)

(5) H i b 感染症 (参照資料編 表8)

(6) 小児の肺炎球菌感染 (参照資料編 表9)

(7) ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防) (参照資料編 表 10)

(参照資料編 表 11) (8)水痘

(9) B型肝炎(平成28年10月より定期接種に追加) (参照資料編 表 12)

Ⅱ-5) ーイ 結核対策の推進

平成19年4月より結核予防法を統合した改正感染症法の下に新しい結核対策がスタートしました。結核はポリオ、ジフテリア、SARSとともに二類感染症に位置付けられました。

1 結核健康診断

(根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

(1) 定期健康診断

定期の健康診断は、下記の者を対象として、事業所・学校及び施設においてはそれぞれの長が、それ以外の住民については市町村長が実施義務者となり実施しています。

- ・ 高等学校、大学等の学生又は生徒
- ・学校、医療機関及び社会福祉施設の業務に従事する者
- 65歳以上の者

■平成29年度 結核定期健康診断実施状況

単位:人

	対象者数	受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	結核患者
高等学校	1, 122	1, 118	99.6	1, 118	0	0	0
大学等	104	104	100.0	48	56	0	0
施 設	1, 429	1, 352	94.6	85	1, 267	0	0
事業所	6, 336	6,016	94. 9	1,894	4, 122	0	0
一般住民	39, 572	12, 058	30.5	11, 900	158	0	0
合 計	48, 563	20, 648	42.5	15, 045	5,603	0	0

(2)接触者健康診断

感染症法第17条の規定に基づき、結核の感染が疑われる者、または、結核を他に感染 させるおそれのある者等特定の対象者に対して健康診断を行いました。

■接触者健康診断実施状況

単位:人

年	度	対象数	実施数	実施率	検診結果				
+	及	刈豕剱	夫旭剱	%	要医療	経過観察	異常なし		
25	5	246	227 (184)	92.3	6	31	190		
26	;	272	255 (191)	93.8	2	21	232		
27	7	75	69 (37)	92.0	1	1	67		
28	3	148	147 (137)	99.3	4	12	131		
29)	482	479 (396)	99. 4	2	32	445		

()内は、平成 2 6 年度までは Q F T 検査 (クォンティフェロン T B 検査) を再掲

平成27年度以降はTスポット、TB検査を再掲

2 結核医療事業

(1) 感染症診査協議会開催

(根拠) 福島県感染症の診査に関する協議会運営要綱

開催回数 月1回程度(入院勧告を行う場合は臨時に開催する)

■感染症診査協議会診査件数

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
開催回数			12回	11回	15回
診査件数	85件	50件	32件	36件	35件

(2) 結核医療費公費負担

(根拠) 感染症法第37条及び第37条の2

ア 入院勧告・入院措置患者に対する医療費の公費負担制度(法第37条)

保健所長は、結核をまん延させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、入院を勧告することができます。

入院勧告医療に要する費用及び医療を受けるために必要な費用については、国と負担することになっています。

■法第37条医療費公費負担申請状況

	1/14 -		717 C - 17		V . W -	
年	度	申	請件	数	合 格	不合格
4	及	全数	新規	継続	口俗	小口俗
2	25	43	11	32	43	0
2	26	17	3	14	17	0
2	27	3	2	1	3	0
2	28	3	2	1	3	0
2	29	7	4	3	7	0

イ 一般患者に対する医療費公費負担制度(法第37条の2)

結核患者に対する適正医療を推進し、早期治癒を支援するため、その区域に居住する 結核患者が指定医療機関で医療を受けるために必要な費用を、国と県でそれぞれ一定の 割合を負担することになっています。

■法第37条の2医療費公費負担申請状況

年 度	申請件数	合格件数	承認件数
25	42	41	41
26	25	25	25
27	24	24	24
28	22	22	22
29	19	19	19

3 結核患者管理事業

(1) 結核罹患率

管内の結核罹患率は、全国・県と比較すると、平成25年を除き平成15年から低い状況で推移しています。

■結核罹患率の推移(人口10万対)

年		H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
全	闭	16.7	16. 1	15. 4	14. 4	13.9
福島り	具	9.9	11. 7	9.6	9.8	8.6
県南地場	或	9.5	16. 4	8.9	6.2	4. 9

(2) 市町村別結核患者新登録患者数

平成29年の新登録患者13人のうち、喀痰塗抹陽性であった者は3人となっています。

■新結核患者登録者数(年別・市町村別・活動分類別)

(当該年に新たに結核患者として登録された数)

単位:人

区分				別掲						
		肺結核活動性							※罹患率	潜在性
	総数	1		8痰塗抹陽	i性	その他	菌陰性	肺外結	(人口10	指 核
年別	№心 安 久	総 数	総数	初回治療	再治療	の結核	その他	核活動	万対)	感染症
市町村別			小心 女 父	初凹伯源	计们原	菌陽性		性		必未止
平成25年	24	17	5	5	0	10	2	7	16. 4	6
平成26年	13	11	7	7	0	2	2	2	8.9	2
平成27年	9	5	1	1	0	2	2	4	6. 2	3
平成28年	7	4	2	2	0	2	0	3	4. 9	5
平成29年	13	11	3	3	0	8	0	2	※ 9. 2	3
白河 市	4	3	0	0	0	3	0	1		1
西鄉村	2	2	1	1	0	1	0	0		1
泉崎村	0	0	0	0	0	0	0	0		0
中島村	0	0	0	0	0	0	0	0		0
矢 吹 町	3	3	1	1	0	2	0	0		0
棚倉町	1	0	0	0	0	0	0	1		1
矢 祭 町	0	0	0	0	0	0	0	0		0
塙 町	2	2	0	0	0	2	0	0		0
鮫 川 村	1	1	1	1	0	0	0	0		0

※ 平成28年の罹患率については、県南保健所集計によるものです。

※罹患率(人口10万対):10.1 現在人口より

平成 29.10.1 現在人口 141,445 人

(3) 市町村別結核患者登録数

■結核患者登録数(年別・市町村別・活動性分類別)

(当該年に新たに結核として登録された者とそれ以前からの登録者で年末に登録のある結核患者数)単位:人

(=	一一一	- 新たに結核として登録された有とてれ以削からの登録有								し十八	くに出る	吸りめる指位	(忠日数)	単位: 八
区分	総数		活動性結核							不活	活動	別掲		※
		総数			肺絹	吉核活動	動性		肺外	動性	性不	潜在性	登 録 率	有病率
			総数	登録	時喀痰	塗抹	登録時	登録時	結核	結核	明	結核感染		(人口
					陽性		その他	菌陰性	活動			症		10万対
年別				総数	初回	再治	の結核	・その	性)
市町村別					治療	療	菌陽性	他						
平成25年	40	11	5	3	3	0	1	1	6	0	29	7	27.4	13.0
平成26年	54	6	5	2	2	0	2	1	1	11	37	13	37. 1	4. 1
平成27年	34	8	5	1	1	0	2	2	3	26	0	10	23. 5	5.6
平成28年	16	3	2	0	0	0	2	0	1	13	0	9	11. 2	2. 1
平成29年	21	7	6	1	1	0	5	0	1	14	0	11	14.8	4. 9
白河市	10	3	2	0	0	0	2	0	1	7	0	2		
西郷村	2	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3		
泉崎村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
中島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
矢 吹 町	4	2	2	1	1	0	1	0	0	2	0	1		
棚倉町	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4		
矢 祭 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
塙 町	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0		
鮫 川 村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		

H29.12.31 現在

※平成29年の有病率については、県南保健所集計によるものです。

(4) 年齡階級別結核登録状況

70歳以上の割合は56.1%で、最も多くなっています。

■年齢階級別結核登録患者数及び割合

単位:人(%)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0~29歳	7(17.5)	7 (13. 0)	2(5.9)	1(6.3)	4(25.0)
30~39歳	3 (7.5)	5 (9.3)	2(5.9)	0(0.0)	0(0.0)
40~49歳	5 (12.5)	3 (5.6)	2(5.9)	1(6.3)	1(6.3)
50~59歳	3 (7.5)	4 (7.4)	3(8.8)	2(12.4)	1 (6.3)
60~69歳	7(17.5)	9 (16. 7)	4(11.8)	0(0.0)	1(6.3)
70歳以上	15 (37. 5)	26 (48. 0)	21 (61.7)	12 (75. 0)	9 (56. 1)
合 計	40	54	34	16	16

4 結核対策特別促進事業

(1) 結核患者療養支援事業の実施

喀痰塗抹陽性患者の院内DOTS(直接服薬確認療法)を支援するため、白河厚生総合病院等と保健所によるケアカンファレンスを実施しました。

開催回数: 6回事例件数: 52件

(2) 結核モデル診査会の開催

·開催日:平成29年11月20日(月)18:00~20:00

· 場 所: 県南保健所 大会議室

· 出席者: 34名

・内 容:報告「県南保健所管内の結核の現状について」

結核モデル審査会 症例数5症例

助言者 公益財団法人結核予防会複十字病院 副院長 尾形英雄

講演「結核に関する最新の情報について」

講師 公益財団法人結核予防会複十字病院 副院長 尾形英雄

(3) 結核ミニ講座の実施

・実施回数 8回

·参加者数 413人

Ⅲ 地域医療の再生

Ⅲ-1) 医師、看護師等の確保と資質の向上

Ⅲ-1)-ア 地域医療体験研修事業

(根拠) 地域医療体験研修実施要領

県内外の医学生を対象に、地域医療の現状視察や地域住民との交流などの場を提供し、 東白川地域等における地域医療や地域の現状について理解を深めてもらうため、宿泊体験 研修を実施しました。

ア 地域医療体験研修

開催日:平成29年8月28日~30日(2泊3日)

内 容: 塙厚生病院、特別養護老人ホームユーアイホーム等医療・介護現場の視察

医師等医療関係者との懇談会 鮫川村国保診療所医師の講話

地域住民との交流(健康教室、農家民宿泊)

参加者:5名(福島県立医科大学3年生)

Ⅲ-1) -イ 保健医療福祉の人材確保

1 医師臨床研修「地域保健・医療」研修

(根拠) 医師法及び「福島県保健福祉事務所標準研修プログラム」

平成16年度から医師臨床研修制度に基づく「地域保健・医療」研修がスタートしたことに伴い、臨床研修病院から研修医を受入れ、当事務所における研修プログラムに基づき、 県南地域の保健・医療の現状を踏まえながら地域保健・医療研修の充実に努めました。

- 研修医 5人
- ・研修時期 平成29年5月31日~平成30年1月19日
- •研修期間 各3日間

2 実習生に対する教育・実習指導

(根拠) 福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

保健福祉事務所の実習を通して、地域保健福祉活動の理解を深めることを目的に、保健 医療・福祉学生等の実習指導を行いました。

■実習生受入状況

	- V V V V U U				
養 成	施	設 名	7	実習人数	実 習 期 間
福島県立医	科大学看	護学部2年	Ξ.	14人	平成29年11月6日
					平成29年11月7日~11月10日
					11月13日~11月16日
ポラリス作	呆健看護	養学院4年	Ξ.	6人	平成29年 5月29日
				(3人)	平成29年11月22日
郡山女	子 大	学 3 年	Ξ	3 人	平成29月 8月28日~ 9月 1日
淑 徳	大 学	3 年	111	1人	平成29年 8月28日~ 9月 1日
郡山健康	科学専門	月学校2年	Ε.	2人	平成29年 9月11日~ 9月14日
独協医科	大学医	学部 5年	1	2人	平成29年 9月26日~ 9月29日
奥羽大	学 薬 学	部 5 年	1.	1人	平成29年 7月18日~ 7月19日

Ⅲ-2) 安全・安心な医療サービスの確保

Ⅲ-2)-ア 地域医療体制の整備

1 医療安全対策

(根拠) 医療法・福島県医療相談センター運営指針

(1) 県南地域医療安全研修会

医療安全対策は医療政策の最重要課題であり、地域住民に安心・安全な医療を提供するためには、すべての関係者が共通意識を持って取り組む必要があります。

そこで、医療機関が医療安全対策に組織的に取り組むことができるよう意識の向上と実践できる知識の習得を図りました。

·開催日:平成29年12月7日(木) 18:30~20:30

対象者:管内の医療機関の管理者、医療従事者及び事務担当職員等

·参加者数:205名

• 内 容

(講演1)

「感染症トピックス」

講師 県南保健福祉事務所 専門保健技師 佐藤裕美 (講演2)

「薬剤耐性(AMR)を出さないための対策について」

講師 公立大学法人福島県立医科大学 感染制御学講座 教授 金光敬二 先生

(2) 医療安全ネットワーク会議(研修会)の開催

(県南地域医療安全ネットワーク確保事業)

県南地域8病院のリスクマネージャーを構成メンバーとする情報連絡会議を定期的に開催して、医療安全(院内感染対策)に関する事例検討や情報交換を行うとともに、リスクマネージャー等のレベルアップを図りました。

ア目的

各病院における医療安全管理の責任者であるリスクマネージャー(医療安全推進者)間の情報交換及び安全対策意識の向上を図ることにより、医療現場における事故減少並びに安全管理体制の確保に努めることを目的とする。

イ 実施内容

日 時:平成30年2月1日(木)15:00~16:30

会 場:県南保健福祉事務所 大会議室

内 容:インシデント報告からの改善取組みについて 他

参加者数:リスクマネージャー、看護師等 18名

(3) 医療相談

患者、家族からの医療に関する苦情、心配事などの相談に迅速に対応するとももに、医療機関への情報提供、指導を実施しました。

医療相談件数 21件

2 医療機関監視指導事業

(根拠) 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱 福島県医療監視要綱

病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備及び適正人員の配置状況、さらには、適正な管理が行われているか等について立入検査を実施し、県民に適正な医療が提供できるよう指導・助言を行いました。

(参照資料編 表 13)

■医療監視実施数

立入実施数	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
病院	8	8	8	8	8
一般診療所	25	32	47	19	34
歯科診療所	13	23	23	12	22
助産所				1	0
施術所	14	19	19	16	21
歯科技工所	5	2	1	0	0
合計	65	84	98	56	85

3 医療法等に基づく許認可事務

(根拠) 医療法・福島県医療法施行細則

医療機関の開設(病院を除く。)許可、使用許可等の事務を行いました。

• 診療所開設許可 9 件

病院診療所変更許可 15件(病院 9・診療所 6)病院診療所使用許可 9件(病院 8・診療所 1)

• 病院診療所使用許可 9件(病院 8・診療所 1)

Ⅲ-2) -イ 救急医療体制の整備

初期救急医療体制の整備

白河市、西白河郡・東白川郡町村は、在宅当番医制をそれぞれ各医師会に委託し、当番医 制により休日診療を実施しています。

歯科についても、白河歯科医師会が在宅当番歯科医制により、休日診療を実施しています。

2 第二次救急医療体制の整備

(根拠) 救急医療対策の整備事業について(国通知)

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制については、救急 医療輪番病院群により実施しています。

■第二次救急医療機関

平成 30 年 3 月 31 日現在

医療機関名	住 所	病院群 輪番制	救 病 院
福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1	0	0
医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1	0	0
公益財団法人会田病院	西白河郡矢吹町本町216	\circ	0
福島県厚生農業協同組合連合会	東白川郡塙町大字塙字大町1丁目5	0	0
計		4	4

3 県南地域救急医療対策協議会

(根拠) 福島県域救急医療対策協議会設置要綱

地域の救急医療体制の整備、充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関による検討、 協議のため、協議会を開催しました。

·開催日:平成30年2月28日(水) 15:00~16:30

•場 所:県南保健福祉事務所 大会議室 内容:ドクターヘリの運用について他

Ⅲ-2) -ウ 難病対策の推進

特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県特定疾患治療研究事業実施要綱(平成27.4.1施行、平成27.1.1適用)

これまで、56疾患を対象に調査研究及び医療費の公費負担が行われていましたが、難 病患者に関する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく医療費助成制度が 平成27年1月1日から施行されたことに伴い、対象疾患が5疾患となりました。

■特定疾患医療受給者証所持者(年度末現在)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人 数	0	0	0

2 特定医療費支給認定事務

(根拠) 福島県特定医療費支給認定実施要綱(平成27.4.1 施行、平成27.1.1 適用)

対象疾患が追加となり平成29年4月1日から330の疾患、平成30年4月1日より331の疾患に医療費助成が行われています。

平成29年12月31日にて経過措置制度の終了に伴い、更新申請の際に診断基準及び 重症度分類を満たすことが必要になったため、不承認の件数が多くなり、受給者証の所 持者数が減少しています。

■特定医療費受給者証所持者(年度末現在)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数	8 9 5	930	8 3 4

3 指定医・指定医療機関等の指定申請事務

(根拠) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)

第14条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定、第6条第1項の規定に基づき指定医の指定を都道府県知事が行うものです。

■指定申請件数 (平成 30.3.31 現在)

種別	件数					
指定医·協力難病指定医	9 2					
指定医療機関	1 0 7					
診療所	(53)					
指定薬局	(45)					
指定訪問看護事業者	(9)					

4 難病在宅療養者支援体制整備事業

(根拠) 福島県難病在宅療養者支援体制整備事業実施要綱

(1) 難病患者地域支援連絡調整会議

ア 難病患者地域支援連絡会議

地域の保健・福祉サービスと医療が総合的に提供できる体制を整備するために、難病患者を支援する関係者が課題と対策を検討しました。

日 時:平成30年1月10日(水)14:00~15:50

場 所:白河合同庁舎会議室

出席者:構成機関21名 事務局4名

内容:(1) 管内における指定難病患者の実態、療養生活状況について

- (2) 管内難病患者に対する療養支援状況と支援上の課題について
 - ①各機関における難病患者の支援状況について (変更・追加点)
 - ②各機関における難病患者支援にかかる課題について
- (3) 難病患者の災害対策について
 - ①各市町村の災害対策について
 - ②各機関における難病患者災害対策について
 - ③管内在宅難病患者に対する災害時の個別支援計画策定対策事例について
- (4) その他

在宅難病患者支援に関する意見等

イ 難病患者在宅ケア調整会議

在宅療養生活をしている難病患者の多様なニーズに対応し、保健・医療・福祉等の各種サービスの総合的な調整を行いました。

- (1)当所主催の調整会議:1回開催
- (2)関係機関主催の調整会議への出席:8回出席

(2)相談指導事業

面接や電話による相談指導を随時行うと共に、神経難病患者と中心に保健師、看護師 による家庭訪問を実施し、在宅療養生活を支援しました。

内 容	実件数	延件数
家庭訪問	3 7	5 0
電話相談	_	1013
面接相談	1 0 2 3	1 6 0 7

(3) 医療相談事業

在宅で療養をしている神経難病患者等を対象に、QOLの向上を図るため、相談及び交流を目的とした医療相談会を実施しました。

開催月日 場 所	対象疾患	内 容	講師等	参加 人数
平成 29 年 6 月 11 日 (日) 県南保健福祉事務所	神経・筋 疾患患者	作業療法士による実技指導・助言 「生活に役立つリハビリ」	作業療 法士	17
平成 29 年 7月 23 日 (日) 県南保健福祉事務所	新規認定 患者	交流会「病気になって感じたこと 、考えたこと」 指定難病医療費助成制度と関連制 度の紹介	臨床心 理士	20
平成 29 年 8 月 2 日 (水) 棚倉町保健福祉センター	神経・筋 疾患患者	作業療法士による実技指導・助言 「生活に役立つリハビリ」	作業療 法士	12
合 計	3回		_	49

※各回、難病ボランティア「ゆいの会」が協力

(4) 訪問診療事業

専門医師、理学療法士等が、患者の家庭(生活の場)において、診療及び療養上の相談 や実技指導等を行う事業ですが、今年度は、希望する患者がなく実施していません。

(5)福島県在宅難病患者一時入院事業

在宅難病患者が介護者の休息(レスパイト)等の理由により、在宅の介護を受ける事が 困難となった場合の体制整備を図り、患者や家族等の相談に応じ、申請受理し一時入院受 け入れ医療機関との調整を行うものです。

福島県では9医療機関、県南地域は、会田病院が委託契約医療機関になっています。事業利用実績はありません。

(6) 難病ボランティア育成支援

難病患者ボランティア「ゆいの会」(平成15年3月7日発足)の活動助言等支援を行いました。

(7) 難病患者会活動支援

- 1)家庭訪問等をとおして、運営のあり方等について助言すると共に、対象者に会を紹介する活動を行いました。
 - ・オアシス (パーキンソン病患者と家族の会)
- 2) 患者に対し会主催の講演会等の案内について協力しました。
 - JRPS福島(網膜色素変性症の患者と家族の会)
 - ・公益社団法人日本リウマチ友の会福島支部
 - ・日本ALS協会福島県支部(筋萎縮性側索硬化症の患者と家族の会)

- ・特定非営利活動法人筋強直性ジストロフィー患者会
- ・ I B D ふくしま (潰瘍性大腸炎、クローン病の患者と家族の会)

5 遷延性意識障がい者治療研究事業

(根拠) 遷延性意識障がい者治療研究事業実施要綱

事故や疾病等により3ヵ月以上にわたり意識障害が認められる患者を対象に、医療の確立と普及、医療費の自己負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

■遷延性意識障がい治療研究事業認定患者数

	年	度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I	人	数	3	4	3	3	3

6 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(根拠) 福島県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

医療費の公費負担により、患者の医療負担及び精神的、身体的不安の軽減を図ることを 目的としています。

■先天性血液凝固因子障害等治療研究事業認定患者: 0人(平成29年度末現在)

7 原子爆弾被爆者対策事業

(根拠) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

健康診断の実施、医療の給付、各種手当の支給等を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図っています。

(1) 原子爆弾被爆者健康手帳所持者: 3人(平成29年度末現在)

(2) 原子爆弾被爆者健康診断事業

■健康診断の実施状況

	第1回定期健康診断	第2回定期健康診断	精密検査
受診者数	1	3	2

■希望によるがん検査の実施状況 (実人員 1人)

	胃がん		胃がん		胃がん 肺が		大腸がん		乳がん		子宮がん		多発性骨	
	検	診	検	診	検	診	検	診	検	診	髄腫検診			
受診者数		1		1		1		1		1	1			

■希望による一般検診の実施状況 (実人数 0人)

(3)被爆者二世健康診断

受診者 3名

(4)原子爆弾被爆者各種手当支給事業

·健康管理手当支給者 1人(平成29年度末現在)

8 石綿による健康被害・救済給付事業

石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し、迅速な救済を図ることを目的として『石綿による健康被害の救済に関する法律』に基づき創設された事業です。医療費、療養費、葬祭料などの給付が受けられます。

・認定申請:1件

Ⅲ-2)-エ 献血者の確保

1 献血推進事業

(根拠) 福島県献血推進計画

平成29年度は県南保健福祉事務所管内の献血目標を3,585人(200mL:190人、400mL:3,395人、血液センター分を除く)に設定し、これを達成するため、献血思想の普及啓発、献血組織の育成強化を図るとともに、市町村及び福島県赤十字血液センターと連携しながら献血事業の推進に努めました。

県南地域の献血者を確保するため、白河市においては街頭キャンペーンを2回実施したほか、管内の事業所を訪問するなどして、地域住民及び関係団体の理解と協力を求めました。 平成29年度実績は、3,702人(103.3%)、内訳は200mL献血が161人(84.7%)、400mL献血3,541人(104.3%)、200mL由来赤血球換算で7,243単位(103.8%)でした。

(1) 市町村献血担当者会議

- ·平成29年 5月26日(金) 福島県白河合同庁舎 303会議室
- · 平成 30 年 1 月 26 日 (金) 福島県県南保健福祉事務所 大会議室

(2) 街頭キャンペーンの実施

- ・平成29年 7月11日(火) 白河駅前イベント広場
- ・平成29年12月 7日(木) 白河駅前イベント広場

(3) 献血協力事業所訪問の実施

市町村、血液センター、保健福祉事務所の3者により事業所を訪問し、引き続き献血への理解と協力を求めました。

・平成29年4月21日(金)~平成29年11月15日(水) 3日間 訪問事業所数(延べ) 22

(4) 献血功労表彰

・福島県知事感謝状 2団体・日赤支部長感謝状(金枠) 1団体

■献血実績(市町村別)

平成 30 年 3 月 31 日現在

		.				1071011301
市町村	献血者数	内		容	目標人数	目標人数
111 141 41	(人)	200mL	$400 \mathrm{mL}$	成 分	(人)	達成率(%)
白 河 市	1, 587	75	1,512	0	1,551	102. 3
西鄉村	574	30	544	0	593	96. 8
泉崎村	198	7	191	0	145	136. 6
中島村	131	1	130	0	113	115. 9
矢 吹 町	413	18	395	0	420	98. 3
棚倉町	347	15	332	0	353	98. 3
矢 祭 町	142	4	138	0	132	107. 6
塙 町	217	8	209	0	202	107. 4
鮫 川 村	93	3	90	0	75	124. 0
合 計	3, 702	161	3, 541	0	3, 585	103. 3
28年度	3, 919	170	3, 749	0	3, 734	105. 0
27年度	4,092	210	3,882	0	3, 951	103. 6
26年度	4, 388	474	3, 914	0	4, 415	99. 3
25年度	4, 809	926	3, 883	0	4, 646	103. 5

2 移植医療の推進

(1) 骨髄バンク登録推進事業

(根拠) 骨髄バンク集団登録実施要綱

福島県骨髄バンク連絡協議会と連携し、移動献血併行型登録会を開催するとともに、毎週水曜日には所内でも登録を受け付けています。

■管内の骨髄バンク登録者数の推移

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29度
開催件数 (件)	10	7	6	6	15
登録者数 (人)	49	35	32	54	66

Ⅲ-3) 医薬品の有効性・安全性の確保

Ⅲ-3)-ア 医薬分業の適正な推進

1 医薬分業の推進

(根拠) 福島県医薬分業推進指針

県南地域の医薬分業の状況を処方せんの受取率でみると、平成28年は51.3%と、平成27年(50.9%)に比べて増加しています。しかし、県全体と比べると、まだまだ低い状況にあります。

このため、平成11年に策定された「県南地域医薬分業計画」に基づき、医薬品の安全性 の確保及び医薬分業の適正推進に一層努めていきます。

■院外処方せん受取率の推移

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
県 全 体	70.8%	72.7%	72.8%	73.4%	74.9%
県南地域	48.8%	49.1%	49.9%	50.9%	51.3%

Ⅲ-3) -イ 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

1 薬事監視

(根拠) 医薬品医療機器等法、監視業務指針

医薬品等の安全性を確保するために、医薬品等の製造業者、薬局薬店等に立入検査を実施 し、不良医薬品等の発見、法令の遵守状況の監視取締り及び指導を行いました。

■薬事監視結果

平成 30 年 3 月 31 日現在

■衆爭監↑	元 和 不				平成 30 年 3 月 31					
業	種 別	対 象	立入検査	施設数	違 反	処分	件数			
	个里 万·J	施設数	実 数	延 数	発 見 数	説 諭	その他			
医薬品										
薬局		49	25	37	18	18				
製造業	専業	5	3	7						
	薬局	4	3	4	2	2				
製造販	売業 (薬局のみ)	4	3	4						
店舗販	売業	28	21	34	18	18				
卸売販	売業	4	4	4			*1			
薬種商	販売業									
特例販	売業	3	3	3	1	1				
配置販	売業	1								
医薬部外	II II									
製造業		5	4	5						
化粧品										
製造業		4	2	3						
医療機器										
製造業		10	0	0						
修理業	,	2	2	4						
販売業	高度管理医療機器等	51	26	38	11	11				
	管理医療機器	223	24	37	19	19				
賃貸業	高度管理医機機器等	16	8	8	1	1				
貝貝木	管理医療機器	12								
再生医療	等製品販売業	1	1	1						
	合 計	474	129	189	70	70	1			
	28年度	425	98	122	45	45				
	27年度	414	112	112	8	8				
	26年度	468	78	78	12	12				
	25年度	467	70	70	13	13				
L										

*:含始末書

2 医薬品医療機器等法等許認可事務

(1)薬局開設・医薬品販売業の許可事務

(根拠) 医薬品医療機器等法、許認可業務指針

■薬局・医薬品等販売業等の許可等処理件数

平成 30 年 3 月 31 日現在

	区	分	新	規	許更	可新	許 可 書換交付	証 書 再交付	変	更 届	廃止届	休止届	再開届
	薬	 局		4		14	1	廿久11		109	4		
医	店舗			3		4				63	6		
薬	卸売					2				1	1		
	薬種	商											
販	特例					1				4	2		
売	配置					1							
業													
配	置身分	証明書		3		5					※ 3		
薬局	医薬品製造	販売業											
薬馬	司医薬品	品製造業											
高度管	管理医療機器	等販売・貸与業		3		1				6			
高度	管理医療機	器等販売業		3		4	1			12	7	1	1
高度	管理医療機	器等貸与業								1			
管理	医療機器販	売・貸与業											
管理	医療機	器販売業		25						19	10		
管理	医療機	器貸与業											
再生	医療等製品	販売業		1									
	合	計		42		32	2	0		215	33	1	1
	2 8	年度		50		32	8	2		260	24	2	0
	2 7	年度		90		18	5			204	33		1
	2 6	年度		34		13	7			207	18	1	
	$2\overline{5}$	年度		24		14	10			214	15		

※ 返納届

(2) 毒物劇物販売業の登録事務

(根拠) 毒物及び劇物取締法、許認可業務指針

毒物又は劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者の登録に関し、製造所、営業所又は店舗ごとに登録等の指導及び登録事務を行いました。

■毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

平成 30 年 3 月 31 日現在

	F 1/2/201	1/3 N/X J U J N 3	T 34/1 11 4	手がたれ	1 20			1 12 00 + 0 71	
	区	分	新規	登録更新	登録	录 票	変更届	責任者·設置	廃止
		7,1	利乃	豆 邺 史 利	書換交付	再交付	发	・変更届	用 止
集	製造・	輸入業							
販	一般		1	4				3	2
売	農業	用品目	2	4			12	9	1
業	特定	品目							
牛	寺定毒	物使用者							
华	寺定毒	物研究者							
) j	養務上	取扱業者	1					1	
	合	計	4	8	0	0	12	13	3
	2 8	年度	4	20	1	1	7	20	7
	2 7	年度	12	8	9		12	17	17
	2 6	5年度	4	4	1		4	13	4
	2 5	年度	4	7			4	8	5

3 毒物劇物による危害の防止

(根拠) 毒物及び劇物取締法、監視業務指針

毒物及び劇物取締法に基づいて、毒物劇物製造業者及び販売業者並びに業務上取扱者に対する指導取締りを行い、事故の未然防止に努めました。

■監視指導実施結果

平成 30 年 3 月 31 日現在

■ 皿 /兀	11 等大心心不				十/12 30	中3月31日先任
業	種別	対 象	立入検査	違反発見	処 分	件 数
未	1里 万月	施設数	施設数	件 数	説 諭	その他*
毒物劇	物製造業	2				
毒物劇	物輸入業					
販一般	L C	36	21	2	2	
売農業	\$用品目	42	17	8	7	1
業特定	品目	1	0			
_类 電気	(メッキ業	1				
業金属	熱処理業					
海 上 運送	業	1	1			
一届出	不要		10	1	1	
特定毒	物使用者					
特定毒	物研究者					
<u></u>	計	83	49	11	10	1
2	8年度	82	41	16	15	1
2	27年度	92	85	2	1	1
2	6年度	92	85	2	1	1
2	5年度	92	64	5	4	1

*:含始末書

Ⅳ 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり

IV-1) 子育て支援サービスの充実

【管内児童数の推移】

平成27年(2015年)の国勢調査の結果による管内児童数は、23,346人で管内総人口144,080人の16.2%を占めています。平成17年(2005年)19.1%、平成22年(2010年)17.6%で漸減傾向が続いています。

(参照資料編 表 15)

1 認可保育所の状況

(根拠) 児童福祉法第24条

平成30年4月1日現在、管内の認可保育所数は23か所であり、うち5か所が認定こども園の認定を受けています。

なお、平成29年10月1日現在の待機児童数は156名であり、平成28年10月1日現在と比較し90名増となっており、引き続き、各市町村においては定員の増加など更なる対策の強化が求められています。

(参照資料編 表 16)

2 認可外保育施設の状況

(根拠) 児童福祉法第59条の2

平成30年3月31日現在、管内の認可外保育施設は事業所内施設が6か所、その他が4か所の計10か所となっています。 (参照資料編 表17)

3 地域保育施設助成事業

(根拠) 福島県認可外保育施設運営支援事業費補助金実施要綱

民間の認可外保育施設のうち事業所内施設を除く施設の入所児童の健康診断、教材等の 購入及び運営に要する経費を市町村が補助する場合、当該市町村に対し補助金を交付しま した。

· 対象市町村:1町(1施設)

Ⅳ-2) 子どもの健全育成のための環境づくりの推進

1 児童福祉(保育関係)行政調査指導

児童福祉法に基づく保育の実施を行う市町村における保育関係行政の運営状況及び事務処理状況を調査し、助言・指導を行いました。

実地指導:5町村、書面指導:4市町村

2 保育所指導監査、認可外保育施設調査

児童福祉法等に基づき、認可保育所に対する運営指導・監査及び認可外保育施設に対する 調査を実施することにより、当該施設の適切な運営の確保を図りました。

認可保育所実地監查 : 10 施設、同書面監查: 10 施設 認可外保育施設実地調查: 4 施設、同書面調查: 6 施設

Ⅳ-3) 子育て家庭の経済的支援

1 児童手当の支給状況

(根拠) 児童手当法の一部を改正する法律

平成30年2月末現在の該当児童は18,120人となっています。

(参照資料編 表 19)

2 多子世帯保育料軽減事業

(根拠) ふくしま多子世帯保育料軽減事業実施要綱

子育ての経済的支援を望む声を踏まえ、3人以上の子どもを養育している世帯に対する保育所保育料の軽減措置を行う市町村に対し補助金を交付し、子育てにかかる保護者の経済的な負担感の軽減を図ることにより、保育所を活用した早期の職場復帰、早期就業を支援し、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の調和を図ることができる環境づくりを推進しました。

• 対象市町村:管内9市町村(282名分)

(参照資料編 表 16)

Ⅳ-4) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

Ⅳ-4) -ア 障がいのある子ども支援、総合療育体制の充実

1 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

(根拠) **小児慢性特定疾病児童等自立支援事業**実施要綱

慢性疾患児とその家族の支援体制を整備するとともに、疾病の状態及び療育の状況に応じた適切な指導・相談・助言を行うことにより、慢性疾患児の自立、成長及びその家族の負担軽減を支援することを目的に交流会を実施しました。

事	業	名	開	催	日	内		容	参加者数
慢性	疾患	をも	平成	29年8月24日	(木)	・バン	スボムつくり)	22人
つお	子さ	んの	9:	45~12:00		講	師:プラス	スルームショップ	(再掲:保護者1
家族	交流	会					経営	片山宏美氏	2人、対象児4人
						・グノ	レープワーク	7	、兄弟5人、相談
						「私	のストレス	解消法について」	支援アドバイザー
									1人)

自主グループ支援

	人 1反		
事 業 名	開催日	内容	参加者数
障がい児者	平成29年6月15日 (木)	・支援学校の対応について	保護者5人
親の集い	10:00~12:00	・子どもの成長について 他	関係者3人
こすもす	平成29年7月20日 (木)	・就学時の対応について	保護者5人
	10:00~12:00	・福祉サービスの導入について 他	関係者2人
	平成29年9月21日 (木)	・自然災害等における避難について	保護者9人
	10:00~12:00	・「ホームスタートしらかわ」 について 他	関係者5人
			他3人
	平成29年10月19日 (木)	・自然災害時の対応について	保護者6人
	10:00~12:00		関係者3人
	平成29年11月16日(木)	・自然災害時の対応について	保護者8人
	10:00~12:00	・管内施設の状況について	関係者2人
	平成29年12月21日 (木)	・障がい児と兄弟等への関わり方	保護者6人
	10:00~12:00	について	関係者3人
	亚产00年 0日15日 (十)	短り 国際中国短列引 東次 のいて	/日本之7 /
	平成30年 2月15日 (木)	・福島県障害児福祉計画について	保護者7人
	10:00~12:00	・平成30年度事業計画について	関係者4人
	平成30年 3月15日 (木)	・平成30年度事業計画について	保護者6人
	10:00~12:00		関係者5人

2 発達障がい児支援者スキルアップ事業

(根拠) 発達障がい児支援者スキルアップ事業実施要綱

(1) 発達障がい児支援者スキルアップ研修会の開催

発達障がい児とその保護者が、地域で安心して生活や子育てができるよう、乳幼児やその保護者を支援する市町村、保育所、幼稚園職員等に対し研修会を開催しました。

1) 医師向け研修(県中保健福祉事務所と合同開催)

	一杯從個區事物/// 巴目博加區/		
開催日・場所	主 な 内 容	対象者	参加者
平成30年1月13日(土)	講演「発達障害の診断と治療のエッセンス」	医師、保健師	
14:30~16:35	講師 国立研究開発法人	等	
ポラリス保健看護	国立成育医療研究センター		51人
学院	小枝達也副院長		
保健指導室実習室			

2) 方部別研修

開催日・場所	主 な 内 容	対象者	参加者
	行政説明「障害児支援の動向について」 講演「発達障がい児に寄り添うための 基礎知識」 講師 筑波大学人間系障害科学域 塩川宏郷準教授	保育士、幼稚 園教諭、社会 福祉協議会、 児童クラブ職 員、保健師等	93人
13:15~16:00	について 講演「保育・幼児教育で行動異常を防ごう」	保育士、幼稚 園教諭、社会 福祉協議会、 児童クラブ職 員、保健師等	70人
平成30年2月2日(金) 14:00~15:30 県南保健福祉事務所 会議室	・CAREプログラムについて ・子どもと関わる時に増やしたい スキル 3つのP ・子どもと関わる時に減らしたい スキル 3つのK ・福島県立矢吹病院「児童思春期外来」に ついて ○講師:県立矢吹病院 診療部 吉田英記主任心理判定員	保育士	15人
平成30年3月23日(金) 15:00~16:30 県南保健福祉事務所 会議室	・子どもへの効果的で適切な指示の出し方 ・注目は戦略的に、衝突は最小限に ・反対の良い行動 ・よい指示をだす ○講師:県立矢吹病院 診療部 吉田英記主任心理判定員	保育士	12人

3 小児慢性特定疾病医療費支援事業

(根拠) 児童福祉法19条の2、第53条 福島県児童福祉法施行細則第4条

小児慢性特定疾病の児童等に公平かつ安定的な医療費助成の確立を図り、小児慢性疾病対策の充実を目指して、平成27年1月1日から児童福祉法が改正され14疾病群・704疾病(改正前は11疾病群、514疾病)に対し医療支援を実施しています。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定 疾病児に対して福島県小児慢性特定疾病児童手帳を交付しました。

■小児慢性特定疾病医療費支給認定児童数 平成30年3月31日 単位:人

	01悪	02慢	03慢	04慢	05内	06膠	07糖	08先	09血	10免	11神	12慢	13染	14皮	
	性新	性腎	性呼	性心	分泌	原病	尿病	天性	液疾	疫疾	経・	性消	色体	膚 疾	
	生物	疾患	吸 器	疾患	疾患			代謝	患	患	筋疾	化器	又は	患 群	
			疾患					異常			患	疾患	遺伝		計
市町村													子変		
													化を		(実人数)
													伴う		
													症 候		
													群		
白河市	10	5	0	2	16	0	2	1	5	0	9	3	1	0	54
西郷村	3	0	0	1	7	0	1	0	0	1	0	1	0	0	14
泉崎村	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
中島村	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
矢吹町	1	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
棚倉町	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
矢祭町	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
塙 町	2	1	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
鮫川村	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
計	18	6	0	13	30	1	3	1	5	2	9	6	1	0	95

■小児慢性特定疾病医療費支給認定状況(平成20~28年度)

単位:人

年	度	悪性 新生物	慢性 腎疾 患	慢性 呼吸 患	慢性 心疾 患	内分泌疾患	膠原 病	糖尿病	先天 性代 謝 常		免疫疾患	神経 ・筋 疾患	慢性 消化 器 患	染色体 又は遺 伝子変 化を伴	皮膚 疾患 群	計 (延)
														う症候 群		
2	1	18	19	2	15	38	4	12	6	1	0	4	1	0	\setminus	129
2	2	19	17	2	13	34	5	10	4	8	3	4	2	0		118
2	3	24	21	2	12	31	3	12	3	(3	4	3	0		121
2	4	30	18	0	15	28	3	10	2	(3	4	2	0		118
2	5	31	17	0	11	24	2	6	0	(3	2	2	0		101
2	6	27	15	0	9	25	2	7	0	(3	2	2	0		95
2	7	27	10	0	9	26	2	5	0	(3	4	7	1		97
2	8	22	7	0	11	29	2	3	1	2	3	6	7	0	0	93

Ⅳ-4) -イ 子どもの権利擁護の推進

1 要保護児童対策の推進

(根拠) 児童福祉法第25条の8他

児童福祉法による一時保護や施設入所等の措置が必要とされる児童について、児童相談 所と連携して、家庭状況の調査や家庭訪問を行うとともに、児童福祉施設の適切な運営と 入所児童の処遇の向上を図るため、必要な指導を実施しました。

(参照資料編 表 20, 21)

Ⅳ-4) -ウ ひとり親家庭の支援

1 母子・父子家庭及び寡婦に対する総合的な支援

(根拠) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第9条、第13条

3名の母子・父子自立支援員(うち1名は東白川福祉相談コーナー、女性相談員兼務2名)が母子家庭等の生活一般、児童、生活援護等に関する相談を受け付け、援助・指導を 実施しました。

また、経済的、社会的に自立が困難な状況にある母子家庭や寡婦の福祉の向上のため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行いました。

・母子等相談受付件数 1,017 件(うち東白川福祉相談コーナー208 件)

(参照資料編 表 22, 23)

• 母子父子寡婦福祉資金

貸付件数 1件 (前年度6件)

貸付金額 1,152 千円 (前年度比 3,453 千円減)

(参照資料編 表 24)

2 ひとり親就労支援

(根拠) 母子家庭及び父子家庭の総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱1名のひとり親家庭就業支援専門員を配置し、就業支援を行いました。

· 相談件数 268 件

Ⅳ-5) 妊娠・出産・育児の一連において充実した保健・医療体制の確保

1 先天性代謝異常等検査事業

(根拠) 福島県先天性代謝異常等検査事業実施要綱

先天性代謝異常症等のマス・スクリーニング検査の結果、精密検査となった児に対して、 結果の確認や保健指導を実施しました。

単位:人

疾患名	精密検査		結果の内訳	
次 芯 石	対象者	異常あり	異常なし	経過観察
フェニルケトン尿症	0	0	0	0
メープルシロップ尿病	0	0	0	0
先天性甲状腺機能低下症	1	0	1	0
ホモシスチン尿症	0	0	0	0
ガラクトース血症	0	0	0	0
先天性副腎過形成症	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	1	0	1	0

2 特定不妊治療費支援事業・不育症治療費支援事業

(根拠) 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱・福島県不育症治療費助成事業実施要綱 特定不妊治療(体外受精、顕微授精)及びヘパリンを主とした不育症治療に要した費用 の一部を助成し、経済的負担の軽減を図りました。 ■特定不妊治療費助成の年次別申請状況 単位:人

— 147C 174	- 1 D 041 Z - 7 4 / 9 4 .	1 2 4/4 4 1 1412 1/412 7
年度	実 数	延 数
2 3	48	77
2 4	65	108
2 5	79	112
2 6	62	89
2 7	79	109
2 8	72	119
2 9	58	86

■平成29年度特定不妊治療助成の市町村別申請状況 単位:人

市町村名	実 数	延数
白河市	26	42
西郷村	10	14
泉崎村	1	1
中島村	0	0
矢吹町	10	13
棚倉町	6	9
矢祭町	2	2
塙 町	3	5
鮫川村	0	0
計	58	86

■不育症治療費助成の申請状況 単位:人

年度	実 数	延 数
2 6	2	2
2 7	0	0
2 8	1	1
2 9	0	0

3 妊産婦等支援事業

(根拠) 妊産婦等支援事業 (不妊等健康教育事業及び女性のミカタ健康サポートコール等事 業) 実施要綱

生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るために、女性固有の機能である妊娠・出産等に かかる様々な心身の悩みを気軽に相談できる体制を整備する。

(1) 不妊・不育で悩む人への支援事業

不妊セミナー 1回(県中保健福祉事務所と合同開催)

(2) 女性のミカタ健康サポートコール事業

	女性のミカタ健	カタ健 女性のミカタ健康サポー			
種別	康サポートコー	コール以外(延))		
	ル(延)	電話相談	来所相談		
思春期	1	0	0		
妊娠に関すること	2	0	0		
不妊に関すること	2	26	85		
不育症に関すること	0	2	0		
その他	1	2	0		
計	6	30	85		

Ⅳ-6) 次代の親を育成するための環境づくりの推進

1 県南地域思春期保健対策推進事業

(1) 思春期保健教育等の実施状況

県南地域の保健・医療・教育関係機関での思春期保健教育や事業の実施状況を調査し、 思春期保健対策の進捗状況を把握・分析しました。

・調査時期:平成30年1月~2月

・調査対象:県南地域の市町村、全小学校・中学校・高等学校(定時制を含む)・特別支

援学校

区	分	実施率	内 訳
小学校	(39校)	100%	全校全学年で実施
中学校	(18校)	100%	全校全学年で実施
高等学校	(7校)	100%	全校全学年で実施
定時制高等:	学校(1校)	100%	全学年で実施
特別支援学	校 (1校)	100%	全学年で実施

(2) 県南地域若者の性の健康情報交換会

日 時:平成29年11月17日(金) 14:30~16:30

場 所:県南保健福祉事務所

参加者:中学校・高等学校の養護教諭、保健師等 24人

V ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

Ⅴ-1) 人格、人権、個性を尊重する社会づくりの推進

1 県南地域保健医療福祉協議会

(根拠) 福島県県南地域保健医療福祉協議会設置要綱

県南地域保健医療福祉協議会は、県南地域における「安心して暮らしともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、保健・医療・福祉が連携し、地域の実情に即した総合的・一体的な施策展開を図ることを目的として設置しています。

平成29年度は、県南地域保健医療福祉推進計画の進捗状況などについて審議を行いました。 平成29年度福島県県南地域保健医療福祉協議会(平成30年3月8日)

- 「県南地域保健医療福祉推進計画」の進行管理について
- ・平成29年度県南保健福祉事務所基本方針及び重点施策について
- 福島県第七次医療計画 他各種計画の情報提供

2 社会関係及び保健衛生統計調査

(根拠) 統計法

国の厚生行政施策の基礎資料を得るための各種厚生統計調査について、厚生労働省から委託を受けて実施しています。

衛生行政報告例、福祉行政報告例、病院報告、医療施設動態調査、人口動態調査等の月報、年度報の報告を適正に行いました。

※主な厚生統計調査

- ア 国民生活基礎調査(世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票)
- イ 社会保障を支える世代に関する意識等調査
- ウ 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査
- 工 社会保障・人口問題基本調査
- オ 医師・歯科医師・薬剤師届、保健師等業務従事者届出 及び歯科衛生士等業務従事者届出調査
- カ 病院報告(従事者)

3 社会福祉法人監査

(根拠) 社会福祉法第56条

社会福祉法人の適切な運営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき管内 町村社会福祉協議会等に対し、社会福祉法人監査(実地監査)を実施しました。

• 社会福祉法人監查実施数

8件(所単独監査3件 本庁合同監査5)

4 高齢者福祉計画等の推進

第七次高齢者福祉計画及び第六次介護保険事業支援計画の進行管理等 (根拠) 老人福祉法 介護保険法

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に係る県南圏域連絡会議の開催

第七次福島県高齢者福祉計画及び第六次福島県介護保険事業支援計画の進捗状況の管理や 第八次高齢者福祉計画及び第七次介護保険事業支援計画の策定に向けての連絡・調整等を行いました。

- ・出席者 市町村保健福祉担当課長、医療機関代表者、社会福祉施設代表者、 居宅系サービス提供機関代表者、地域包括支援センター代表者等
- ・開催日 平成 29 年 9 月 14 日 (木)、平成 30 年 2 月 7 日 (水)

Ⅴ-2) 誰もが人と人とのつながりを感じることができる地域づくりの推進

1 "ひがししらかわ"医療人育成支援事業

(1) "ひがししらかわ"未来の医療人は君だ!事業

小学生のうちから、地域医療等について学ぶ機会を提供し、地域医療等への関心を高めるため、夏休みに親子学習会を実施しました。

(日 時) 平成 29 年 7 月 27 日 (木)

(コース) 塙厚生病院見学〜特別養護老人寿恵園 昼食(介護食)・見学〜 白河オリンパス見学(内視鏡操作体験)

(参加者) 東白川郡管内の小学校 $4\sim6$ 年生及びその保護者 親子 1 1 組(2 3 名)

(2) "ひがししらかわ"ふれあい交流事業

地域医療に従事する医師確保の推進のため、福島県立医科大学での実習とタイアップし、医学生が東白川地域の生活を地域住民とのふれあいを通して学ぶことができる体験型実習を実施しました。

(日 時) 平成 29 年 7月7日(金)、 7月14日(金)、 9月15日(金) 平成 29 年 11月17日(金)、11月22日(金)、12月15日(金)

(場 所)棚倉町

(参加者)福島県立医科大学医学部4年生(10名)、棚倉町5家庭福島県立医科大学医学部3年生(14名)、棚倉町7家庭

(内容)健康問題を課題とする家庭を訪問し、交流を通じて課題を把握する。

2 老人クラブ活動等事業

(根拠) 福島県老人クラブ活動等事業実施要綱

老人クラブが行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等に対し補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- •補助額 2,839千円

3 民生委員・児童委員の活動支援

(根拠) 民生委員法、児童福祉法

民生委員は、それぞれの市町村の担当区域内の住民の実態を常に把握し、適切な相談や必要な援助を行うことによって地域住民の福祉増進に努めるとともに、福祉関係機関の業務に協力し、積極的な援助活動を行っています。また、児童委員を兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っています。

福祉の現状を理解し、民政・児童委員の資質の向上を図る研修会を実施しました。

(参照資料編 表 25, 26)

管内民生・児童委員数 372人(平成30年3月31日現在)

Ⅴ-3) 生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる地域づくりの推進

1 百歳高齢者知事賀寿事業

(根拠) 百歳高齢者知事賀寿実施要綱

百歳の高齢者に対し、その長寿を祝い、併せて県民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、知事からの祝状及び記念品を贈呈しました。

・平成29年度贈呈者数 41人(平成28年度37人、平成27年度26人、平成26年度43人、平成25年度24人、24年度22人、23年度32人、22年度23人)

V − 4) 高齢者を対象とした介護・福祉サービスの充実

1 地域支援事業

(1) 認知症対策

認知症高齢者の増加に伴う認知症対策において、認知症施策5か年計画の着実な推進が求められ、さらに、医療介護総合確保推進法により、平成30年3月までに全ての市町村で、初期段階での連携のもとに認知症の人やその家族に対して個別の訪問等を行う「認知症初期集中チーム」の設置や地域の実情に応じた各種サービスの連携支援や相談業務を行う「認知症地域支援推進員」の配置をすることとなった。

- ア 西郷村認知症初期集中支援チーム設置に向けた支援(訪問4回)
- イ 東白川郡認知症初期集中支援チーム会議に参加(1回)
- ウ 認知症カフェ視察(矢吹町、鮫川村)
- エ 情報・意見交換会の参加(2回)

(2) 地域ケア会議等活動支援事業

- ア 地域ケア会議に参加し助言を行った(4回)
- イ 地域ケア会議に専門職(弁護士、社会福祉士、理学療法士)派遣(3回、3人)
- ウ 自立支援型地域ケア会議実施に向けた訪問支援 (白河市へ12回、その他8町村へ1回)

(3) 生活支援サービスの体制整備

コーデイネータの配置、協議体の設置に向けた訪問支援 (白河市、西郷村、泉崎村、塙町、鮫川村)

2 介護保険の認定

(1)介護認定審査会委員研修会

(根拠) 福島県認定調査従事者·介護認定審査会委員研修事業実施要綱

介護認定審査会委員が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させること及び介護認定審査会における審査判定の適正化を図ることを目的に、介護認定審査会委員研修会を開催しました。

■介護認定審査会委員研修会実施状況

開催年月日·場所	内容	参加者数
	〈講義及び演習〉	
平成30月2月9日	・介護保険制度の運営状況	介護認定審査
	・業務分析データ	会委員
白河市地域交流会議	・介護認定審査会の手順とポイント	市町村等事務
室	講師 福島県介護支援専門員協会会長	局
(白河市立図書館内)	千葉 喜弘氏	28人

(2) 認定調査員研修事業

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱 認定調査員研修会の開催

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認 定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に開催しまし た。

■認定調査員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
	説明	
平成30年3月2日	・介護保険制度の運営状況等について	認定調査員・
	・業務分析データ	市町村等職員
白河市	説明 県南保健福祉事務所職員	白河地方広域
東文化センター	・介護認定審査会の流れ(DVD上映)	市町村圏整備
	講義「基本調査項目のポイント、特記事項	組合
	記載のポイント等」	193人
	講師:郡山ソーシャルワーカーズオフィス	
	吉田 光子氏	

(3) 市町村別要介護認定状況

認定者数は要介護、要支援とも年々増加する傾向にあります。

■要介護(要支援)認定者数(市町村別第1号被保険者)

単位:人

	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	
	1	2	1	2	3	4	5	計
白河市	257	444	372	659	489	422	263	2, 906
西鄉村	28	89	94	166	108	100	65	650
泉崎村	14	28	27	58	47	42	35	251
中島村	26	29	26	29	33	36	20	199
矢 吹 町	52	114	99	146	142	120	69	742
棚倉町	42	111	65	144	140	112	63	677
矢 祭 町	16	39	37	69	51	53	22	287
塙 町	57	108	68	122	98	72	53	578
鮫 川 村	18	41	32	34	35	37	30	227
H29. 3月末	510	1,003	820	1, 427	1, 143	994	620	6, 517

H28.	3月末	553	1,056	826	1, 383	1, 115	1,026	579	6, 538
Н27.	3月末	563	1,019	767	1, 292	1,072	992	627	6, 332
H26.	3月末	541	976	704	1, 258	1,035	936	746	6, 196
H25.	3月末	499	979	644	1, 214	1,012	961	824	6, 133
H24.	3月末	524	918	611	1,082	896	952	791	5, 774
Н23.	3月末	541	904	564	1,060	923	958	770	5, 720
H22.	3月末	538	833	538	1,010	924	901	723	5, 467
H21.	3月末	466	753	417	993	892	885	776	5, 182
Н20.	3月末	466	779	390	900	852	881	764	5, 032

3 介護保険法事業者指定

介護保険法に基づく事業者指定事務について、平成29年度における居宅介護支援事業者 及び居宅サービス事業者の数は、介護給付サービス1事業者減、予防給付サービス1事業者 増となっています。

施設サービスについては、施設、入所定員ともに増減ありません。

■居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者

/	■店宅介護文援事業有及い店宅サービス事業有 30.4.1 29.4.1 は tight 1 4.4.4 欠 1.1							
	区 分	現在	29.4.1 現在	増加数	対前年比			
	居宅介護支援事業者	52	54	▲2	0.96			
	居宅サービス事業者	136	135	1	1.01			
介書	訪問介護	32	34	▲ 2	0.94			
	訪問入浴介護	7	7	_	1.00			
	訪問看護(みなし指定除く)	8	8	_	1.00			
護給	訪問リハビリテーション (みなし指定除く)	3	3	_	1.00			
村	居宅療養管理指導(みなし指定除く)	2	2	_	1.00			
サ	通所介護	27	25	2	1.08			
]	通所リハビリテーション	8	8	_	1.00			
F.	短期入所生活介護	18	17	1	1.06			
ス	短期入所療養介護	9	9	_	1.00			
	特定施設入所者生活介護	2	2		1.00			
	福祉用具貸与	10	10	_	1.00			
	特定福祉用具販売	10	10		1.00			
	小計	188	189	▲ 1	0.99			
	介護予防支援事業者	11	10	1	1. 10			
	介護予防サービス事業者	76	76	_	1.00			
	介護予防訪問入浴介護	6	7	▲ 1	0.86			
予	介護予防訪問看護 (みなし指定除く)	8	8	_	1.00			
防給	介護予防訪問リハビリテーション (みなし指定除く)	3	3	_	1.00			
村	介護予防居宅療養管理指導(みなし指定除く)	2	2	_	1.00			
サ	介護予防通所リハビリテーション	8	8	_	1.00			
Ì	介護予防短期入所生活介護	18	17	1	1.06			
ド	介護予防短期入所療養介護	9	9	_	1.00			
ス	介護予防特定施設入所者生活介護	2	2	_	1.00			
	介護予防福祉用具貸与	10	10	_	1.00			
	特定介護予防福祉用具販売	10	10	_	1.00			
	小計	87	86	1	1.01			
	合 計	275	275		1.00			

■施設サービスの状況 () は入所定員

	30. 4. 1現在	29. 4. 1現在	増減	対前年比
介護老人福祉施設	14施設(948床)	14施設(948床)	0(0)	1.00(1.00)
介護老人保健施設	9施設(716床)	9施設(716床)	0(0)	1.00(1.00)
介護療養型医療施設	0施設(0床)	0施設(0床)	0(0)	
合 計	23施設(1,664床)	23施設(1,664床)	0 (80)	1.00(1.00)

[※] 介護老人保健施設はショートステイを含んだベッド数(ショートステイベッド数は特定されていない。)

介護保険指定事業所等の運営指導及び監査

(根拠) 福島県介護保険施設等指導要綱

介護保険指定事業所等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で事業所等に対 する実地指導及び実地監査を実施しました。

•介護保険施設

0 1 施設

・居宅サービス事業所

14事業所

・介護予防居宅サービス事業所 10事業所

5 老人福祉施設の運営指導及び監査

(根拠) 福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

特別養護老人ホーム等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で施設に対する 実地指導及び実地監査を実施しました。

・特別養護老人ホーム

5施設

・養護老人ホーム

0 施設

・軽費老人ホーム

1施設

6 介護保険業務技術的助言(地域支援事業を含む)

(根拠) 介護保険法第5条第2項、第197条第1項、地方自治法第245条の4第1項 · 実施市町村 1町1村1広域圏

Ⅴ-5) 地域生活移行や就労支援など障がい者の自立支援

Ⅴ-5) -ア 障がい者の地域生活移行の促進

1 県南障がい保健福祉圏域計画の推進

(根拠) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支 援法) 第89条

福島県障がい福祉計画 (第4期:平成27年~平成29年度) は、「ともに生きる社 会」を実現することを主眼として集約した各圏域ごとの計画が盛り込まれており、障 がい者を取り巻く現状やニーズ等に沿って設定した数値目標を踏まえ、サービス提供 基盤の整備推進などに努めました。

2 県南地域生活移行圏域連絡会の設置

(根拠) 県南地域生活移行圏域連絡会設置要綱

福島県自立支援協議会運営委員会の下部組織として位置づけられており、各地域自立支 援協議会等の活動状況などの情報共有や意見交換などを実施しました。

■構成員

- ・事業者関係・地域自立支援協議会・行政関係
- ・相談支援アドバイザー

計 35施設

■地域生活移行圏域連絡会の開催

	, , , , , ,	
開催日・場所	主な内容	
平成30年1月31日 白河合同庁舎 大会議室	1 各地域自立支援協議会等の活動状況について 2 障がい福祉計画について	

3 精神障がい者地域生活移行理解促進研修

(根拠) 福島県精神障がい者地域生活移行理解促進研修実施要領

精神障がい者の地域生活移行についての理解を促進するため、一般住民等を対象に研修を実施しました。

※なお、前述のII-1)-エ 自殺対策 I(2) イ市町村人材育成研修事業と合わせて実施しました。 (実績は前述のとおり)

4 福島県精神障がい者地域移行・地域定着検討会

(根拠) 福島県精神障がい者地域移行・地域定着検討会設置要綱

精神障がい者の地域移行及び地域定着を図る上での課題把握と解決策の検討を行う検討 会等へ参加しました。

精神障がい者地域移行・地域定着全体会 2回

5 精神障がい者地域移行県南圏域ネットワーク強化研修

(根拠) 精神障がい者地域移行県南圏域ネットワーク強化研修開催要領 精神障がい者の地域移行推進体制を強化するため、地域生活移行に関わる関係者の連携 推進、及び地域支援者の資質向上を図るための研修を実施しました。

開催日時・場所	主な内容	講師	
平成29年 12月8日(金) 13:30~15:30 サンフレッシュ白河 会議研修室	・行政説明「福島県の精神障がい者の地域移行の現状及び取り組みについて」 ・講義「地域生活支援拠点の事業運営と新制度について」	・福島県障がい福祉課職員・社会福祉法人会津療育会生活支援ワーカー齊藤研一氏	54
平成30年 3月13日(火) 13:30~15:30 サンフレッシュ白河 会議研修室	・講演「行動障害のある方のグループホーム支援から障がい者の地域生活支援について学ぶ」・グループワーク「障がい者の地域生活を支えていく上でこの地域に必要なこと」	・社会福祉法人ロザリオの 聖母会 ナザレの家あさひ 所長 荒井 隆一氏 ・県立矢吹病院 精神保健 福祉士 川上與一氏	51

V-5) - イ-1 人権への配慮と医療の確保

1 精神障がい者の措置入院等

(根拠)精神保健福祉法第22条~第31条、第34条

精神障がい者に関する住民、警察官からの通報等を受けて、調査、指定医による診察、入院措置等を実施しました。

■精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・診察実施状況

単位:件

申請		通	報		精神病				診	察	
一般 人 (22条)	警察 官 (23条)	検察 官 (24条)	保護観 察所の 長	矯正 施設 の長	院管理 者の届 出	(移送) (34条)	合 計	診察 不要	1次	2次	要措置
			(25条)	(26条)	(26条の2)						
0	1 9	5	1	0	0	(6)	2 5	8	1 7	6	6

■措置入院患者の状況

単位:人

前年度末措置患者数	新規·転入患者数	解除患者数	転出患者数	年度末患者数
0	6	6	0	0

■医療保護入院患者の状況

入院届件数 (33条)	退院届件数
2 0 8	1 9 5

2 精神科病院実地指導及び入院者の実地審査

(根拠) 精神保健福祉法第38条の6

福島県精神科病院実地指導要領

精神科病院に対する指導監督等の徹底を図るため、一般実地指導及び実地審査を実施しました。

· 実地指導: 2病院(一般) 1病院(特別)

· 実地審査: 措置入院3人 医療保護入院8人 任意入院4人

Ⅴ-5) - イ-2 在宅福祉サービスの充実

1 重度障がい者支援事業

(根拠) 福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

重度心身障がい者に係る医療費等についての支援(以下の $(1) \sim (3)$ の事業)を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

・実施市町村 9市町村

補助率 1/2益出額 1/2

• 補助額 110,913 千円

(1) 重度心身障がい者医療費補助事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費自己負担額についての助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(2) 在宅重度障がい者対策事業

日常生活において、常に医療的処置を必要とする在宅重度障がい者への治療材料等の給付を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(3) 人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を受けている通院患者の通院に要する費用の助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

2 特別障害者手当等の支給事業

(根拠) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する障がい者等に対して、特別障がい者手当等を支給し、その負担の軽減を図りました。

• 支給総額

20,309千円

■特別障害者手当等受給者数

平成30年3月31日現在 単位:人

	于 1 寸 文 和 1 数	T	一成 30 平 3 月 31 日	兄任 中位 八
市町村	特別障害者手 当受給者数		福祉手当(経過 措置)受給者数	計
白河市 (参考)	37	20	1	58
西郷村	6	11		17
泉崎村	6	2		8
中島村	2	2	1	5
矢 吹 町	11	4	1	16
棚倉町	7	7	1	15
矢 祭 町	6	1		7
塙 町	3	5		8
鮫 川 村	4	1		5
計	45	33	3	81
29年度月額	@ 26,810円	@14,580円	@14,580円	

3 自立支援給付費負担金関係事業

障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的に市町村が障害者自立支援法第92 条に基づき支弁する費用に対して負担金を交付しました。

(1) 障害福祉サービス費等

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者及び障がい児が障害福祉サービスを受けた場合、市町村が支弁する介護給付費 等に対して負担金を交付しました。

・実施市町村9市町村・負担率1/4

· 負担額 543, 442 千円

(2)相談支援給付費等

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

・実施市町村 9 市町村・負担率 1 / 4・負担額 9,865 千円

(3) 自立支援医療(更生医療)

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

・実施市町村 7市町村
 ・負担率 1/4
 ・負担額 20,159千円

(4) 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、計画相談支援給付事業に対して負担金を交付しました。

・実施市町村 7 市町村・負担率 1 / 4・負担額 6,027 千円

(5) 補装具費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、身体障がい者のための補装具費給付事業に対して負担金を交付しました。

・実施市町村 9市町村
 ・負担率 1/4
 ・負担額 6,830千円

(6) 高額障害福祉サービス等給付費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障害者及び障がい児が負担限度額を超え障害福祉サービスを受けた場合に市町村が支弁する費用等に対して負担金を交付しました。

・実施市町村 2 市村・負担率 1 / 4・負担額 15 千円

(7) 自立支援医療(育成医療)

(根拠) 障害者自立支援法第58条

身体に障害のある児童等が放置することで障害を残すと認められ手術により確実な治療効果が期待できる場合に医療を給付した場合に市町村が支弁する費用等に対して負担金を交付しました。(公衆衛生費)

・実施市町村 7市町村・負担率 1/4・負担額 1,506千円

(8) やむを得ない事由による措置給付費

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障害者及び障がい児がやむを得ない事由による措置給付費を受けた場合に市町村が支弁する費用等に対して負担金を交付する制度。(平成28年度は実績なし)

・実施市町村 0 市町村・負担率 1 / 4・負担額 0 千円

4 福島県地域生活支援事業費補助金

障害者自立支援法に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に支援を実施することにより障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする事業を実施した市町村に対して補助金を交付しました。

(1) 意思疎通支援事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに 支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲 介する手話通訳者等の派遣等を行う事業に対して、補助金を交付しました。 ・実施市町村 6 市町村・補助率 1 / 4・補助額 100 千円

(2) 日常生活用具給付等事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う事業に対して、補助金を交付しました。

・実施市町村 9 市町村・補助率 1 / 4・補助額 8,951 千円

■日常生活用具給付状況

区 分	件数	区	分	件数
特殊寝台	6	酸素ボンベ運搬	車	
特殊マット	8	盲人用体温計(音声式)	2
特殊尿器		盲人用体重計		3
入浴担架		盲人用血圧計		2
体位変換器	1	パルスオキシメ	ーター	2
移動用リフト		携带用会話補助	装置	
移動・移乗支援用具	2	情報・通信支援	用具	3
入浴椅子		点字ディスプレ	イ	
訓練いす (児のみ)		点字器		
訓練用ベット(児のみ)		点字タイプライ	ター	
入浴補助用具	4	視覚障害者用ポータ	マブルレコーダー	2
便器		視覚障害者用活字文	て書読み上げ装置	
T字状・棒状のつえ		視覚障害者用拡	大読書器	8
歩行支援用具		盲人用時計		16
頭部保護帽	2	聴覚障害者用通	信装置	1
特殊便器		聴覚障害者用情	報受信装置	
火災報知器		人工咽頭		4
自動消火器		福祉電話(貸与)	
電磁調理器	1	ファックス(貸	与)	
歩行時間延長信号機用小型送信		視覚障害者用ワート	 デプロセッサー	
聴覚障害者用屋内信号装置	2	点字図書		
透析液加湿器	1	視覚障害者情報	受信装置	2
ネブライザー(吸引器)	2	ストーマ装具		2,801
電気式たん吸引器	4	紙おむつ等		60
吸引・吸入両用器	2	収尿器		64
屋内出入口拡張工事		住宅改修費		5
手すり		居宅生活動作補	助用具	
		計		3,010

(3)移動支援事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱 市町村が屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う事業 に対して、補助金を交付しました。

実施市町村 9 市町村 • 補助率 1/4• 補助額 3.665千円

(4) 地域活動支援センター機能強化事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜 を図る地域活動支援センターについて市町村が行う機能強化事業に対して、補助金を交付 しました。

• 実施市町村 9 市町村 • 補助率 1/41,500 千円 • 補助額

(5) その他の事業

(根拠) 福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村の判断により、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むために 行った事業、基幹相談支援センター等機能強化事業及び日常生活支援事業等に対して、補 助金を交付しました。

• 実施市町村 9 市町村 • 補助率 1/4• 補助額 6.033 千円

V-5)-4-3総合療育体制の推進

障がい児(者)地域療育等支援事業

(根拠) 福島県障がい児(者) 地域療育等支援事業実施要綱

障がい児(者)専門相談支援事業として相談支援アドバイザーを配置し、市町村の相談 支援体制整備等を支援するとともに、障がい児等療育支援事業として療育の専門家を保護 者や関係機関へ訪問させる等により、専門的な療育相談を実施しました。

• 受託施設名 2施設(相談支援アドバイザー各1名)

> ○白河市・西白河郡担当 白河こひつじ学園 (西郷村) はなわ育成園 (塙 町)

○東白川郡担当

• 委託料 5.934 千円

■受託施設における相談等の実施状況

区分		L(者)専門 援事業	障がい児療育支援事業			
受託施設名	市町村の相 談支援体制 への助言・ 指導	専門性が求 められる相 談への直接 支援	訪問支援	外来支援	療育機関 支 援	
白河こひつじ学園	149	0	18	0	11	
はなわ育成園	103	50	12	15	0	

2 発達障がい地域支援マネージャー事業

(根拠) 発達障がい地域支援マネージャー事業実施要綱

発達障がい児等の地域生活を支えるため、県発達障がい支援センターの専門的な相談支

援をもとに市町村や関係機関と連携を図りながら、発達障がい児等が利用できる支援機関のコーディネートなどの支援を実施しました。

- ·受託法人名 社会福祉法人牧人会(西郷村)
- •委託料 608 千円
- ■受託施設における相談等の実施状況

	センター・医 療機関との連	事業所への支 援	市町村等における 発達障がい児(者)
受託法人	携		の支援体制の整備
牧 人 会	36	19	3

V-6) DV、虐待防止及び被害者等の保護・支援

1 女性相談支援事業

(根拠) 福島県女性保護事業実施要綱

さまざまな問題や悩みを抱える女性を支援するため、相談機能の充実を図り女性福祉の向上に努めました。

女性相談の内容は、夫等の暴力や離婚等に関するものが最も多く、次いで住居問題、子どもの問題が多くなっています。

- ・女性相談員兼母子・父子自立支援員 1人
- ·女性相談受付件数 256件

(参照資料編 表 30, 31)

2 配偶者暴力相談支援事業

(根拠) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項

配偶者暴力相談支援センターとして夫等からの暴力を主訴とする相談を受け付けて助言 ・指導を行うとともに、一時保護の委託、保護命令申立の支援等を行いました。

また、女性のための相談支援センターが主催する女性相談に関する研修などへ参加することにより、DVに関する各種法制度の知識の取得、相談対応技法の習得、実務的能力の向上を通して、DV被害者との相談対応能力の強化に努めました。

(参照資料編 表 32)

Ⅴ-7) 生活支援の充実

1 生活保護の適正実施

(根拠) 生活保護法

管内に居住する生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、世帯を単位として必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法に基づく各種の扶助(生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)を実施しました。

平成29年度における管内の生活保護業務概況は、次のとおりです。

(1) 生活保護の実施状況



■被保護世帯数及び被保護人員の推移(平均値)

15 - 1 1 1 5 - 1	1. 22 12 13		- 11-7
区分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
22年度	471世帯	608人	7.1‰
23年度	476世帯	635人	7.5‰
2 4 年度	468世帯	608人	7.3‰
25年度	461世帯	584人	7.0%
26年度	466世帯	575人	7.0‰
2 7 年度	473世帯	580人	7.1‰
28年度	480世帯	583人	7. 2‰
29年度	501世帯	610人	7.6‰

(出典:福祉行政報告例)

保護率(‰:パーミル・千分率)=被保護人員÷管内人口

平成29年度平均の被保護世帯数は501世帯、被保護人員は610人であり保護率は7.6%となっています。

生活保護の推移を見ると、高齢化の進行や長期にわたる景気の低迷を背景として保護率は緩やかに上昇してきたところであり、特に、平成20年の世界的な金融危機(リーマンショック)後は急激に増加しました。しかし、平成25年度以降は復興関連の求人が増えたことなどから、保護率はほぼ前年と横ばい傾向になりましたが、平成29年度は増加しました。

(参照資料編 表 33)

(2) 町村別、扶助別被保護世帯の状況

■町村別被保護世帯数(平均値)

単位:世帯

	100 4111 1004		· • · · · · ·				—	
西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙 町	鮫川村	合 計
80	32	10	153	98	35	76	19	503

(出典:福祉行政報告例)

平成29年度における被保護世帯の町村別内訳では全503世帯中、矢吹町が153世帯で最も多く、次いで棚倉町が98世帯、西郷村が80世帯、塙町が76世帯となっています。

(参照資料編 表 34)

■扶助別被保護世帯数(平均値)

単位:世帯 生活扶助 |住宅扶助 |教育扶助 |介護扶助 |医療扶助 | そ の 他 | 合 計 区 分 22年度 389 15 1, 197 268 22 79 424 23年度 405 273 86 433 1, 237 24 16 20 1,205 2 4 年度 386 266 86 432 15 375 253 17 429 12 1, 170 25年度 84 26年度 379 258 89 9 1, 192 16 441 27年度 377 248 14 102 447 5 1, 194 28年度 377 245 12 112 422 5 1, 172 29年度 384 251 14 117 454 6 1,226

(出典:福祉行政報告例)

平成29年度における被保護世帯の扶助別内訳では、全503世帯中、医療扶助は 90.2%にあたる454世帯が対象となっており、次いで生活扶助が384世帯、住宅 扶助が251世帯となっています。

これら3つの扶助は大半の世帯が給付を受けており、扶助の中心となっています。 (参照資料編 表 34)

(3) 生活保護の開始・廃止状況

■保護申請、開始及び廃止件数

単位:件

区分	申 請	開 始	廃 止
22年度	108	85	49
23年度	86	62 82	
2 4 年度	87	70	87
25年度	104	65	47
26年度	88	41	48
27年度	81	69	60
28年度	79	67	54
29年度	91	85	76

(出典:保護申請・開始・廃止処理システムデータ)

平成29年度における生活保護の申請件数は91件でした。 また、年度内の開始は85件、廃止は76件となっています。

■生活保護開始の主たる要因

単位:世帯

区	分	世帯主の	世帯員の	働きによる	仕送りの	手持現金貯金	その他	合 計
	71	傷病	傷病	収入減少喪失	減少・喪失	の減少・喪失		
2 2	年度	21	1	8	9	36	10	85
2 3	年度	11	1	9	3	21	17	62
2 4	年度	22	0	3	5	28	12	70
2 5	年度	13	2	5	4	29	12	65
2 6	年度	10	2	3	3	21	2	41
2 7	年度	15	1	5	8	29	11	69
2 8	年度	15	2	0	4	41	5	67
2 9	年度	11	0	2	5	52	15	85

(出典:保護申請処理システムデータ)

平成29年度における生活保護開始の主たる要因は、手持現金貯金の減少・喪失が 52世帯で最も多くなっています。

(参照資料編 表 35)

■生活保護廃止の主たる要因

■ 上111 / N I及 / L 1	<u> </u>						十四. 四日
区分	死 亡	働きによる 収入増加	社会保障給付 金の増加	仕送り金等の 増加	施設入所	その他	合計
	7 4 1741		- A → A → A → A → A → A → A → A → A → A	PE1/JH			
22年度	18	5	1	0	1	24	49
23年度	23	7	5	0	1	46	82
2 4 年度	27	15	7	0	3	35	87
25年度	18	8	3	0	1	17	47
26年度	26	5	1	1	1	14	48
27年度	22	11	2	0	3	22	60
28年度	27	5	0	0	1	21	54
29年度	35	12	3	0	2	24	76

(出典:保護廃止システムデータ)

平成29年度における生活保護廃止の主たる要因は、死亡が35世帯で最も多くなっています。

(参照資料編 表 36)

単位・世帯

(4) 医療扶助人員の状況

■入院・入院外別、単給・併給別医療扶助人員

単位:人(延人員)

	総医療	7	、 院		入 院 外			
区分	扶助人員	医療扶助単給	他扶助併給	計	医療扶助単給	他扶助併給	計	
22年	度 6,161	279	327	606	244	5, 311	5, 555	
23年	度 6,484	272	362	634	317	5, 533	5,850	
2 4 年月	度 6,483	252	388	640	318	5, 525	5, 843	
25年	度 6,354	262	647	909	357	5,088	5, 445	
26年	度 6,405	254	805	1,059	325	5,021	5, 346	
27年	度 6,481	246	604	850	304	5, 327	5,631	
28年	度 5,983	234	282	516	315	5, 152	5, 467	
29年	度 6,441	319	416	735	366	5, 340	5, 706	

(出典:福祉行政報告例)

平成29年度における総医療扶助人員を入院・入院外の別で見ると、入院が延735人、入院外が延5,706人となっています。

また、これを医療扶助単給・他の扶助との併給の別で見ると、入院外の大半が他の扶助との併給となっています。

(参照資料編 表 37)

(5) 生活保護施設の利用状況

■生活保護施設別利用者数

単位:人

区	分	救	護	施	設		矢吹授産場(治	
	N	からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	その他	計	生活保護法	みなし保護
2 2 年	F度末	21	16	4	1	42	16	6
23年	F度末	21	16	4	1	42	15	7
2 4 年	F度末	20	19	4	1	44	15	7
2 5 年	F度末	21	19	4	1	45	13	8
26年	F度末	21	22	4	1	48	13	7
27年	F度末	22	23	4	1	50	13	6
28年	F度末	19	22	4	1	46	6	6
29年	F度末	19	22	4	1	46	7	6

(出典:施設事務費支給台帳等)

平成29年度末における生活保護施設の利用状況は、救護施設では入所者数が前年度末と同じです。

矢吹授産場では、生活保護受給者が7人、みなし保護が6人となっています。

(参照資料編 表 38)

(6) 被保護世帯の世帯類型

■被保護世帯の世帯類型別内訳

単位:世帯

区	分	>++ /□ =#- +++ +++ ++-		内		訳		
	\mathfrak{I}	被保護世帯数	高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	
23年3	3月分	486	210	22	91	81	82	
24年3	3月分	467	204	18	76	111	58	
25年3	3月分	457	211	20	71	70	85	
26年3	3月分	470	235	19	71	76	69	
27年3	3月分	458	239	15	68	76	60	
28年3	3月分	473	256	12	71	76	58	
29年3	3月分	488	280	14	62	71	61	
30年3	3月分	499	303	16	62	58	60	

*保護停止中の世帯を除く

(出典:福祉行政報告)

平成30年3月における被保護世帯の世帯類型は、高齢者世帯が303世帯で最も多く、次いで障がい者世帯が62世帯、傷病者世帯は58世帯、その他の世帯は61世帯となっています。

高齢化の進行を背景に、高齢者世帯が全体の半数を占めています。

(参照資料編 表 39)

(7)被保護世帯の就労状況

■被保護世帯の世帯構成別就労状況

単位:世帯

区	分	単身世帯	2人以上の世帯	合 計
23年3月分	働いている者がいる世帯	48	42	90
23年3月7月	働いている者のいない世帯	345	51	396
24年3月分	働いている者がいる世帯	43	36	79
24年3月万	働いている者のいない世帯	337	51	388
9.5年9月八	働いている者がいる世帯	48	34	82
25年3月分	働いている者のいない世帯	321	54	375
26年2月八	働いている者がいる世帯	49	26	75
26年3月分	働いている者のいない世帯	342	53	395
27年3月分	働いている者がいる世帯	54	24	78
27年3月分	働いている者のいない世帯	332	48	380
28年3月分	働いている者がいる世帯	59	25	84
20年3月別	働いている者のいない世帯	340	49	389
20年2月八	働いている者がいる世帯	54	27	81
29年3月分	働いている者のいない世帯	368	39	407
30年3月分	働いている者がいる世帯	49	29	78
30 + 3 / 7/	働いている者のいない世帯	378	43	421

(出典:福祉行政報告例)

被保護世帯の構成を平成30年3月で見ると、単身世帯が427世帯、2人以上の世帯が72世帯となっており、単身世帯が全体の8割以上を占めています。

就労形態別では、働いている者がいる世帯が計78世帯、働いている者のいない世帯が計421世帯となっており、就労している者のいない世帯が全体の概ね8割を占めています。

(参照資料編 表 40)

(8) 保護費の推移

■保護費の扶助別支出内訳 上段は構成比、単位:% 下段は支出額、単位:千円

	カインタンタイプ	1. • 19 •	21/2(10) 11/7/4/2	- 1 1 7 7	1 1001000 E BN	., 11== . 114
区分	生活扶助費	住宅扶助費	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	合 計
0.0 年度	29. 2	7. 1	48. 3	3. 5	11. 9	100
22年度	266, 270	65, 247	440, 867	31, 898	108, 603	912, 885
23年度	29. 7	7.4	46. 2	3. 9	12.8	100
23年度	273, 556	67, 903	424, 486	36, 370	117, 441	919, 756
2 4 年度	29. 3	7. 0	46. 5	3. 6	13. 6	100
24 千茂	262, 292	62, 326	415, 264	32, 069	121, 845	893, 796
25年度	28. 7	7. 1	47. 1	3. 3	13.8	100
2 3 平皮	248, 385	61, 692	407, 768	28, 208	119, 924	865, 977
26年度	27. 7	6. 9	48.8	3. 0	13.6	100
2 0 十尺	253, 385	62, 866	446, 666	27, 989	124, 426	915, 332
27年度	25. 7	6.8	49. 5	3. 5	14. 5	100
2 1 十)文	241, 837	63, 712	465, 748	32, 026	136, 760	940, 083
28年度	26. 0	6. 9	49. 6	3. 5	14.0	100
20千皮	243, 172	64, 296	463, 816	33, 295	130, 860	935, 439
29年度	24. 2	6. 9	52. 4	3. 7	12.8	100
23千皮	235, 692	66, 619	510, 509	35, 217	124, 671	972, 708

(出典:生活保護費経理状況調)

平成29年度において当所管内で支出した保護費の総額は、本庁払分も含めて972,708千円となり、前年を37,269円上回りました。扶助費の内訳を見ると、医療扶助費が510,509千円で全体の52.4%を占め、次いで生活扶助費が235,692千円、施設事務費が124,671千円、住宅扶助費が66,619千円となっています。

(参照資料編 表 41)

(9) 自立支援プログラムの実施状況

被保護世帯における就労による「経済的自立」、「日常生活の自立」および「社会生活の自立」を図るため、自立支援プログラムに基づき、管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因の類型化を図り、それぞれの類型毎に取り組むべき自立支援の具体的内容および実施手順などを定め、個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施しました。

(生活保護就労支援員:2名配置 / 生活保護退院促進員:1名(他事務所兼務))

■ 生活保護就労自立促進事業

支援者数 6 0 名 就労開始人数 (実人数) 3 9 名

・うち就労開始に伴う廃止世帯 21世帯 (※保護辞退を含む)

■ 長期入院患者退院促進事業 退院者数 1名

(10) 生活困窮者自立支援事業の実施状況

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談 支援事業の実施、住宅確保給付金の支給その他の支援を行いました。

また、貧困の連鎖の防止ため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を実施しました。

(※業務委託による実施)

■ 自立相談支援事業 年間相談等支援件数 140件(県南地区分)

■ 住宅確保給付事業 年間支給実績 1件

■ 子どもの学習支援事業

支援者数 7名(中高生)

VI 誰もが安全で安心できる生活の確保

Ⅵ-1) ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりの推進

1 おもいやり駐車場利用制度推進事業

(根拠) おもいやり駐車場利用制度実施要綱

スーパー、病院、公共施設などには、歩行が困難な「障がい者、高齢者、妊産婦などが 車を停めるためのスペース(車いすマークのある駐車場)が設置されていますが、このス ペースを必要としない方々の心ない利用により、「必要としている方が必要としている時 に」利用できない場合が多くあります。

この「おもいやり駐車場利用制度」は、福島県がおもいやり駐車場を利用できる者を明確にし、おもいやり駐車場で利用できる共通の利用証を交付することにより、おもいやり駐車場の適正利用を図ることを目的として、平成21年7月1日から実施しています。

ア 利用証交付数(平成30年3月31日現在)

県南 3,142件

イ 利用制度協力施設(平成30年3月31日現在)

県南 58施設

2 「福島県やさしさマーク」交付事業

(根拠) 福島県やさしさマーク交付要綱

商店、飲食店、理美容所、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する施設で、お年 寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう段差、通路幅の 確保、車いす用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たして いる建物に「やさしさマーク」を交付しています。

(参照資料編 表 42)

Ⅵ-2) 生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上

1 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業

(根拠) 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地 埋葬等に関する法律、温泉法他

(1) 生活衛生関係営業施設の衛生指導

平成29年度監視指導計画に基づき立入検査を行い、衛生管理体制の向上や健康被害の 未然防止の観点から、営業者等に対し必要な指導助言等を行いました。

(参照資料編 表 43)

■市町村別生活衛生関係営業施設数

平成3	0 年 3	月 31	日現在
T-112 3	v v	77 31	H 27011.

1/21-	<u> </u>	171		J / C / C	HA SA						/4/2 00	1 0 7 1	OIH	70 11.
市	町	村		旅	館 業		興行場	公衆	浴場	理容所	美容所	クリー	ニング所	合 計
П	щJ	们	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿	興仃場	普通	その他	埋谷所	美谷所	一般	取次所	合計
白	河	市	6	25	5		3		15	91	146	10	26	327
西	郷	村	8	14	5				10	20	25	2	3	87
泉	崎	村	1	2	1		1		1	6	8		1	21
中	島	村			1				1	7	6	1	1	17
矢	吹	町	2	8	2	1	1		7	24	38	2	9	94
小		計	17	49	14	1	5	0	34	148	223	15	40	546
棚	倉	町	4	11	2		1		6	26	43	2	9	104
矢	祭	町		4	5				1	7	11	1	2	31
塙		町	1	8	1				2	15	21	4	5	57
鮫	Щ	村		2	9				3	6	5		2	27
小		計	5	25	17	0	1	0	12	54	80	7	18	219
合		計	22	74	31	1	6	0	46	202	303	22	58	765

ア ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所の内訳

		公的 泊施 設	民間 企業 保養 所	ホテル	ビジネ スホテ ル	モーテ ル類似 施設	観光 旅館	普通旅 館又は 簡易宿 所	ペンション	山小屋 バンガ ロー	農林漁 業体験 民宿	その他	総数
ホテ	ル営業	2	1	9	9							1	22
旅館	営業	2	2	1	2	18	4	43	1			1	74
簡易宿	(通年)	1						11	1	2	10		25
所営業	(季節)							1		5			6

イ 興行場の内訳

スポーツ施設等	公会堂・市民会館等	総数
2	4	6

ウ 公衆浴場の内訳

普通公	むし風呂	サウナ風呂	老人福祉	デイサー	ヘルスセ	旅館	温泉	その他	総数
衆浴場			センター	ビス	ンター等				
0	2	1	4	1	11	11	2	14	46

エ クリーニング所の内訳

ńл	特定洗濯物取	リネン	パーク使	エタン使	取次所	√/△ 米/-	
一般	扱施設(再掲)	(再掲)	用施設	用施設	取货所	総数	
22		2	0	0	59	81	

オ 理容・美容所及びクリーニング所従業員数の内訳

理	容	所	美	容	所	クリーニング所		
理容師数	その他	小 計	美容師数	その他	小 計	クリーニング師数	その他	小 計
387	4	391	498	11	509	29	241	270

(2) 生活衛生関係その他の施設

平成 30 年 3 月 31 日現在

		-#+ td.	14. 4. 7.	建築物	コイ	for the A-A	4 110	温	泉	
市町村	火葬場	墓地· 納骨堂	特定建 築物	環境衛 生登録	ンラ ンド	無店舗 取次店	一般プ	源泉	利用	合 計
				業	IJ —			101.71	施設	
白 河 市	洼	È	26	5	15	1	7	7	3	64
西 郷 村		59	8		2		2	29	17	117
泉崎村		10		1			1	3	1	16
中 島 村		14			2			1	2	19
矢 吹 町	1	49	6		4		1	8	9	78
小 計	1	132	40	6	23	1	11	48	32	294
棚倉町	1	92	4		3		1	2	3	106
矢 祭 町		69	1		1		1	3	2	77
塙 町		89	1	2	2		1	10	5	110
鮫 川 村		48			1		1	5	2	57
小 計	1	298	6	2	7		4	20	12	350
合 計	2	430	46	8	30	1	15	68	44	644

注) 平成23年4月1日より白河市に権限移譲

ア 火葬場等施設の内訳 (白河市を除く)

	IJ	文 葬	場]	墓			地	Ţ				斜	与 乍	計	赵	
公	営	その他	小	計	公	噉	法	人	共	可	個	人	小	計	公	噉	法	人	小	計
	2			2		296		81		30		20		427				3		3

イ 特定建築物の内訳

	興行場	店舗	事務所	専ら事務 所(再掲)	学校	旅館	その他	計
特定建築物数	(4)		(5)		(2)	(1)	(1)	(13)
特定建築物数 	4	16	6	1	2	11	7	46
管理技術者選任数	4	16	6	1	2	11	7	46

()内は公用公共施設数

ウ 建築物環境衛生に係る登録営業者の内訳

建築物清掃業	空気環 境測定 業	空調ダ クト清 掃業	飲料水 水質検 査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛 生一般 管理業	総合管理業	計	
1				6	1					8

エ 遊泳用プール施設の内訳

公	営	民	営	計
	12		3	15

2 環境衛生確保対策事業

(1) レジオネラ属菌水質検査事業

(根拠) レジオネラ属菌水質検査事業実施要領

旅館及び公衆浴場の浴槽水等のレジオネラ属菌行政検査を実施し、関連設備の衛生管理 指導を行いました。 レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、直ちに立入検査を行うとともに、清掃及 び塩素消毒の徹底等について指導し、改善対策実施後の自主検査において基準値以下とな ったことを確認しました。

■レジオネラ属菌水質検査結果

検査施設数	検査	結果		備考
(検体数)	不検出	検	出	(基準値)
11 (15)	11		4	10CFU 未満/100ml

(2) 理容所美容所衛生確保対策事業

(根拠) 理容所美容所衛生対策確保対策事業実施要領

皮膚に接する器具の消毒効果確認のため、フードスタンプを用いてブドウ球菌及び一般細菌の検査を実施し、その結果に基づき適切な消毒方法について指導、啓発を行いました。

■フードスタンプ検査結果

		理。	所		美 容 所				
	検査施	ブドウ	一般細	いずれ	検査施	ブドウ	一般細	いずれ	
	設数	球菌検	菌検出	も不検	設数	球菌検	菌検出	も不検	
	议数	出数	数	出	议数	出数	数	出	
はさみ	10	1	1	8	15	2	4	9	
くし	9	1	1	7	14	3	9	5	
カミソリ	10	1	4	6	3	0	1	2	

3 家庭用品安全対策試買検査事業

(根拠) 家庭用品試買検査実施要領

乳幼児用衣服や繊維製品、家庭用洗浄剤等の家庭用品について試買検査を実施しました。 検査の結果、全て基準に適合していることを確認しました。

■家庭用品安全対策試買検査状況

_					
		ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	水酸化カリウム	
		(生後24ヶ月以内の	(生後24ヶ月以内の	又は水酸化ナト	計
		乳幼児のもの)	乳幼児のものを除く)	リウム	
Ī	検体数	5	4	2	11
	不適数	0	0	0	0

4 ねずみ・衛生害虫等の相談事業

住民からの害虫等の同定、駆除等に関する相談に応じました。

■ねずみ・衛生害虫の相談状況

<u> </u>	3 F - 111 R		_					
	アタマシ゛ラミ	Ź	チ	ダ	11	その他	合	計
苦情·相談数	0		6		4	3		13
被害者数	0		0		0	0		0

5 衛生講習会の事業

理容組合員を対象に、理容所で使用する器具類の消毒方法を中心に講習を行いました。

■衛生講習会実施状況

区分		主催者	回数	受講者数 (人)
理容師衛生消毒講習会(〕	東白川)	理容組合東白川支部	1	1 2
理容師衛生消毒講習会(会	矢吹)	理容組合矢吹支部	1	1 9
理容師衛生消毒講習会(日	白河)	理容組合白河支部	1	3 6
	計		3	6 7

6 温泉保護対策事業

(根拠) 福島県温泉保護利用対策要綱等

源泉及び温泉を公共の浴用等に利用している施設に対して立入検査を行い、温泉の適正 利用及び利用施設の衛生状況の確認・指導等を実施しました。

■温泉源泉数及び立入検査状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

	利用源泉			未利用源泉			総源泉数	総湧出量	量(1/分)	立入検査	
	自	噴	動力装置	自	噴	動力装置	秘伽水剱	自噴	動力	実源泉数	
ſ		8	25		6	29	68	372	4,890	3	

■温泉利用施設数及び立入検査状況

	/44 4/	* /* 🗀 🖂	• >> • •					
温	1.泉利月	月施訓	没数	合計	立入検査			
浴	用	飲	用		実施施設数			
	42	2	(※1)	44	31			

※浴用施設の中の再掲

Ⅵ-3) 安全な水の安定的な供給

1 水道施設等の整備に関する指導事業

(根拠) 水道法

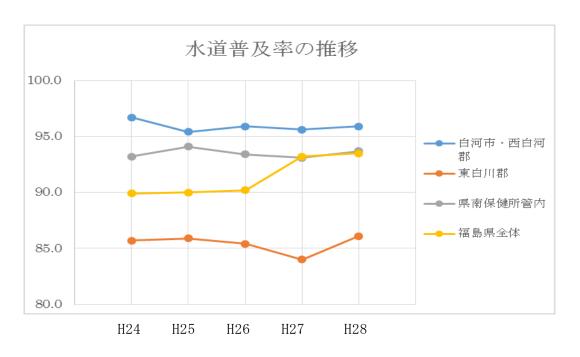
平成28年度末現在の管内の水道普及率は93.7%と県平均93.5%よりわずかに高い状況ですが、ここ5年間での水道普及率は、ほぼ横ばい傾向です。

安全な水の安定的供給に向けて、市町村等の水道施設整備が計画的かつ効率的に進められるよう、水道事業者に対する指導助言を実施しました。

■市町村別水道普及状況

(H29 3 31 現在)

■ 111 四1 4.1)	<u> 別水坦普及和</u>	人 (九				(H29.	3.31 現仕)
市町村	行政区域	給水人口	水道普及率	年	F度末水道普	肾及率 (%)	
111世1小月	内総人口	がカハノ、ロ	(%)	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
白河市	60, 908	59, 012	96. 9%	97.3%	96.8	96.8	96. 7
西郷村	20, 331	19, 913	97. 9%	96. 5%	98. 7	97.4	98.8
泉崎村	6, 400	5, 399	84.4%	84.0%	84. 1	84. 2	84. 5
中島村	4, 962	4,772	96. 2%	95. 1%	94. 5	96.0	93. 9
矢吹町	17, 245	16, 210	94.0%	93.3%	93. 3	92.7	99. 3
小 計	109, 846	105, 306	95.9%	95.6%	95. 9	95. 4	96. 7
棚倉町	13, 985	13,670	97. 7%	97.9%	97. 4	95.4	97. 5
矢祭町	5, 760	5, 461	94.8%	86.6%	87.6	90.1	90. 2
塙 町	8, 903	6, 703	75.3%	75. 1%	79. 1	79. 2	79. 4
鮫川村	3, 373	1,724	51.1%	49.1%	51. 1	50.1	48. 5
小 計	32, 021	27, 558	86.1%	84.0%	85. 4	85.9	85. 7
合 計	141, 867	132, 864	93.7%	93. 1%	93. 4	93. 2	94. 1
福島県	1, 887, 005	1, 763, 757	93.5%	93. 2%	90.0	89. 9	90.0



2 水道施設等の衛生指導事業(放射性物質のモニタリング検査を含む)

水道施設等の維持管理状況を立入検査等で確認し、衛生指導を行いました。

(参照資料編 表 43, 44)

また、飲料水の放射性物質のモニタリング検査として、水道水の放射性物質検査の支援を実施したほか、市町村を経由し飲用井戸の所有者から依頼のあった飲用井戸水の放射性物質検査を行い、飲料水の安全確保に努めました。

実施件数

水道水969件飲用井戸5件

検査結果 すべてND (検出限界 1Bq/kg)

Ⅵ-4) 食品等の安全性の確保

「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」及び「ふくしま食の安全安心対策プログラム」に基づき農産物の残留農薬、食品中の添加物等の収去検査を実施するなど、生産から消費に至る全ての段階で一貫した食品の安全性を確保し、さらに県が策定した「平成29年度食品衛生監視指導計画」に基づいて製造施設等の監視指導を実施し、食中毒等、食品に起因する健康被害の未然防止を図りました。

また、加工食品等の放射性物質検査を実施し、食品の安全確保に努めました。

さらに、食品関係事業者、集団給食従事者及び消費者等を対象とした衛生講習会など各種 講習会を開催し、広く食品衛生思想の普及啓発を行いました。

1 食品営業許可施設等の監視指導事業

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品営業施設の許可状況

平成29年度末現在の食品営業許可施設数は3,131施設で、このうち飲食店営業が1,500施設と全体の約48%を占めており、次いで乳類販売業、喫茶店営業の順となっています。また、営業許可を要しない施設数は3,536施設で、このうち菓子、野菜果物及びそうざい等食品の販売業が2,770施設あります。

(参照資料編 表 45, 46)

(2) 食品関係施設の監視・指導状況

食品の製造加工、調理・販売施設など食品取扱施設に対する定期的な立入検査、夏期一 斉及び年末一斉立入検査を行い、衛生管理の徹底について指導しました。

平成29年度における監視指導総数は2,324件で、その内許可施設の延べ監視件数は1,724件、許可を要しない施設の延べ監視件数は600件でした。

(参照資料編 表 45, 46)

また、卸売市場について施設の拭き取り検査による細菌検査を行い、その検査結果に基づいて施設の衛生管理を指導しました。

■拭き取り検査

施設	回 数	検 体 数	備考
卸売市場(魚介	2	1 0	腸炎ビブリオ最確数・大腸菌
類せり売業)			群・黄色ブドウ球菌

2 食品の安全対策事業

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品等の収去検査等

違反又は不良食品の流通を防止するため、食品製造施設や販売施設等から食品等の収去 検査及び買上検査を行い、その結果に基づいて衛生管理等を指導しました。

(参照資料編 表 47)

■食品別収去検査状況

食品種別	総検体数	一般収去	放射性物質収去	安全対策収去
魚介類	6	4		2
冷凍食品	7	5		2
魚介類加工品	1 1		1 1	
乳類・肉卵類・その加工品	6 3	1 2	4 4	7
アイスクリーム類・氷菓	4	4		
穀類・その加工品	1 8	1 4	1	3
野菜果物・その加工品	3 7 0	3 8	3 1 6	1 6
菓子類	1 3 4	1 8	1 1 6	
清涼飲料水	1 0	8	2	
その他の食品	2 0	1 5	4	1
合 計	6 4 3	1 1 8	4 9 4	3 1
		病原性微生物·食品	放射性物質	残留農薬・貝毒
検 査 目 的		の成分規格・食品添		・抗生物質等
		加物等		

■食品安全対策買上検査

食品種別	買上検体数	検 査 目 的
魚 介 類	1	動物用医薬品
合 計	1	

(2) 食品衛生思想の普及啓発

ア 衛生教育

食品関係営業者や集団給食施設従事者などを対象に、衛生管理意識の向上や食中毒防止に関する衛生教育を行うとともに、食品営業者等からの依頼に対しては、講師を派遣して衛生講習会(出前講座)を実施し、食品衛生思想の普及啓発に努めました。

衛生教育の実施状況は、講習会を 57 回開催し、受講者は 1,389 名でした。このうち出前講座は 30 回、受講者は 753 名でした。

■衛生教育講習実施状況 単位:回又は人

区分	実施回数	受講者数
食品関係営業者等講習会	2 6	6 8 1
食品衛生責任者養成講習会	4	1 5 1
食品衛生責任者再教育講習会	1 4	1 5 0
集団給食施設関係者講習会	3	1 3 1
消費者等食品衛生講習会	1 0	2 7 6
計	5 7	1 3 8 9

■出前講座(再掲)

区 分	ì	実施回数	受講者数
食品関係営業者等		2 1	5 0 9
消費者等		9	2 4 4
計		3 0	7 5 3

イ 食品衛生月間事業

食品衛生月間(8月)には、管内の大型量販店の店頭で消費者等に食品衛生に関する チラシ等を配布し、食品衛生思想の普及啓発を行いました。

また、子供たちに「食の安全・安心」についての関心と理解を深めてもらうため、「食の安全教室夏期講座」を開催しました。

■街頭キャンペーン

月日	場所	参加者
8月1日	ヨークベニマル棚倉店	県南食品衛生協会等 3名、保健所4名
8月3日	ベイシア白河モール店	県南食品衛生協会等 5名、保健所4名

■食の安全教室夏期講座

	- • > • - / •	
月日	場所	参加者
8月3日	春雪さぶーる株式会社	小学生児童:5名
	サガミハム白河工場	保護者(引率者):5名
	(白河市白坂牛清水105番地)	工場関係者:7名
		行政機関(保健所):3名

(3) 食中毒の発生状況

平成29年度は、管内において、ノロウイルスによる1件(患者数:55名)の食中毒が発生しました。

■管内の食中毒の発生件数

年	度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
発生	件数	2	3	1	0	2	0	2	1

(4) 調理師·製菓衛生師試験

■管内受験者の状況

<u> </u>	•		
	受験者数	合格者数	合格率
調理師試験	4 5	3 4	7 5 . 6 %
製菓衛生師試験	2	1	50.0%

VI-5) 健康危機管理体制の強化

Ⅵ-5) -ア 災害時医療体制の充実

1 災害時の救急連絡網の作成・配布

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害救急医療システムネットワーク整備 実施要領

災害が発生した場合に、初動期における医療救護活動が、迅速かつ的確に行われるよう、 関係機関の連絡先一覧表を作成し、関係機関へ配布しています。

2 災害時用の医療資機材の保管管理

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル

医療資機材を保管管理するとともに、災害時に必要に応じて調達を行う体制を整備しています。

3 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

(根拠)福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害時医薬品供給マニュアル 県南医療圏の医薬品卸売会社と委託契約を締結し、災害発生時には医療機関、救護所等に 対し医薬品を提供できる体制を整備しています。

第 4 章

資 料 編

参照表目次

項目	表名	表番	頁
Ⅱ-2)-ア-1 喫煙対策の推進	公共施設の受動喫煙防止に関する実態調査結果	1	109
Ⅱ-2)-ア-2 歯科保健対策の推進	幼児歯科健康診査の状況	2	110
	感染症法の類型と対象感染症	3	111
	ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎の予防 接種実施状況	4	112
	麻しん・風しん(MR)の予防接種実施状況	5	112
No. 11 letter a 1/1/1/16	日本脳炎の予防接種実施状況	6	112
Ⅲ-5)-ア 感染症対策の推進	結核の予防接種(BCG)の実施状況	7	112
	Hib感染症の予防接種実施状況	8	113
	小児の肺炎球菌感染症の予防接種実施状況	9	113 113 113 114 114
	ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)の予防接種実施状況	10	113
	水痘の予防接種状況	11	113
	B型肝炎	12	114
Ⅲ-2)-ア 地域医療体制の整備	管内医療機関等	13	114
m - 2) - 7 地域医療 体制の発掘	市町村別医師・歯科医師・薬剤師の数	14	115
	管内の児童数の推移	15	116
Ⅳ-1) 子育て支援サービスの充実	保育所入所児童及び保育対策等促進事業等の実施状況	16	117
	認可外保育施設の状況	17	118
IV-2) 子どもの健全育成のための 環境づくりの推進	放課後児童クラブの状況	18	119
IV-3) 子育て家庭の経済的支援	児童手当支給状況	19	121
取1 4) ノフジュの佐山城寺の代佐	児童福祉施設への施設入所人員	20	122
Ⅳ-4)-イ 子どもの権利擁護の推進	児童福祉施設別入所状況	21	123
	母子世帯及び父子世帯数	22	124
IV-4)-ウ ひとり親家庭の支援	母子相談受付状況	23	113 114 114 115 116 117 118 119 121 122 123
	母子父子寡婦福祉資金貸付状況	24	126
V-2) 誰もが人と人とのつながりを感じ	市町村別民生·児童委員(主任児童委員)数	25	127
ることができる地域づくりの推進	民生・児童委員の町村別活動状況	26	128

	身体障がい児者(身障手帳所持者)の状況	27	129
V-5) 地域生活移行や就労支援 など障がい者の自立支援	知的障がい児者(療育手帳所持者)の状況	28	130
	精神障がい者の状況	29	131
	女性相談の受付状況	30	132
V-6) DV、虐待防止及び被害者 等の保護・支援	女性相談の主訴別受付状況	31	132
	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等	32	132
	被保護世帯数及び被保護人員の推移	33	133
	町村別、扶助別被保護世帯及び人員の状況	34	134
	生活保護開始の主たる要因	35	135
	生活保護廃止の主たる要因	36	135
V-7) 生活支援の充実	医療扶助人員の状況	37	130
	生活保護施設の利用状況	38	13'
	町村別世帯類型別被保護世帯数	39	138
	就労形態別被保護世帯数	40	139
	扶助別保護費の推移	41	140
VI-1) ユニバーサルデザインに配慮 した人にやさしいまちづくりの 推進	「福島県やさしさマーク」施設	42	14
VI-2) 生活衛生関係営業施設の 衛生水準の維持向上	環境衛生関係施設の年間監視指導状況	43	143
VI-3) 安全な水の安定的な供給	水道施設等の状況	44	14
	食品関係営業許可施設	45	14
VI-4) 食品等の安全性の確保	食品関係営業許可不要施設	46	14
	食品収去検査結果	47	140

表1 公共施設の受動喫煙防止に関する実態調査結果【市町村施設:平成29年5月1日現在】

体育館等	数地内全面禁煙館內全面禁煙空間分煙	0 10 0	0 3 0	0 1 0	2 1 0 1	1 2 0 0	0 1 0	0 2 0 0	0 1 0	0 1 0	3 22 0 1	11.5 84.6 0.0 3.8	96.2%	91.4%	93.9%	100%	95.8%	76.7%	94.9%
	体育館等数	10	က	-	4	က	-	2	-	-	26	0.001							
O	空間分煙 空間分煙	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0							
中学校	校舎内全面禁煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	敷地内全面禁煙	8	8	-	-	-	-	-	-	-	18	100.0							
		∞	က	-	-	-	-	-	-	-	18	100.0							
	空間分類 空間分類 空間分類 ひ間分類なし	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0							
小学校	校舎内全面禁煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
-	敷地内全面禁煙	15	2	2	2	4	2	-	က	2	39	100.0		_		_		-	_
	- 小校教	15	5	2	2	4	2	-	3	2	68	100.0							
辦	空間分煙なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0							
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0							
町村保健センタ	广	0	-	-	3	2	0	0	0	2	6	56.3	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
市町村	数地内全面禁煙	9	0	0	0	0	-	0	0	0	7	.0 43.8							
	—————————————————————————————————————	9	-	-	8	2	-	0	0	2	16	100							
фII		0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0 4.2							
• 役場庁舎		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	.3 0.0	95.8%	%0.96	100%	100%	100%	100%	96.3%
市役所・	数地内全面禁煙	8	0 2	0	0	0	0	0 2	0 3	0	3 20	5 83.3	95.	96	10	10	10	10	96
 -	御	=	2 (-	-	2 (-	2 (9	-	24	100.0 12.							
		白河市	西鄉村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	神 由	鮫川村		(%)	H29. 5	H28. 5	H27. 5	H26. 5	H25. 5	H24. 12	H29. 5
						41		-11		401	小計	雪小			些	Æ			些
					+	□□□	Ę.								₽Н =	回分單	世掛		

表2 幼児歯科健康診査の状況

(1)1歳6か月児

・むし歯有病率(%)の推移	病率(%)	の推移				・一人平均むし歯数(本)の推移	むし断数	(本)の推	移
	H24	H25	H26	H27	H28		H24	H25	エ
全国	2.1	1.9	1.8	1.8	1.5	全国	90'0	90.0	
追	3.0	2.5	2.1	2.1	1.6	当	0.09	0.07	
県南地域	3.2	2.1	1.4	1.1	1.6	県南地域	0.09	0.05	
白河市	4.3	2.2	0.7	1.0	1.7	白河市	0.11	0.05	
西鄉村	2.7	2.2	9.0	1.1	1.2	西鄉村	90.0	0.04	
泉崎村	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	泉崎村	00'0	0.00	
中島村	4.1	0.0	3.4	2.3	0.0	中島村	0.16	0.00	
矢吹町	1.4	2.6	1.5	1.9	1.7	矢吹町	0.03	0.07	
棚倉町	4.3	4.7	5.1	0.0	3.4	棚倉町	0.15	0.12	
矢祭町	2.5	2.1	2.0	0.0	2.1	矢祭町	0.10	0.04	
塙町	1.6	0.0	2.0	1.5	0.0	塙町	90'0	0.00	
鮫川村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	鮫川村	00'0	0.00	

0.04 0.03 0.01 0.10 0.00 0.05 0.08

0.03

0.07

0.02 0.03

0.05

0.05 0.07 0.05 0.02 0.02

H27

H26

0.00 0.05 90.0

0.00

0.07 0.12

	₩	빤	些	Ш	閚	州	#	伥	棚	枨	캮	鮫
H28	15.8	23.5	20.4	21.1	16.0	19.6	16.7	24.3	18.3	24.5	32.1	3.6
H27	17.0	24.8	24.6	23.8	16.0	24.1	26.5	30.8	28.8	28.2	31.0	22.2
H26	17.7	26.4	25.6	29.4	13.9	20.0	26.0	21.8	29.6	28.9	33.9	23.5
H25	17.9	27.4	28.9	29.5	21.3	34.1	18.2	26.5	41.5	36.4	23.0	26.7
H24	1.61	30.1	31.2	33.8	15.8	27.0	26.3	27.9	37.8	42.9	35.4	40.0
	全国	県	県南地域	白河市	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町	較川村
	H25 H26 H27 H28	H24 H25 H26 H27 H28 19.1 17.9 17.7 17.0 15.8	H24 H25 H26 H27 H28 19.1 17.9 17.7 17.0 15.8 30.1 27.4 26.4 24.8 23.5	H24 H25 H26 H27 H28 19.1 17.9 17.7 17.0 15.8 30.1 27.4 26.4 24.8 23.5 地域 31.2 28.9 25.6 24.6 20.4	H24 H25 H26 H27 H28 19.1 17.9 17.7 17.0 15.8 30.1 27.4 26.4 24.8 23.5 地域 31.2 28.9 25.6 24.6 20.4 市 33.8 29.5 29.4 23.8 21.1	H24 H25 H26 H27 H28 19.1 17.9 17.7 17.0 15.8 地域 31.2 28.9 25.6 24.6 20.4 市 33.8 29.5 29.4 23.8 21.1 村 15.8 21.3 13.9 16.0 16.0	H24 H25 H26 H27 H28 19.1 17.9 17.7 17.0 15.8 地域 31.2 28.9 25.6 24.6 20.4 市 33.8 29.5 29.4 23.8 21.1 村 15.8 21.3 13.9 16.0 16.0 村 27.0 34.1 20.0 24.1 19.6	H24 H25 H26 H27 H28 19.1 17.9 17.7 17.0 15.8 30.1 27.4 26.4 24.8 23.5 章 31.2 28.9 25.6 24.6 20.4 33.8 29.5 29.4 23.8 21.1 15.8 21.3 13.9 16.0 16.0 27.0 34.1 20.0 24.1 19.6 26.3 18.2 26.0 26.5 16.7	H24 H25 H26 H27 H28 19.1 17.9 17.7 17.0 15.8 30.1 27.4 26.4 24.8 23.5 31.2 28.9 25.6 24.6 20.4 33.8 29.5 29.4 23.8 21.1 15.8 21.3 13.9 16.0 16.0 27.0 34.1 20.0 24.1 19.6 26.3 18.2 26.0 26.5 16.7 27.9 26.5 21.8 30.8 24.3	H24 H25 H26 H27 H28 19.1 17.9 17.7 17.0 15.8 30.1 27.4 26.4 24.8 23.5 33.8 29.5 29.4 23.8 21.1 15.8 21.3 13.9 16.0 16.0 27.0 34.1 20.0 24.1 19.6 26.3 18.2 26.0 26.5 16.7 27.9 26.5 21.8 30.8 24.3 37.8 41.5 29.6 28.8 18.3	H24 H25 H26 H27 H28 19.1 17.9 17.7 17.0 15.8 30.1 27.4 26.4 24.8 23.5 15 31.2 28.9 25.6 24.6 20.4 15.8 21.3 13.9 16.0 16.0 27.0 34.1 20.0 24.1 19.6 26.3 18.2 26.0 26.5 16.7 27.9 26.5 21.8 30.8 24.3 37.8 41.5 29.6 28.8 18.3 42.9 36.4 28.9 28.2 24.5	H24 H25 H26 H27 H28 19.1 17.9 17.7 17.0 15.8 30.1 27.4 26.4 24.8 23.5 33.8 29.5 29.4 23.8 21.1 15.8 21.3 13.9 16.0 16.0 27.0 34.1 20.0 24.1 19.6 26.3 18.2 26.0 24.1 19.6 27.0 34.1 20.0 24.1 19.6 26.3 18.2 26.0 26.5 16.7 27.9 26.5 21.8 30.8 24.3 37.8 41.5 29.6 28.8 18.3 42.9 36.4 28.9 28.2 24.5 35.4 23.0 33.9 31.0 32.1

一人平均むし歯数(本)の推移

0.00 0.00

0.01

0.01

0.19

0.02 0.12 0.00

0.00

	H24	H25	H26	H27	H28
全国	89.0	0.63	0.62	0.58	0.54
当	1.25	1.14	1.06	0.99	0.91
県南地域	1.36	1.20	1.26	1.14	0.81
白河市	1.43	1.19	1.29	0.97	0.85
西鄉村	0.50	0.73	1.51	1.47	0.49
泉崎村	1.16	1.64	1.00	1.26	0.91
中島村	1.42	0.86	1.00	0.71	0.76
矢吹町	1.23	1.11	0.95	1.26	0.89
棚倉町	1.88	2.15	1.14	0.96	0.64
矢祭町	2.08	1.11	1.62	1.13	1.58
塙町	1.49	1.00	1.59	1.64	1.23
鮫川村	1.83	09.0	0.91	0.89	0.14

【出典】全国値∶H24~26厚生労働省母子保健課•歯科保健課調ペ H27~28地域保健•健康増進事業報告(厚生労働省) 県、県南地域∶H24~26母子保健事業実績(福島県保健福祉部児童家庭課)、H27~28福島県歯科保健情報システム(福島県保健福祉部健康増進課)

表3 感染症法の類型と対象感染症

類類類		衣	≪	碰	张	市
一類感染症 (7疾病)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出		血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱	マールブルグ熱、ラッサ	熱	
二類感染症 (7疾病)	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア	ジフテリア、重症 急た 、一タコロナウイルス[、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) -ウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフル	がコロナウイルス属SAF であるものに限る)、鳥~	RSコロナウイルスであ バンフルエンザ(H5N1	、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸 トウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ(H7
三類感染症 (5疾病)	コレラ、細菌性赤痢、腸	易管出血性大腸菌感	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、 パラチフス	7,7		
四類感染症 (44疾病)	E型肝炎、ウエストナイル熱(ウ: ル森林病、Q熱、狂犬病、コケシル森林病、Q熱、狂犬病、コケシSウイルスであるものに限る)、「後、鳥インフルエンザ(H5N1及近、ブルセラ症、ベネズエラウマは、リフトバレー熱、類鼻疽、 し	イル熱(ウエストナイ) 病、コクシジオイデス に限る)、腎症候性性 (H5N1及びH7N9を ベエラウマ脳炎、ヘン! !鼻疽、 レジオキラ症	ウエストナイル脳炎を含む)、A型肝炎、エキノコッシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重、学近体性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎及近H7N9を除く)、ニパウイルス感染症、日本紀で脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、オマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、オレジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱	、エキノコックス症、黄糸ス感染症、重症熱性血リス感染症、重症熱性血リニ媒介脳炎、炭疽、チケき症、日本紅斑熱、日本んチラス、ボツリヌス症・一山紅斑熱	、オウム病、オムスク 、板減少症候群(病原 ・アグニア熱、つつが生 脳炎、ハンタウイルス) 、マラリア、野兎病、ラ	E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサスル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く)、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、症、リフトバレー熱、類鼻疽、 レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
五類感染症 (全数把握) (23疾病)	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、夏田・大田が、ダニ媒介脳炎、ラスルト・大田が病、劇症型溶血性炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感クス症、破傷風、バンコマイシンバクター感染症	ス性肝炎(E型肝炎及な)が脳炎、東部ウマ脳症型溶血性レンサ球帯炎球菌感染症、水気コマイン・水道が、東近水域の水が、水道のイン・耐性質色では、水道をは、水道をは、水道性質色で	なびA型肝炎を除く)、カルが、人なびA型肝炎を除く)、カルが、日本脳炎、ペネズエ質感染症、後天性免疫不宜(患者が入院を要するとだり球質を顕ったが、大いな質感染症、バンコ	ンパペネム耐性腸内細胞ラウマ脳炎及びリフトパラウマ脳炎及びリフトパい全症候群、ジアルジアリンアリニ部められるものに限る)マイシン耐性腸球菌感	科・細菌感染症、急性レー熱を除く)、クリブトレー熱を除く)、クリブト症、侵襲性インフルエン、先天性風しん症候群、先天性風しな。風しん、独症、百日咳、風しん	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、 西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、クリプトスポリジウム症、クロイツ フェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜 炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性
(定点把握) (24疾病)	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱ギーナ、流行性耳下腺炎、インス炎、性器クラミジア感染症、性器(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、循膜炎菌、脂膜炎 メチシリン耐性黄色ブ	因頭結膜熱、A群溶肛 表炎、インフルエンザ(を症、性器ヘルペスウ 調膜炎菌、肺炎球菌を 生黄色ブドウ球菌感等	熟、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、急性出血性結膜炎、流行性角にカルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、細菌性骨肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、ウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症	啓染性胃腸炎、水痘、手型インフルエンザ等 型インフルエンザ等 ジローマ、淋菌感染症、 合を除く)、ペニシリン耐 発症	・足口病、伝染性紅斑を症を除く)、急性出血クラミジア肺炎(オウ・化肺炎球菌感染症、	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコブラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色がで球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症

新型インフル エンザ等感染症 | 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ 法第14条第1項 に規定する厚生労 (2)発熱及び発しん又は水疱(ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症または五類感染症の患者の症状であることが明 働省令で定める疑 しかな場合を除く)

(平成30年1月1日現在)

表4 ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎の予防接種実施状況(平成29年度)

(単位:人)

					(ギロ・ハ)
	【沈降精	製百日せきジフテリア破傷」	虱不活化ポリオ混合ワクチン	(DPT-IPV)	【沈降ジフテリア破傷風 混合トキソイド(DT)】
m +-+ 47		第	1	期	
市町村名	初	回 接	種	- 追 加 接 種	第 2 期
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	1	
	接 種 者 数	接 種 者 数	接 種 者 数	接 種 者 数	接 種 者 数
白河市	478	8 499	3 495	524	471
西郷村	18	1 17	7 187	191	158
泉崎村	36	6 3	1 31	36	50
中島村	38	3	34	48	49
矢吹町	150	15	1 149	147	130
棚倉町	92	2 8	4 82	92	101
矢祭町	35	5 3	3 32	43	38
塙 町	58	8 6	1 59	63	57
鮫川村	25	5 24	4 19	19	15
合 計	1,093	3 1,090	1,088	1,163	1,069

(出典:平成29年度地域保健・健康増進事業報告)

表5 麻しん・風しん(MR)の予防接種実施状況(平成29年度)

(単位:丿

市町村名	第 1 期	第 2 期
비삐취右	接種者数	接 種 者 数
白河市	487	494
西郷村	173	161
泉崎村	38	56
中島村	44	44
矢吹町	134	147
棚倉町	97	93
矢祭町	40	48
塙 町	45	63
鮫川村	13	24
合 計	1,071	1,130

(出典:平成29年度地域保健・健康増進事業報告)

表6 日本脳炎の予防接種実施状況(平成29年度)

(単位:人

				(単位:人)
	第	1	期	
市町村名	初 回	接種	追加接種	第 2 期
印则利石	第 1 回	第 2 回	追加接種	
	接種者数	接 種 者 数	接種者数	接 種 者 数
白河市	558	576	569	493
西郷村	211	203	211	185
泉崎村	56	60	65	83
中島村	41	47	59	75
矢吹町	185	168	155	166
棚倉町	110	107	109	117
矢祭町	50	44	59	70
塙 町	68	66	54	54
鮫川村	18	16	24	36
合 計	1,297	1,287	1,305	1,279
	•	•		

(出典:平成29年度地域保健・健康増進事業報告)

表7 結核の予防接種(BCG)の実施状況(平成29年度)

(単位:人)

											(里1	亚:人)
市町村名	5	月	未	満	5月以	上	1歳	未 満		Ē	t	
川川町村石	接	種	者	数	接	種	者	数	接	種	者	数
白河市				18				468				486
西郷村				0				180				180
泉崎村				0				27				27
中島村				2				30				32
矢吹町				1				146				147
棚倉町				0				86				86
矢祭町				0				33				33
塙 町				0				56				56
鮫川村				0				18				18
合 計				21				1,044				1,065

(出典:平成29年度地域保健・健康増進事業報告)

表8 Hib感染症の予防接種実施状況(平成29年度)

(単位:人)

				(+12.77)
市町村名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
印刷和在	接 種 者 数	接 種 者 数	接 種 者 数	接種者数
白河市	466	479	482	508
西郷村	170	178	174	173
泉崎村	30	34	31	34
中島村	35	36	35	48
矢吹町	143	146	147	141
棚倉町	86	89	84	86
矢祭町	33	37	37	49
塙 町	60	58	56	57
鮫川村	28	25	22	14
合 計	1,051	1,082	1,068	1,110

(出典:平成29年度地域保健・健康増進事業報告)

表9 小児の肺炎球菌感染症の予防接種実施状況(平成29年度)

(単位:人)

				(十位:バ
市町村名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
川川竹石	接 種 者 数	接種者数	接 種 者 数	接種者数
白河市	466	478	485	502
西郷村	170	178	174	175
泉崎村	30	33	26	34
中島村	35	35	34	48
矢吹町	140	146	141	135
棚倉町	86	89	85	90
矢祭町	33	37	35	53
塙 町	60	59	57	58
鮫川村	28	25	22	14
合 計	1,048	1,080	1,059	1,109

(出典:平成29年度地域保健・健康増進事業報告)

表10 ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)の予防接種実施状況(平成29年度)

(単位:人)

市町村名	第 1 回	第 2 回	第 3 回
門門門石	接 種 者 数	接 種 者 数	接種者数
白河市	1	2	1
西郷村	0	0	0
泉崎村	0	0	0
中島村	0	0	0
矢吹町	0	0	0
棚倉町	0	0	0
矢祭町	0	0	0
塙 町	0	0	0
鮫川村	0	0	0
合 計	1	2	1
T	·		1 1 5 17 5 5 5 5 5 134 345 ± 315 ± 57 ± 5

(出典:平成29年度地域保健・健康増進事業報告)

表11 水痘の予防接種実施状況(平成29年度)

(単位:人)

		(キロ・ハ)
市町村名	第 1 回	第 2 回
בי נייי נשנוו	接 種 者 数	接種者数
白河市	494	444
西郷村	177	144
泉崎村	36	35
中島村	45	39
矢吹町	134	124
棚倉町	99	79
矢祭町	43	27
塙 町	49	59
鮫川村	15	13
合 計	1,092	964
1		

(出典:平成29年度地域保健・健康増進事業報告)

表12 B型肝炎の予防接種実施状況(平成29年度)

(単位:人)

												ユ・ハ
市町村名	第		1	口	第		2	回	第	;	3	口
印刷和石	接	種	者	数	接	種	者	数	接	種	者	数
白河市				467				476				474
西郷村				168				174				192
泉崎村				30				34				25
中島村				36				37				30
矢吹町				145				150				138
棚倉町				85				92				93
矢祭町				32				33				37
塙 町				60				55				50
鮫川村				27				23				15
合 計				1050				1074				1054

(出典:平成29年度地域保健・健康増進事業報告)

表13 管内医療機関等

(平成30年3月31日現在)

+m++ 2	. = 100		種	別別病床	数		->.#=r	種別網	有床数	歯科	마소=r)年3月31 <u> </u> 歯科	
市町村名	病院	一般	療養	精神	感染症	結核	診療所	一般	療養	診療所	助産所	施術所	技工所	備考
白河市	2	605			4	12	52	51		35		42	6	
西郷村	1	21					7			6	1	13	2	
泉崎村							3			3		5	1	
中島村							3			3			1	
矢吹町	3	102	91	346			8			10		10	3	
棚倉町							9	19		6		11	1	
矢祭町							5	19		2		4		
塙 町	2	179	34	124			4			4		6		
鮫川村							2			1		1	1	
計	8	907	125	470	4	12	93	89		70	1	92	15	
28年度	8	907	125	473	4	12	92	89		71	1	94	14	
27年度	8	907	125	473	4	12	94	93		71		93	14	
26年度	8	907	125	480	4	12	93	111		71		91	14	
25年度	9	1, 019	158	480	4	12	96	132		73		83	14	

※ 病床数は使用許可後の数

表14 市町村別医師・歯科医師・薬剤師の数 市町村別医師・歯科医師・薬剤師数、人口10万対

			平成	22年					平成	24年		
		実数			人口10万刻	寸		実数		人口10万対		
	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師
総 数	207	93	188	137.9	62.0	125. 2	204	97	199	138.7	66.0	135.3
白河市	140	45	120	216.4	69. 5	185.5	138	48	124	217.8	75. 7	195.7
西郷村	8	8	13	40.5	40.5	65.8	9	8	13	45.6	40.5	65.9
泉崎村	1	3	5	14.7	44. 1	73.5	2	4	5	30. 1	60. 2	75. 2
中島村	1	4	-	19.4	77.6	=	2	4	1	39. 6	79.3	19.8
矢吹町	25	15	29	135.8	81. 5	157.5	22	15	34	121.9	83. 1	188.3
棚倉町	11	8	9	73.0	53. 1	59.8	8	8	8	54.5	54. 5	54.5
矢祭町	2	3	1	31.5	47.3	15.8	2	3	1	32. 4	48.6	16.2
塙 町	18	6	11	182.1	60.7	111.3	21	6	13	220.5	63.0	136.5
鮫川村	1	1	-	25.1	25. 1	-	-	1	-	-	26. 1	-

			平成	26年			平成28年							
		実数		,	人口10万束	र्ग		実数		人口10万対				
	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師		
総数	204	90	196	140.3	61. 9	134.8	206	96	210	144. 2	67. 2	147.0		
白河市	133	46	123	212.0	73.3	196.1	135	50	127	219.8	81.4	206.7		
西郷村	8	7	11	40.5	35. 4	55.6	7	8	12	34. 4	39. 3	59.0		
泉崎村	3	3	4	45.8	45.8	61.1	2	3	6	31.0	46.6	93.1		
中島村	1	3	1	20.0	60.0	20.0	1	4	1	20.1	80.4	20.1		
矢吹町	26	13	33	145.0	72. 5	184.1	27	13	38	155.7	75.0	219.1		
棚倉町	9	7	10	62.3	48. 4	69.2	9	8	10	64. 1	57.0	71.2		
矢祭町	2	3	1	33.5	50.2	16.7	2	3	1	34. 1	51.2	17.1		
塙 町	21	7	13	225.6	75. 2	139.6	22	6	15	244.9	66.8	166.9		
鮫川村	1	1	ı	27.3	27. 3	-	1	1	-	28. 9	28.9	-		

医師・歯科医師・薬剤師の数(人口10万対)管内、県、全国比較

	医師				歯科医師			薬剤師	
年 次	管内	県	全国	管内	県	全国	管内	県	全国
平成22年	137.9	191.2	230. 4	62.0	70.6	79. 3	125. 2	170.6	215.9
平成24年	138.7	187.8	237.8	66.0	67. 6	80.4	135.3	167. 6	219.6
平成26年	140.3	196.9	244. 9	61.9	72.0	81.8	134.8	178.6	226.7
平成28年	144. 2	204.5	251.7	67.2	72.4	82. 4	147.0	188. 4	237.4

(出典:医師·歯科医師·薬剤師調査·福島県保健福祉部)

注: 平成28年市町村別人口10万対 医師・歯科医師・薬剤師数は、福島県現住人口調査月報(平成28年10月1日現在) 及び平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査より算出した。

表15 管内の児童数の推移

[単位;人]

区分	県	南 管	内		Į [为
国勢調査年	人 口 総 数 (A)	児 童 数 (B)	児童 比率 (B/A)	人 口 総 数 (A)	児 童 数 (B)	児 童 比 率 (B/A)
昭和45年	140, 772	49, 006	34. 8%	1, 946, 077	632, 680	32. 5%
昭和50年	140, 375	42, 613	30.4%	1, 970, 616	581, 302	29. 5%
昭和55年	142, 376	40, 632	28. 5%	2, 035, 272	562, 989	27. 7%
昭和60年	147, 999	40, 358	27.3%	2, 080, 304	551, 795	26. 5%
平成 2年	159, 180	41, 632	26. 2%	2, 104, 058	520, 850	24.8%
平成 7年	154, 858	36, 781	23.8%	2, 133, 592	472, 970	22. 2%
平成12年	155, 015	33, 109	21.4%	2, 126, 935	426, 363	20.0%
平成17年	153, 347	29, 217	19. 1%	2,091,319	380, 067	18. 2%
平成22年	150, 117	26, 455	17. 6%	2, 029, 064	341, 463	16.8%
平成27年	144, 080	23, 346	16. 2%	1, 914, 039	286, 764	15.0%

(出典:国勢調査報告による年齢(各齢)別人口表) ・児童数;児童福祉法第4条に基づく満18歳に満たない者の数

表16 保育所入所児童及び保育対策等促進事業等の実施状況

						入	所児童数	枚(平成3	0年4月	1日現在)		多子世
NO	市町村名	保育所名	設置区分	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児 以上	計	定員 充足 率(%)	帯保育 料軽減 事業 (H29)
1	白河市	わかば保育園	公 立	150	4	27	29	30	22	30	142	95%	
2	"	さくら保育園	公 立	90	4	16	18	15	15	17	85	94%	
3	"	おもてごう保育園	公 立	65	5	16	31	0	1	3	56	86%	
4	"	ひがし保育園	公 立	55	4	16	24	0	0	0	44	80%	
5	"	たいしん保育園	公 立	50	4	15	18	0	0	0	37	74%	
6	"	白河みのり保育園	社会福祉協議会	89	3	15	16	18	16	17	85	96%	0
7	"	白河保育園	社会福祉協議会	60	3	12	14	11	13	10	63	105%	
8	"	認定こども園 ぼだい	学校法人	236	3	16	15	42	39	37	152	64%	
9	"	認定こども園 西こども園	学校法人	183	3	12	11	37	49	36	148	81%	
10		認定こども園 さく らの木	学校法人	134	0	10	10	21	23	31	95	71%	
11	"	丘の上保育園	学校法人	60	5	22	22	0	0	0	49	82%	
12	西郷村	まきば保育園	公 立	165	5	25	23	30	32	46	161	98%	
13	"	みずほ保育園	社会福祉協議会	160	7	22	32	33	34	32	160	100%	0
14	"	川谷保育園	社会福祉法人	100	6	18	21	19	18	19	101	101%	
15	泉崎村	泉崎村保育所	公 立	60	2	25	33	0	0	0	60	100%	0
16	中島村	中島保育所	公 立	55	5	24	25	0	0	0	54	98%	0
17	矢吹町	あさひ保育園	学校法人 (H30.4.1付民営化)	110	3	13	10	13	16	17	72	65%	
18	"	矢吹町ひかり保育園	社会福祉協議会	120	8	21	31	17	15	17	109	91%	0
19	"	認定こども園 ポプラの木	学校法人	150	9	22	21	28	25	25	130	87%	
20	棚倉町	棚倉保育園	社会福祉法人	150	14	49	61	16	1	0	141	94%	
21	"	棚倉保育園第一園舎 (H30.3.31付廃止)	社会福祉法人	_	-	-	-	-	-	-	-	-	0
22	"	棚倉保育園第二園舎 (H30.3.31付廃止)	社会福祉法人	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
23	矢祭町	やまつりこども園 保育部	公 立	70	6	19	33	0	0	0	58	83%	0
24	塙町	塙保育園	公 立	80	1	12	12	30	0	0	55	69%	0
25	鮫川村	さめがわこどもセンター (H30.4.1付こども園化)	公 立	130	6	11	19	22	23	20	101	78%	0
	計			2,522	110	438	529	382	342	357	2,158	86%	9

※認定こども園については1号認定児を含む。

表17 認可外保育施設の状況

+m-++ ~	±4- ≠5	一八	+/- =п. ж.		入	所	児	童	数		/ ++ -
市町村名	施設	区分	施設数	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	学童児	児童数	備考
		院内	2	4	23	20	16		16	89	*
	事業所内	その他	1	1	4	5	5	0	0	15	
白河市	その	D他	2	1	0	3	2	2	3	11	
	ī		5	6	27	28	23	12	19	115	
		陰内	1	4	2	4	0	0	0	10	
	事業所内	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
西郷村	その	D他	1	2	1	9	1	0	5	18	
	ī		2	6	3	13	1	0	5	28	
		院内	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事業所内	その他	1	0	2	1	0	0	0	3	
矢吹町	その	D他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ī		1	0	2	1	0	0	0	3	
		陰内	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事業所内	その他	1	0	2	2	0	0	0	4	
棚倉町	そ 0	り他	0	0	0	0	0	0	0	0	
		 †	1	0	2	2	0	0	0	4	
		院内	0	0	0	0	0	0	0	0	
	事業所内	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
塙町	ス (の他	1	7	14	16	14	0	0	51	
		†	1	7	14	16	14	0	0	51	
	п	院内	3	8	25	24	16	10	16	99	_
	事業所内	その他	3			24 8	5	0	0		ļ
合計	7.0	り他	3 4	1 10	8	28	17	2	8	22 80	
			-		15						
	ā	† "> +	10	19	48	60	38	12	24	201	<u> </u>
_	事業所内	院内	4	12	27	28	16	10	16	109	
平成28 年度	7.	その他	5	1	12	11	5	0	0	29	
十及		D他 ·	6	19	30	53	32	2	13	149	
	ā	† **	15	32	69	92	53	12	29	287	
	事業所内	院内	4	11	24	19	13	23	2	92	
平成27 年度		その他	3	0	6	9	6	0	0	21	
十尺		D他 ·	6	5	24	19	28	13	3	92	
		†	13	16	54	47	47	36	5	205	<u> </u>
	事業所内	院内	4	3	19	15	24	15	2	78	
平成26			3	0	8	11	3	0	0	22	
年度		D他 ·	7	8	20	27	32	8	5	100	
	Ē		14	11	47	53	59	23	7	200	<u> </u>
	事業所内	院内	3	0		16	15		4	79	
平成25		その他	3	6	7	7	3	0	0	23	ļ
年度		D他 	6	6	26	21	14	12	3	82	
	Ī	†	12	12	46	44	32	43	7	184	
	事業所内	院内	3	4	14	11	11	22	2	64	
平成24		その他	3	0	4	6	5	3	0	18	
年度		D他	6	16	16	20	23	9	2	86	
	Ē	†	12	20	34	37	39	34	4	168	
	事業所内	院内	3	4	16	14	9	20	1	64	
平成23	テベハド	その他	3	0	4	2	5	1	0	12	
年度	その	D他	6	5	11	14	20	24	6	80	
	Ē	†	12	9	31	30	34	45	7	156	
	事業所内	院内	3	1	13	10	16	13	2	55	
平成22	尹未別內	その他	3	1	5	9	4	1	0	20	
年度	その	D他	6	8	11	17	25	30	3	94	
	ī	†	12	10	29	36	45	44	5	169	

※臨時入所を含む

(出典:認可外保育施設の現況調査外)

衣10	放課後児童クラブの状治	元 開 設	4	 犬 況		描	助事業の種		成29年度
市町村名	放課後児童クラブ名	開設場所	年間開設日数	開設時間	児童数	全育成事業	事業の 作事業 できまり 単二	境整備事業放課後子ども環	備考
	白河第一小学校チャイルド児童ク ラブ	白河第一小学校	254	13:00 ~ 19:00	51	0	0		
	白河第一小学校あおぞら児童クラ ブ	白河第一小学校	254	13:00 ~ 19:00	50	0			
	- 白河第二小学校なかよし児童クラ ブ	白河第二小学校敷地内	260	13:00 ~ 19:00	44	0	0		
	- 白河第二小学校にじいろ児童クラ ブ	白河第二小学校敷地内	260	13:00 ~ 19:00	44	0			
	- 白河第二小学校ひまわり児童クラ ブ	白河第二小学校敷地内	260	13:00 ~ 19:00	44	0			
	表郷小学校児童クラブ	表郷小学校	286	13:00 ~ 19:00	76	0	0		
	釜子なないろ児童クラブ	釜子小学校敷地内	254	13:00 ~ 19:00	31	0	0		
	釜子たいよう児童クラブ	釜子小学校敷地内	253	13:00 ~ 19:00	30	0			
	大屋小学校児童クラブ	大屋小学校	243	13:00 ~ 19:00	17	0			
	小野田小学校児童クラブ	小野田小学校体育館内	243	13:00 ~ 19:00	29	0			
	みさか小学校きらりん児童クラブ	みさか小学校敷地内	254	13:00 ~ 19:00	44	0	0		
	みさか小学校スマイル児童クラブ	みさか小学校敷地内	254	13:00 ~ 19:00	44	0			
白河市	白河第三小学校わくわく児童クラブ	白河第三小学校	255	13:00 ~ 19:00	51	0	0		
	白河第三小学校かえで児童クラブ	白河第三小学校	254	13:00 ~ 19:00	51	0			
	しらさか児童クラブ	白河第五小学校敷地内	243	13:00 ~ 19:00	41	0			
	大沼まめがら児童クラブ	白河第四小学校敷地内	243	13:00 ~ 19:00	40	0			
	大沼きらきら児童クラブ	白河第四小学校敷地内	243	13:00 ~ 19:00	39	0			
	せきべ児童クラブ	関辺小学校	243	13:00 ~ 19:00	41	0			
	五箇小学校児童クラブ	五箇小学校	243	13:00 ~ 19:00	31	0			
	こたがわ児童クラブ	小田川市民センター内	243	13:00 ~ 19:00	25	0			
	信夫一小学校児童クラブ	信夫第一小学校	243	13:00 ~ 19:00	35	0	0		
	信夫第二小学校児童クラブ	信夫第二小学校	288	13:00 ~ 19:00	21	0			
	にこにこ児童クラブ	関川窪第三集会所	243	13:00 ~ 19:00	14	0			
	学び舎	民間(白河第三小学校近く)	260	14:00 ~ 19:00	39	0			
	小田倉児童クラブA	小田倉児童館	293	13:00 ~ 19:00	35	0			
	小田倉児童クラブB	小田倉児童館	293	13:00 ~ 19:00	35	0			
	小田倉児童クラブC	小田倉児童館	293	13:00 ~ 19:00	38	0			
	小田倉児童クラブD	小田倉児童館	293	13:00 ~ 19:00	38	0			
	熊倉児童クラブA	熊倉児童館	293	13:00 ~ 19:00	46	0			
西郷村	能倉児童クラブB	熊倉児童館	293	13:00 ~ 19:00	47	0			
	能倉児童クラブC	熊倉児童館	293	13:00 ~ 19:00	23	0			
					_		,		

293

293

250

293

 $13:00 \sim 19:00$

13:00 ~ 19:00

 $13:00 \sim 18:30$

13:00 ~ 19:00

22 🔾

33

20

26

0

0

0

旧みずほ保育園舎

旧みずほ保育園舎

旧上羽太公民館

川谷小中学校の旧校長住宅

米児童クラブA

米児童クラブB

川谷児童クラブ

羽太児童クラブ

	泉崎村第一児童クラブA	泉崎第一小学校	292	14:00 ~ 18:30	27	0		
泉崎村	泉崎村第一児童クラブB	泉崎第一小学校	292	14:00 ~ 18:30	42	0		
水呵削	泉崎村第二児童クラブA	泉崎村児童館	292	14:00 ~ 18:30	29	0		
	泉崎村第二児童クラブB	泉崎村児童館	292	14:00 ~ 18:30	18	0		
中島村	なかじま第1児童クラブ	中島村児童館輝らキッズ	291	9:15 ~ 18:30	35	0		
中島村	なかじま第2児童クラブ	中島村児童館輝らキッズ	291	9:15 ~ 18:30	35	0		
	矢吹小学校放課後児童クラブA	矢吹小学校	251	14:30 ~ 18:30	27	0		
	矢吹小学校放課後児童クラブB	矢吹小学校	251	14:30 ~ 18:30	26	0		
	善郷小学校放課後児童クラブA	善郷小学校	251	14:30 ~ 18:30	39	0		
	善郷小学校放課後児童クラブB	善郷小学校	251	14:30 ~ 18:30	39	0		
矢吹町	善郷小学校放課後児童クラブC	善郷小学校	251	14:30 ~ 18:30	39	0		
	中畑小学校放課後児童クラブA	中畑小学校	251	14:30 ~ 18:30	23	0		
	中畑小学校放課後児童クラブB	中畑小学校	251	14:30 ~ 18:30	22	0		
	三神小学校放課後児童クラブA	三神公民館	251	14:30 ~ 18:30	14	0		
	三神小学校放課後児童クラブB	三神公民館	251	14:30 ~ 18:00	13	0		
	棚倉児童クラブA	棚倉町子どもセンター	283	13:00 ~ 18:00	43	0		
	棚倉児童クラブB	棚倉町子どもセンター	283	13:00 ~ 18:00	66	0	0	
棚倉町	社川児童クラブ	社川小学校	283	13:00 ~ 18:00	52	0		
	近津児童クラブ	近津小学校	283	13:00 ~ 18:00	12	0	0	
	高野児童クラブ	高野小学校	283	13:00 ~ 18:00	51	0	0	
矢祭町	矢祭小放課後児童クラブ	矢祭小学校	243	13:00 ~ 18:45	55	0		
塙町	塙第一児童クラブ	塙小学校	286	14:30 ~ 18:00	42	0		
相削	塙第二児童クラブ	塙小学校	286	14:30 ~ 18:00	42	0		
鮫川村	鮫川村放課後児童クラブ	鮫川小学校	244	14:00 ~ 18:30	35	0		
	·	•						

(出典:平成29年度福島県子ども・子育て支援交付金事業実績外)

表19 児童手当支給状況

平成29年度(平成30年2月末時点)

単位:人

1 /3/= 0 1	12(17)	T = / 1 / N + 1 / M /				ナロ・ハ
				児童手当※1		
		0~3歳未満	3歳以上小学	校終了前	中学生	合計
		0.03 成木/両		うち第3子~	中于工	口前
	白河市	1,281	4,697	665	1,720	7,698
	西郷村	478	1,769	236	621	2,868
西白河郡	泉崎村	108	555	93	171	834
	中島村	104	426	68	153	683
	矢吹町	368	1,419	208	434	2,221
	棚倉町	264	1,173	214	388	1,825
東白川郡	矢祭町	109	427	93	136	672
果日川郁	塙町	155	592	95	202	949
	鮫川村	59	218	42	93	370
	計	2,926	11,276	1,714	3,918	18,120

^{※1} 一般分、特例給付、施設等受給者、非被用者の合計である。

平成28年度(平成29年2月末時点)

単位:人

		1 - 2 3 2 1 4 1 3 2 1 1 1 7				
				児童手当※1		
		0~3歳未満	3歳以上小学	校終了前	中学生	合計
		O 0/100 7 (1/10)		うち第3子~	11.7-1	— Н П
	白河市	1,278	4,807	708	1,759	7,844
	西郷村	491	1,800	249	625	2,916
西白河郡	泉崎村	125	560	91	196	881
	中島村	104	427	74	158	689
	矢吹町	391	1,441	215	441	2,273
	棚倉町	280	1,188	213	419	1,887
東白川郡	矢祭町	118	437	94	141	696
朱口川矶	塙町	166	605	98	212	983
	鮫川村	53	241	40	86	380
	計	3,006	11,506	1,782	4,037	18,549

^{※1} 一般分、特例給付、施設等受給者、非被用者の合計である。

表20 児童福祉施設への施設入所人員

施設種別区分	児 童養 護	児 童 自立支援	児 童 自立生活 援 助	乳 児 院	情緒障害 児短期治 療	里親	知 的 障がい児	ろうあ児	肢 体 不自由児	重症心身 障がい児	肢 体 不自由児 (通園)	計
前 年 度 末 現在措置数		0	0	0	0	6	13	0	0	1	0	44
年 度 中措 置 数	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	8 (1)
年 度 中措置解除数	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)
年度末現在措置数	25	0	0	0	0	4	13	0	0	2	0	44

平成28年度	24	0	0	0	0	6	13	0	0	1	0	44
平成27年度	26	0	0	0	0	6	14	0	0	1	0	47
平成26年度	32	0	1	1	0	5	16	0	0	1	0	56
平成25年度	32	0	0	0	0	5	19	0	1	1	0	58
平成24年度	26	1	1	1	1	7	17	0	1	1	0	55
平成23年度	31	0	-	1	_	7	13	0	2	1	0	55
平成22年度	31	2	_	2	_	8	18	1	2	2	0	66
平成21年度	38	0	_	4	_	5	17	1	2	2	0	69

^{・()}内の数値は、施設間の移動又は保健福祉事務所間のケース移管による措置変更のもので、外数表示。

[・]障がい児施設に係る年度中措置解除数には、契約制度移行に伴う施設入所措置解除及び児童福祉法の一部改正による18歳以上の障がい児施設入所者の県から市町村への実施主体変更のものを含む。

表21 児童福祉施設別入所状況

\sim	1 光星描述他設別人別	,,,,,					1				(304年7月	
	市町村名	白河市	西	白	河	郡	東	白	Ш	郡	その他	合 計
施設	区分		西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村		
児	童 養 護 施 設											
	いわき育英舎											0
	アイリス学園											0
	青 葉 学 園	1				3						4
	福島愛育園	2	2		2	1					1	8
	白 河 学 園	4	3									7
	堀 川 愛 生 園											0
	会津児童園	2										2
	相 馬 愛 育 園											0
	森の風学園			3			1					4
	小計	9	5	3	2	4	1	0	0	0	1	25
旧音	自立支援施設	,	J			- 1	1	- 0	0	Ŭ	1	20
, E							: 					0
旧亲白一	福島学園						<u> </u>			<u> </u>		0
元里日7	立生活援助事業(自立援助ホーム)		-							-	 	4
ारा	N E X T 福 島		1									1
乳	児院											_
1-1-	若松乳児院											0
情緒	障害児短期治療施設											
	那須こどもの家											0
里	親委託	1	1	1			1					4
	型障害児入所施設											
(1	日)知的障害児施設											
	安積愛育園											0
	大 笹 生 学 園										1	1
	桜 が 丘 学 園	1	1			1					1	4
	白河めぐみ学園	3				1					1	5
	白河こひつじ学園		2									2
	福島県ばんだい荘わかば											0
	原 町 学 園	1										1
	東洋学園児童部											0
	小 計	5	3	0	0	2	0	0	0	0	3	13
(旧)ろうあ児施設											
	福島光風学園									İ	i i	0
医療	型障害児入所施設											
	日)肢体不自由児施設											
"	福島県総合療育センター										 	0
	福島整肢療護園											0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(11	】	U	J	U	0	J	J	9	U	0	0	U
`"	福島整肢療護園										 	0
	国立病院機構福島病院	2										2
	国立病院機構いわき病院											0
		0			^	^		^	^	^		
 	小計	2	0	0	0	0	0	0	0	-		2
	合 計	17	10	4	2	6	2	0	0	0	4	45
平	成 29 年 度	14	11	1	2	5	4	0	0	0	4	41
平	成 28 年 度	16	12	1	3	5	4	0	0		5	46
平	成 27 年 度	18	16	1	4	9	3	0	0			56
平	成 26 年 度	19	17	1	4	13	1	0	0	1		59
										1	-	
平	成 25 年 度	18	17	2	4	11	0	0	1	0	4	57

(単位:世帯数)

表22 母子世帯及び父子世帯数

1,22 14	十世帝及	白	- m· sx	西 白	 河 郡			東 白	川郡			(単位: 世常数)
	年度	1 河市	西 郷 村	I 泉 崎 村	中島村	矢 吹 町	棚倉町	· 矢 祭 町	塙町	鮫 川 村	合計	備考
	29年度	657	295	79	55	186	160	35	78	24	1,569	(平成29年6月1日現在)
	28年度	701	210	78	60	173	164	31	84	25	1,526	(平成28年6月1日現在)
П.7.##	27年度	761	219	76	53	217	162	32	83	30	1,633	(平成27年6月1日現在)
母子世帯	26年度	714	208	71	60	208	163	32	78	23	1,557	(平成26年6月1日現在)
	25年度	686	205	64	65	216	167	48	80	26	1,557	(平成25年6月1日現在)
	24年度	769	157	63	60	202	170	52	100	21	1,594	(平成24年6月1日現在)
	29年度	60	33	6	10	18	23	11	10	19	190	(平成29年6月1日現在)
	28年度	64	23	6	13	23	25	7	13	21	195	(平成28年6月1日現在)
父子世帯	27年度	81	25	8	12	24	21	6	28	27	232	(平成27年6月1日現在)
X 1 E m	26年度	76	28	12	25	23	22	5	27	24	242	(平成26年6月1日現在)
	25年度	70	23	9	22	21	23	18	24	27	237	(平成25年6月1日現在)
	24年度	120	20	12	20	21	22	19	21	26		(平成24年6月1日現在)

(出典:ひとり親世帯数等調査外)

表23 母子相談受付状況	付状況													(単位:件)	$\widehat{}$
		生活一般	م د	岀	1	栅		生活援護	Alleria d	4	в	君	фI		+
	田田田	東白	盂	西白	東白	盂	田田	東白	苮	西白	東白	盂	西白	東白	盂
12年度	194	156	350	18	4	22	164	62	226	0	0	0	376	222	298
13年度	179	109	288	17	6	26	142	79	204	0	0	0	338	180	518
14年度	175	124	299	16	3	19	128	7 7	172	0	0	0	319	171	490
15年度	135	961	331	11	10	21	103	97	129	0	0	0	249	787	481
16年度	236	162	398	32	11	43	195	40	235	0	1	1	463	214	677
17年度	138	225	363	26	21	47	261	06	351	0	0	0	425	988	761
18年度	110	288	398	36	7	43	275	183	458	0	0	0	421	478	899
19年度	107	219	326	40	10	90	267	276	543	1	0	1	415	909	920
20年度	82	174	256	7	9	13	186	254	440	6	0	6	284	434	718
21年度	12	191	179	0	2	2	444	273	717	0	0	0	456	442	868
22年度	156	157	313	2	2	4	297	212	609	0	0	0	455	175	826
23年度	308	158	466	72	4	92	342	246	288	0	0	0	722	408	1, 130
24年度	11	156	167	1	3	4	261	282	543	0	0	0	273	441	714
25年度	98	146	232	1	0	1	331	247	278	0	0	0	418	868	811
26年度	82	128	210	0	9	9	429	271	100	0	0	0	511	405	916
27年度	100	39	139	25	0	25	471	200	671	0	0	0	296	239	835
28年度	191	48	239	57	1	28	558	198	756	0	0	0	806	247	1,053
29年度	200	7.0	270	26	7	63	550	130	089	3	П	4	808	208	1,017
											3	(出典:母子自立支援員相談指導結果報告書)	1立支援員	相談指導結	果報告書)

1, 152, 000 1,152,000 市 金器 ÷ # 金器 华 技能習得資金 金器 **₹**III(絲 # 金龗 生活資金 # 1, 152, 000 1, 152, 000 金器 # 金器 抽 ÷ 华 金鹽 # 金額 特例児童 扶養資金 华 金鹽 苹 医療介護資金 金龗 苹 金鹽 华 **₹**III(住宅資金 票 推 # 御額 生活資金 世 金器 表24 母子父子寡婦福祉資金貸付状況(平成29年度) 事業維養資金 # 金龗 事業開始 資金 # 就学支度資金 金額 华 金器 华 抽 中原村 田海村 泉崎村 数三村 上河山 朱吹町 棚倉町 午祭町 **√**□

金額 1, 152, 000

华

(単位:円)

中

平 成28年度	1 520,000	0 00	0 0	0	0	0	0 0 0	0 0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 1	520,000	4 3, 593, 000	1 000	492, 000	0 0	0	0 2	4,085,000	6 4, 605, 000
平 成 27年度	0	0 1 46	465,000 0	0	0	0	1 492,000 0	0 0	0 0	0	0	0 0	0	0	0 2	957,000	5 4, 357, 300	0 008	0	0 0	0	0 2	4, 357, 300	5, 314, 300
平 成 26年度	2 749,000	1	122,000 0	0	0	0	0 0 0	0 0	0 0	0	0	0 0	0	1 320,000	0 4	1,191,000	7 6, 248, 400	0 001	0	0 0	0	7 0	6,248,400 11	7, 439, 400
平 成 25年度	4 2,252,000	2	556,660 0	0	0	0	0 0 0	0 0	0 0	0	0	0 0	0	0	9 (2,808,660	7 4, 694, 680	0 089	0	0 0	0	2 0	4,694,680 13	3 7, 503, 340
平 成 24年度	3 1,813,600	3	890,000 0	0	0	0	0 0 0	0 0	0 0	0	0	0 0	0) 0	9 0	2,703,600 10	10 6, 710, 280	0 087	0	0 0	0	0 10	6,710,280 16	9, 413, 880
平 成 23年度	3 2,076,00	,000 1 14	146,000 0	0	0	0	0 0 0	0 0	0 0	0	0	0 0	0	1 270,000	0 5	2, 492, 000	11 6, 749, 280	0 087	0	0 0	0	0 11	6,749,280 16	9, 241, 280
平 成 22年度	5 1,880,640	1	293,500 0	0	0	0	0 0 0	0 0	0 0	0	0	0 0	0	1 780,000	0 7	2,954,140 12	12 8, 139, 000	0 000	0	0 0	0	0 12	8,139,000	8,139,000 19 11,093,140
平 成 21年度	7 5,210,750	2	769,800 0	0	0	0	0 0 0	0 0	0 0	0	0	0 0	0	2 890,000	0 11	6,870,550	8 5, 121, 000	0 000	0	1 600,000	0	6 0	5,721,000 20	12, 591, 550

1, 152, 000

表25 市町村別民生・児童委員(主任児童委員)数

											(H30.4.1到	(H30.4.1現在 人数)
市町村			田田	口	辑			岷	百三	辑		1 4
型	= = =	西鄉村	泉崎村	中島村	矢吹町	 	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村	 	па П
用	85	23	12	6		51	28	8	23	6	89	204
	10	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3	13
4	29	15	9	9	28	22	16	17	12	6	54	168
*	10	2	2	2	2	8	3	2	1	1	7	25
† =	144	38	18	15	32	106	44	25	35	18	122	372
ıa.	20	2	2	2	2	8	4	2	2	2	10	38

(注)下段は、主任児童委員の再掲

表26 民生・児童委員の町村別活動状況

(出典:福祉行政報告例)

表27 身体障がい児者(身障手帳所持者)の状況

(平成30年4月1日現在)

						年4月1日現在 <i>)</i>
	市町村	1	身障手帳交付	者数	人 口(人)	人口比
		18歳未満	18歳以上	合計	(H30.4.1現在)	(%)
西	西郷村	13	620	633	20, 343	3. 11
白	泉崎村	3	268	271	6, 334	4. 27
河	中島村	3	203	206	4, 920	4. 18
郡	矢 吹 町	8	696	704	17, 083	4. 12
	計	27	1, 787	1,814	48, 680	3. 72
	棚倉町	9	577	586	13, 832	4. 23
東	矢 祭 町	4	273	277	5, 669	4. 88
白	塙 町	5	404	409	8, 697	4. 70
Ш	鮫 川 村	1	189	190	3, 256	5. 83
郡	計	19	1, 443	1, 462	31, 454	4. 64
	郡合計	46	3, 230	3, 276	80, 134	4.08
	白 河 市	26	2, 211	2, 237	60, 374	3. 70
	管内合計	72	5, 441	5, 513	140, 508	3. 92
ㅋ	² 成29年4月1日	72	5, 443	5, 515	141, 867	3. 88
ㅋ	² 成28年4月1日	70	5, 535	5, 605	143, 338	3. 91
ㅋ	² 成27年4月1日	76	6, 492	6, 568	144, 795	4. 53
ㅋ	² 成26年4月1日	75	6, 397	6, 472	145, 497	4. 44
ㅋ	² 成25年4月1日	72	6, 287	6, 359	146, 857	4. 33
ㅋ	² 成24年4月1日	73	6, 134	6, 207	147, 385	4. 21
ম	² 成23年4月1日	75	6, 118	6, 193	149, 800	4. 13
ম	成22年4月1日	75	6, 104	6, 179	150, 039	4. 11
7	² 成21年4月1日	81	5, 978	6, 059	150, 931	4.01
ㅋ	² 成20年4月1日	91	6, 165	6, 256	151, 734	4. 12
ㅋ	² 成19年4月1日	92	6, 043	6, 135	152, 438	4. 02
ম	² 成18年4月1日	94	5, 876	5, 970	152,982	3. 90

(出典:福島県障がい者総合福祉センター調べ)

表28 知的障がい児者(療育手帳所持者)の状況

(平成30年4月1日現在)

市町	村名		判 定	区	分					合	Д	人口比
			18歳未	満		18歳』	以上	合	計	計	★	<u></u>
		Α	В	小 計	Α	В	小 計	А	В		(H30.4.1現在)	Ü
西	西郷村	16	41	57	50	75	125	66	116	182	20, 343	0.89
白	泉崎村	2	6	8	17	33	50	19	39	58	6, 334	0.92
河	中島村	0	8	8	19	27	46	19	35	54	4, 920	1.10
郡	矢吹町	9	26	35	41	118	159	50	144	194	17, 083	1.14
	計	27	81	108	127	253	380	154	334	488	48, 680	1.00
東	棚倉町	8	26	34	41	62	103	49	88	137	13, 832	0.99
白	矢祭町	2	6	8	22	32	54	24	38	62	5, 669	1.09
Ш	塙 町	7	8	15	37	52	89	44	60	104	8, 697	1.20
郡	鮫川村	3	4	7	19	32	51	22	36	58	3, 256	1. 78
	計	20	44	64	119	178	297	139	222	361	31, 454	1. 15
	郡合計	47	125	172	246	431	677	293	556	849	80, 134	1.06
	白河市	28	115	143	171	292	463	199	407	606	60, 374	1.00
,	管内合計	75	240	315	417	723	1, 140	492	963	1, 455	140, 508	1.04
平成	戊29年4月1日	75	243	318	409	690	1,099	484	933	1, 417	141,867	1.00
平成	戊28年4月1日	84	234	318	409	664	1,073	493	898	1, 391	143, 338	0.97
平成	戊27年4月1日	88	210	298	400	639	1,039	488	849	1, 337	144, 795	0.92
平成	戊26年4月1日	85	197	282	451	635	1,086	536	832	1, 368	145, 497	0.94
平成	t25年4月1日	93	190	283	442	608	1,050	535	798	1, 333	146, 857	0.91
平成	t24年4月1日	91	187	278	440	586	1,026	531	773	1, 304	147, 385	0.88
平成	t23年4月1日	85	177	262	435	568	1,003	520	745	1, 265	149,800	0.84
平成	t22年4月1日	78	170	248	434	543	977	512	713	1, 225	150, 039	0.82
平成	戊21年4月1日	80	155	235	419	519	938	499	674	1, 173	150, 931	0.78
平成	戊20年4月1日	82	161	243	416	492	908	498	653	1, 151	151, 734	0.76
平成	戊19年4月1日	89	147	236	395	480	875	484	627	1, 111	152, 438	0.73
平成	戊18年4月1日	93	135	228	376	466	842	469	601	1,070		0.70
							/ III III I	[E		**** \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		当田 - ッ)

(出典:福島県障がい者総合福祉センター調べ)

表29 精神障がい者の状況

(平成30年3月31日現在)

							(平成30年3月	31日現在)
	市町村	精神	保健福祉	手帳所持	 者数	自立支援医療費 (精神通院医療)	人 口 (H30.4.1現在)	人口比
		1級	2級	3級	合計	受給者数	(人)	(%)
西	西 郷 村	12	68	37	117	209	20, 343	0. 57
白	泉崎村	5	20	13	38	76	6, 334	0. 59
河	中島村	2	15	8	25	57	4, 920	0. 50
郡	矢 吹 町	16	81	49	146	339	17, 083	0.85
	計	35	184	107	326	681	48, 680	0.66
	棚倉町	5	33	29	67	148	13, 832	0. 48
東	矢 祭 町	3	11	6	20	49	5, 669	0.35
白	塙 町	3	41	19	63	140	8, 697	0.72
Ш	鮫 川 村	3	11	10	24	42	3, 256	0.73
郡	計	14	96	64	174	379	31, 454	0. 55
	郡合計	49	280	171	500	1,060	80, 134	0.62
	白 河 市	36	216	147	399	731	60, 374	0.66
1	管内合計	85	496	318	899	1, 791	140, 508	0.63
平	成29年4月1日	81	439	293	813	1,700	141, 867	0. 57
平	成28年4月1日	104	536	311	951	2, 185	143, 338	0.66
平	成27年4月1日	84	409	233	726	1, 593	144, 795	0.50
平	成26年4月1日	81	398	198	677	1, 479	145, 497	0.46
平	成25年4月1日	77	359	165	601	1, 427	146, 857	0.40
平	成24年4月1日	83	317	148	548	1, 401	147, 385	0. 37
平	成23年4月1日	77	316	132	525	1, 322	149, 800	0. 35
<u> </u>	成22年4月1日	75	284	97	456	1, 263	150, 039	0. 30
平	成21年4月1日	61	262	95	418	1, 145	150, 931	0. 27
					7.1. 11		神保健福祉セン	ター調べ)

(出典:福島県精神保健福祉センター調べ)

表30 女性相談の受付状況

(平成29年度)

内 訳	:	来	÷	*****	訪問]	Í	電 話	i		その他 手紙等			付件数	
経路	新規	再来	小計	新規	再来	小計	新規	再来	小計	新規	再来	小計	新規	再来	計
本人	19	18	37	3	19	22	20	52	72	0	0	0	42	89	131
その他	2	3	5	1	3	4	30	84	114	1	1	2	34	91	125
計	21	21	42	4	22	26	50	136	186	1	1	2	76	180	256

表31 女性相談の主訴別受付状況

(平成29年度)

		ر	人間関係	ĸ		経済関係			B	医療関係	Ŕ	住		1 <u>0</u> ,20 — 1 <u>0</u> /
主訴	夫等	チパナ	親族	交際相手	その他	生活困窮	サラ金・借金	その他	病気	精神的問題	その他	居問題	その他	計
受付件数	126	10	0	13	0	32	2	11	4	6	6	46	0	256
%	49. 2	3. 9	0.0	5. 1	0.0	12.5	0.8	4. 3	1.6	2.3	2. 3	18.0	0.0	100.0

表32 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等(平成29年度)

			加害	者からの)行為 <i>0</i>	D形態	
		配偶者	†からの:	暴力等	元配偶	交 際 相	スト-
相談の形態	件数	婚姻	因届の物		力者	力手	カ
		届出あり	届出 なし	届出 有無 不明	等からの暴	からの暴	一行為
来 所	28	24	0	0	3	1	0
電話	44	40	0	0	2	1	1
訪問・その他	5	4	0	0	0	1	0
計	77	68	0	0	5	3	1

【一時保護委託等の実績件数】

一時保護委託	1
保護命令申立の支援	0
住民基本台帳事務における 支援措置申出の支援	4
配偶者からの暴力の被害者の保護に 関する証明書の発行	1

(注)本表は、県南保健福祉事務所が配偶者暴力相談支援センターとして受け付けた相談件数で、 内容にDVを含むものの延件数です。

表33 被保護世帯数及び被保護人員の推移(平成19~29年度・年度平均)

7	I	国の推移		肖	り 推移		管内(西日河郡及ひ東日川郡)の推移		
	被保護世帯数	被保護人員	保護率(‰)	被保護世帯数	被保護人員	保護率(‰)	被保護世帯数	被保護人員	保護率(‰)
平成19年度	1, 105, 275	1, 543, 321	12.1	11, 093	15, 192	7.3	377	487	5.6
平成20年度	1, 148, 766	1, 592, 620	12.5	11, 371	15, 417	7.5	379	481	5.6
平成21年度	1, 274, 239	1, 763, 604	13.8	12, 371	16, 857	8.3	424	547	6. 4
平成22年度	1, 410, 049	1, 952, 063	15.2	13,601	18, 635	9.2	471	809	7.1
平成23年度	1, 498, 375	2, 067, 244	16.2	13,667	18, 569	9.3	476	635	7.5
平成24年度	1, 558, 510	2, 135, 708	16.7	13, 224	17, 411	8.9	468	809	7.3
平成25年度	1, 591, 846	2, 161, 612	17.0	13, 053	16, 962	8.7	461	584	7.0
平成26年度	1, 618, 817	2, 170, 242	17.1	13, 079	16, 830	8.7	466	575	7.0
平成27年度	1, 634, 185	2, 165, 585	17.1	13, 181	16, 782	7.1	473	580	7.1
平成28年度	1, 639, 460	2, 143, 887	16.9	13, 371	16, 856	8.6	480	583	7.2
平成29年度	1, 640, 002	2, 118, 848	16.7	13, 690	17, 149	8.8	501	610	7.6

(注:平成29年度の国及び県の数値は、平成30年1月現在値。)

(出典:福祉行政報告例)

表34 町村別、扶助別被保護世帯及び人員の状況(平成23~29年度)

	被保護者数	专者数				并	助	別	延世	非	· 延	\prec	数				!
区	计	茶、花	生活	扶助	住宅扶助	扶助	教育	育扶助	小	介護扶助	医瘍	医療扶助	4	9 色	ⅆ	計	保護率 (%)
	된 및	高く数	非	人数	中	人数	半中	人数	4 中 市	人数	非	人数	半中	人数	非	人数	
平成23年度	(476)	(635)	(402)	(552)	(273)	(384)	(24)	(32)	(98)	(61)	(433)	(233)	(16)	(20)	(1237)	(1623)	7.5
수 計	5, 713	7,625	4,864	6,626	3, 280	4,603	282		444 1,035	5 1,088	8 5,202	6, 483	186	5 234	4 14,849	19, 478	
_~.	(468)	(809)	(988)	(212)	(598)	(392)	(20)	(32)	(98)	(88)	(432)	(540)	(12)	(19)	(1205)	(1561)	7.3
수 計	5, 619	7, 296	4,636	6,202	3, 191	4, 379	245		386 1,032	1,054	4 5,180	6, 483	177	7 231	14,461	18, 735	
	(461)	(584)	(375)	(487)	(253)	(341)	(11)	(27)	(84)	(98)	(429)	(230)	(12)	(13)	(1170)	(1482)	7.0
수 計	5, 528	7,014	4,494	5,840	3, 033	4,088	209		321 1,010	1,032	2 5, 148	6, 354	142	2 154	4 14,036	17, 789	
平成26年度	(466)	(222)	(628)	(478)	(258)	(332)	(16)	(22)	(68)	(85)	(441)	(534)	(6)	(12)	(1192)	(1476)	7.0
수 計	5, 570	6,886	4,537	5, 748	3,085	4,038	190		297 1,078	3 1,108	8 5,285	6,405	106	3 142	2 14, 281	17, 738	
	(470)	(829)	(222)	(470)	(249)	(318)	(14)	(21)	(103)	(108)	(447)	(540)	(2)	(9)	(1194)	(1463)	7.1
수 計	5,656	6, 936	4,524	5,639	2, 976	3,817	171		251 1, 229	9 1, 293	3 5,361	6, 481	63		80 14,324	17, 561	
平成28年度	(480)	(283)	(228)	(465)	(245)	(308)	(13)	(19)	(112)	(111)	(422)	(466)	(2)	(9)	(1172)	(1412)	7.2
수 計	5, 758	6,991	4,521	5,583	2,935	3, 668	149		226 1,342	1, 409	9 5,058	5, 983	61	70	14,066	16, 939	
	(203)	(609)	(384)	(473)	(251)	(314)	(14)	(22)	(117)	(121)	(454)	(232)	(9)	(9)	(1226)	(1473)	7.5
合 計	6,016	7, 297	4,610	5,677	2,999	3, 776	156		254 1, 396	5 1,443	3 5,444	6, 441	69	72	14,674	17,663	
王450年	(80)	(103)	(63)	(83)	(38)	(23)	(4)	(2)	(23)	(24)	(74)	(63)	(2)	(2)	(204)	(261)	
24 744 T.)	955	1,240	755	982	454	632	52		79 280	3 285	5 891	1, 115	26	3 27	7 2,458	3, 120	
□ □ □	(32)	(32)	(23)	(27)	(10)	(13)	(1)	(1)	(2)	(2)	(53)	(32)	(1)	(1)	(69)	(62)	
것ΚΨ되자	386	444	281	329	115	156	9		6 60		60 343	384		6	9 814	944	
14.9 七	(10)	(10)	(9)	(9)	(3)	(3)	0	0	(2)	(2)	(6)	(6)	0	0	(20)	(20)	
干地工	123	124	75	76	40	40	0	_	0 25		25 108	109		2	2 250	252	
46甲	(153)	(180)	(119)	(140)	(63)	(107)	(3)	(4)	(23)	(24)	(139)	(160)	(2)	(2)	(379)	(437)	
~~~	1,832	2, 159	1,428	1,682	1, 115	1,283	30		52 271	1 287	7 1,673	1,919	22		22 4,539	5, 245	
量 中	(86)	(122)	(77)	(86)	(09)	(80)	(4)	(7)	(27)	(53)	(84)	(103)	0	0	(252)	(317)	
1007 HJ	1, 172	1, 461	919	1,173	718	963	45		83 321	347	7 1,011	1,240		1	1 3,015	3,807	
4%甲	(32)	(38)	(26)	(28)	(12)	(14)	(1)	(1)	(7)	(2)	(30)	(32)	0	0	(92)	(83)	
人亦叫	414	450	306	332	141	165	12		12 78		78 359	384		1	2 897	973	
中	(92)	(88)	(22)	(89)	(32)	(37)	0	0	(21)	(21)	(71)	(82)	0	0	(181)	(208)	
	910	1,053	989	812	381	448	0		0 255	5 255	5 847	982		0	0 2,168	2, 497	
鮫川村	(19)	(31)	(13)	(24)	(3)	(2)	(1)	(2)	(6)	(6)	(18)	(26)	(1)	(1)	(45)	(69)	
	224	366	161	291	35	88	11		22 106	3 106	6 212	308		8	9 533	825	

※上段( )書きは平均の数値を表記 ※数値の単位未満は原則として四捨五入のため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

表35 生活保護開始の主たる要因(平成23~29年度)

		1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	12	13	合		<b>B</b>	村	別月	見 始	件	数	
		世帯主	世帯員	働死 い亡 て等	働離 い別 て等	働きに 喪失	よる収入	の減少		年金の	仕喪 送失 り	手の 持減 現少	そ の 他	生別	П	西	泉	中	矢	棚	矢	塙	鮫
区	分	の傷	の傷	い た	い た	都合・自	る老齢に	事産不・	その也	減少	の 減	金 · · 喪	16	母子の		郷	崎	島	吹	倉	祭		Ш
		病	病	者 の	者 の	己定	しょ	振 解 雇	IE.	喪生	少 ·	貯失 金		再揭	計	村	村	村	町	町	町	町	村
平成	件 数	11	1	0	2	2	2	1	4	3	3	21	12	(1)	62	15	1	1	21	15	2	6	1
23 年度	構成比 (%)	17.7	1.6	0.0	3. 2	3. 2	3. 2	1.6	6. 5	4.8	4.8	33. 9	19. 4	(1.6)									
平成	件数	22	0	0	3	0	2	0	1	1	5	28	8	(4)	70	15	6	0	21	14	2	8	4
24 年度	構成比 (%)	31.4	0.0	0.0	4. 3	0.0	2. 9	0.0	1. 4	1.4	7. 1	40.0	11. 4	(5.7)									
平成	件 数	13	2	0	3	2	1	0	2	1	4	29	8	(3)	65	11	4	0	25	10	3	9	3
25 年度	構成比 (%)	20.6	3.2	0.0	4.8	3. 2	1.6	0.0	3. 2	1.6	7. 9	46.0	7. 9	(4.8)									
平成	件数	10	2	0	0	0	0	0	3	1	3	21	1	(2)	41	5	4	0	12	8	2	8	2
26 年度	構成比 (%)	24. 4	4.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7. 3	2. 4	7. 3	51. 3	2. 4	(4.9)									
平成	件数	15	1	0	0	1	0	2	2	2	8	29	9	(1)	69	17	2	2	17	10	6	12	3
27 年度	構成比 (%)	22.4	1.5	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	3. 0	3.0	11.6	42.0	13.0	(1.5)									
平成	件 数	15	2	0	0	0	0	1	1	0	4	41	3	(5)	67	14	4	2	19	9	6	9	4
28 年度	構成比 (%)	22. 4	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1. 5	0.0	6.0	61. 2	4. 4	(7.5)									
平成	件数	11	0	0	1	0	0	1	1	0	5	52	14	(0)	85	12	11	5	27	16	1	11	2
29 年度	構成比 (%)	12.9	0.0	0.0	1. 2	0.0	0.0	1.2	1. 2	0.0	5. 9	61. 2	16. 5	0.0				/ 111 44		# +h 54:	88 //		

(出典:保護申請・開始処理システムデー

表36 生活保護廃止の主たる要因(平成23~29年度)

		1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	12	合		町	村	別序	€止	件	数	
区	分	世帯主	世帯員	死亡	失踪	働増た	働き手	社增 会 保	仕送り	親引 類取 ・り	施設入	医療費	その他	П	西	泉	中	矢	棚	矢	塙	鮫
2	/1	傷	傷			よる	の転	除給	金等	縁 者	所	他			郷	崎	島	吹	倉	祭		Ш
		病治癒	病治癒			収 入 の	λ	付 金 の	の 増 加	等 の		法 負 担		計	村	村	村	町	町	町	町	村
平成	件数	0	1	23	0	7	1	5	0	0	1	1	43	82	17	3	2	29	17	4	7	3
23 年度	構成比 (%)	0.0	1. 2	28. 0	0.0	8. 5	1. 2	6. 1	0.0	0.0	1. 2	1.2	52. 4									
平成	件数	0	0	27	0	15	0	7	0	0	3	0	35	87	18	2	0	24	23	7	12	1
24 年度	構成比 (%)	0.0	0.0	31.0	0.0	17.2	0.0	8. 0	0.0	0.0	3. 4	0.0	40.2									
平成	件数	0	0	18	0	8	0	3	0	1	1	0	16	47	7	1	0	18	9	3	8	1
25 年度	構成比 (%)	0.0	0.0	38. 3	0.0	17.0	0.0	6. 4	0.0	2. 1	2. 1	0.0	34.0									
平成	件数	0	0	25	1	5	0	1	1	0	1	0	14	48	10	4	1	14	10	4	4	1
26 年度	構成比 (%)	0.0	0.0	52. 1	2.1	10.4	0.0	2. 1	2.1	0.0	2. 1	0.0	29. 1									
平成	件数	0	0	22	0	11	0	2	0	0	3	0	22	60	14	2	1	16	11	1	14	1
27 年度	構成比 (%)	0.0	0.0	36. 7	0.0	18. 3	0.0	3. 3	0.0	0.0	5. 0	0.0	36. 7									
平成	件 数	0	0	27	0	5	0	0	0	2	1	0	19	54	13	2	1	13	10	5	8	2
28 年度	構成比 (%)	0.0	0.0	50.0	0.0	9. 2	0.0	0.0	0.0	3. 7	1.9	0.0	35. 2									
平成	件数	0	0	34	1	12	0	3	0	2	2	0	22	76	18	5	1	23	12	4	8	5
29 年度	構成比 (%)	0.0	0.0	44. 7	1.3	15.8	0.0	3. 9	0.0	2. 6	2. 6	0.0	28. 9									

(出典:保護廃止処理システムデータ)

医療扶助人員の状況(平成23~29年度)

表37

(延人員)

5,445 5,346 5,706 1,049 1,068 5,850 5,843 5,4671,6525,631 盂 5, 214 5,045 5, 140 1,008 4,909 4,894 1,434 他の扶助との併給 その他 5, 精神病 盂 その他の単給 (一時的扶助を含む) 迡 その色 扶助単給 精神病 医療扶助のみ 医療 その他 精神病 1,059盂 他の扶助との併給 その他 精神病  $\infty$ 巡 盂 その他の単給 (入院患者日用品費・ 一時的扶助等を含む) その他 助単給 精神病 療扶 医療扶助のみ その他 Ҝ Ξ 精神病 6,4836,405 6,4411,115 1,9191,240 6,484 6,354 6, 481 5,983 総医療扶助人員 平成29年度 合計 平成23年度 合 計 平成26年度 合 計 平成28年度 合 計 平成24年度 合 計 平成25年度 合 計 平成27年度 合 計 鮫川村 尔 西鄉村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 矢祭町 霏 M

(出典:医療扶助人員システムデ゙

- 136 -

表38 生活保護施設の利用状況(平成23~29年度)

単位:人

				教	鑂	超	亞						矢吹	授産	滑		
		中解	- 移動			۲	所者の前	施設別内	9 하			中解	移動		利用者	者の法別	内訳
区	年度当初	<b>人</b> 尼	恩	年 来	からまつ荘	矢吹緑風園	御出せいた圏	喜多方しののめ荘	浪江ひまわり荘	やしおみ荘	年度当初	麗	解除	年度末	生活保護法	みなし保護	障害者自立支援法
平成23年度 合 計	41	1	0	42	21	16	4	0	1	0	22	0	0	22	15	7	0
平成24年度 合 計	42	9	4	1 44	20	19	4	0	1	0	22	0	0	77	15	7	0
平成25年度 合 計	44	4	3	3 45	21	19	4	0	1	0	22	2	3	21	13	8	0
平成26年度 合 計	45	3	0	48	21	22	4	0	1	0	21	2	3	20	14	9	0
平成27年度 合 計	48	4	2	20	22	23	4	0	1	0	20	1	5	16	10	9	0
平成28年度 合 計	47	3	4	1 46	19	22	4	0	1	0	15	1	4	12	9	9	0
平成29年度 合 計	47	3	4	1 46	19	22	4	0	1	0	12	3	2	13	7	9	0
西郷村	11	1	2	10	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉崎村	2	1	1	. 2	2	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0
中島村	1	0	0	) 1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢吹町	21	1	1	21	5	13	2	0	1	0	12	1	1	12	9	9	0
棚倉町	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢祭町	4	0	0	4	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塙 町	4	0	0	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>劍</b> 交川木寸	3	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
											( ) は外書で、	書で、障害者	Ē	立支援法による利用者 (出典・	利用者 (出曲·施設事務費专給台帳等)	- 称 年 年 称 - 1	ク#自然)

- 137 -

(出典:福祉行政報告例)

	Г	1	4	4	4	6.	∞	2	9	ಣ	0	
		その他の世帯				19	18				09	12.0
_	監	<b>@ 底                                   </b>	12	3	1	15	14	2	10	1	89	11.6
丰3月分		障がい者世帯	10	2	1	22	10	4	12	1	62	12.4
平成30年3月分	Æ	4 年 十 4 年	9	2	0	3	3	1	0	1	16	3.2
न		<b>爬ෞ</b> 布	20	23	7	87	53	24	48	11	303	7.09
	#	欧保護世帯数	82	34	13	146	86	33	92	17	499	
		その他の世帯	5	2	2	19	17	2	6	5	61	12.5
_	點	<b>@ 依 告 世 非</b>	18	1	0	15	16	4	16	1	71	14.5
丰3月分		障がい者世帯	10	2	2	25	6	4	6	1	62	12.7
平成29年3月分	Æ	非年十年	5	3	0	2	3	1	0	0	14	2.9
न		<b>爬ෞ</b> 布	46	21	9	83	48	25	40	11	280	57.4
	#	改保護世帯数	84	29	10	144	93	36	74	18	488	
		その他の世帯	7	3	2	19	14	3	8	2	28	12.3
	點	<b>@ 底 告 世 申</b>	13	2	0	18	22	5	14	2	92	16.1
平成28年3月分		障がい者世帯	12	2	3	23	10	4	15	2	71	15.0
- 成284	Æ	中中半	4	1	0	3	2	2	0	0	12	2.5
F		<b>爬ෞ</b> 布	43	18	4	17	43	21	39	11	256	54.1
	#	松保護世帯数	79	26	6	140	91	35	92	17	473	
		その他の世帯	∞	2	1	20	15	3	6	2	09	12.7
	點	<b>@ 慌 岩 书</b>	10	5		19	20	4	15	co	76	16.1
平成27年3月分		障がい者世帯	14	2	1	24	11	2	13	1	89	14.4
∞元274	压	4 年 十 哲	33	2	1	2	4	2	I		15	3.2
न		<b>爬ෞ</b> 布	40	18	4	70	42	19	37	6	239	50.5
	#	泌保 護 世 帯 数	75	29	7	135	95	30	75	15	458	
		その 他の 世帯	~	5	2	22	20	2	8	2	69	15.1
_	監	<b>@ 裱 岩 带</b>	12	9	1	15	18	2	16	3	92	16.6
平成26年3月分		障がい者世帯	14	3	1	26	11	2	13	1	71	15.5
F成26:	长	母子世能	4	1	1	4	9	2	2		61	4.1
i it		<b>個體</b> 和	43	15	3	71	42	21	32	∞	235	51.3
	‡	泌保護世帯数	81	30	∞	138	96	32	71	14	470	
		文	西鄉村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	山 鲈	鮫川村	中計	構成比 (%)

100.0

表39 町村別世帯類型別被保護世帯数(平成26~30年度)

表40 就労形態別被保護世帯数(平成25~29年度)

İ	-	ŀ													構成比
高齢者   障がい者   傷病者 甘 帯   甘 帯 甘 帯 甘 帯	廊 丰	多 有 新	alm .r.	か り も 前 手	小計	医单条轮	画 香 雅	非 中 年 中	障がい者 甘 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	多 他 他 他	か 8 6 市 部	小	医单療給	恒	(%)
1 4			0	8	13	1	0		0 9		2	8		21	4.5
1 1 0	1 0	0		0	2	0	0		0 0	0 (	0	0	0	2	0.4
5 11 0	11	0		3	19	0	)		2 0	0 (	0	2	0	21	4.5
10		2		3	15	0	3		0 0	0 (	2	2		20	4.3
		/	١ ١			/	0		2	3	4	11	0	11	2.3
204 52 57	52	22		58	342	47	11		9	. 14	18	53	0	395	84.0
221 68 59	89	69		43	391	48	14		19 3	3 17	26	62	0	470	
47.0 14.5 12.6	14.5 12.			9.1	83.2	10.2	3.0	4.	0.6	3.6	5.5	16.8	0.0		
0 3 1		1		6	13	0	0		0 9	0 (	3	6	0	22	4.8
1 0 1	0 1	1		1	3	0	0		0 0	0	1	1	0	4	0.9
3 11 1		1		9	21	0	0		1 0	0		1	0	22	4.8
12 4	4	4		1	17	0	3		0 0	0 (	2	2	0	22	4.8
		/	١ ١	\	//	$\setminus$	0		0 2	0	9	8	0	8	1.7
209 50 55	20	22		18	332	45	11			14	13	48	2	380	83.0
225 64 62	64	62		35	386	45	14		15 4	14	25	72	2	458	
46. 1 13. 1 12. 7	13.1 12.			7.2	79.1	9.2	2.9	3.	1 0.8	3 2.9	5.1	14.8	9 0.4		
2 8 0	8	0		11	21	0	0		5 0	) 1	2	11	1	32	8.9
3 2 1		1	I	3	6	0	0		0 0	0 (	0	0	0	6	1.9
5 4 1		1		5	15	0	0		1 0	0 (	0	1	0	16	3.4
12 0 2	0	2		0	14	0	2		0 0	0 (	2	4	0	18	3.8
		/	\	<u> </u>	$\overline{\ \ }$				1 1	2	4	6	1	6	1.9
220 49 57	49	22		14	340	42	11		2 2	, 12	14	49	0	389	82.2
242 63 61	63	61		33	399	42	14	12	2 8	3 15	25	74	2	473	
49.6 12.9 12.5	12.9 12.			6.8	81.8	8.6	2.9	2.	5 1.6	3.1	5.1	15.2	0.4		
7 9 2	6	2		12	30	2	0		4 1	. 2	5	12	0	42	8.6
5 1 0	1	0		1	7	0	0		0 0	0 (	2	2		6	1.8
3	3	0		1	4	0	)		2 0	0	1	c		7	1.4
11 0 2	0	2	I	0	13	0	2		0 0	0	1	3	0	16	3.4
			\	/	$\setminus$	$\setminus$	1		0 1	. 1	4	7	. 1	7	1.4
43	43	28		23	368	50	10		8	9	11	39	0	407	83.4
9 99	99	62	- 1	37			_	1			24			488	
54.7 11.5 12.7	11.5 12.			7.6	86.5	10.7	2.7	2.	9 1.2	1.8	4.9	13.5	0.		
9 9 2	6	2		13	33	3		90	8	0 (	8	17	. 0	50	8.6
1 0 0		0		0	1	0	0		0 0	0	0	0	0	1	1.8
0 1 0	1	0		1	2	0	0		0 0	0	1	1	0	3	1.4
10 0 2	0	2		1	13	0	1	Ŭ	0 0	0	0	1	0	14	3.4
	/				$\setminus$		2		0	e5	3	10	1	10	2.0
264 43 44	43	44		27	378	50	15		7 8	7	9	43	0	421	86.3
284 53 48	53		+	49	427	53	19		16	10	18	72	1	499	
0 0		48	-	71		20									

表41 扶助別保護費の推移(平成18~29年度)

上段は構成比(単位:%)/下段は支出額(単位:円)

区	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	出產扶助費	生業扶助費	葬祭扶助費	就労自立給付金	施設事務費	保護費総額
平計 0 年	27.0	5.9	0. 4	1.5	51.3	0.0	0.2	0.1		13.6	100
十級10十段	207, 765, 198	45, 368, 647	3, 482, 327	11, 252, 439	395, 677, 455	0	1, 554, 681	1, 007, 858		104, 454, 634	770, 563, 239
平市工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	28.1	6.3	0.5	1.9	48.3	0.0	0.2	0.2		14.5	100
十級13十段	204, 867, 436	45, 646, 261	3, 663, 334	13, 709, 856	353, 111, 300	0	1, 797, 577	1, 388, 772		106, 163, 507	730, 348, 043
平式のの作用	27.6	6.3	0.5	2.4	48.3	0.0	0.2	0.1		14.5	100
十.%.c.	204, 831, 806	46, 871, 923	3, 568, 142	17, 816, 825	358, 116, 495	328,805	1, 371, 384	673, 022		107, 562, 887	741, 141, 289
计计位计 任用	28.1	6.7	0.6	2.1	49.3	0.0	0. 4	0.1		12.8	100
十成21年度	236, 149, 226	56, 731, 865	4, 769, 742	17, 293, 564	414, 099, 029	165, 460	3, 033, 351	1, 131, 997		107, 415, 346	840, 789, 580
正式のの任用	29. 2	7.1	0.5	2.4	48.3	0.0	0. 4	0.2		11.9	100
+ 成22年度	266, 270, 336	65, 246, 718	4, 856, 545	21, 464, 903	440, 867, 226	275, 400	3, 768, 419	1, 532, 337		108, 603, 293	912, 885, 177
平式のの存	29.7	7. 4	0.6	2.7	46.2	0.0	0.5	0.2		12.8	100
十.XX14.	273, 555, 731	67, 902, 616	5, 201, 856	24, 936, 729	424, 485, 836	369, 925	4, 168, 475	1, 693, 668		117, 441, 244	919, 756, 080
亚 市 0.1 左 库	29.3	7.0	0.5	2.4	46. 5	0.0	0.5	0.2		13.6	100
十成24年度	262, 291, 697	62, 325, 881	4, 377, 191	21, 271, 685	415, 264, 119	0	4, 666, 787	1, 753, 018		121, 845, 336	893, 795, 714
平式の日本	28.7	7.1	0. 4	2.3	47.1	0.0	0.3	0.2		13.9	100
十八次との十八支	248, 384, 734	61, 692, 444	3, 696, 753	19, 971, 658	407, 768, 103	0	2, 578, 816	1, 960, 982		119, 923, 890	865, 977, 380
平式のの作用	27.7	6.9	0. 4	2.4	48.8	0.0	0.2	0.07	0.01	13.6	100.0
十,%204,溴	253, 384, 686	62, 865, 803	3, 477, 705	21, 761, 606	446, 665, 823	0	2, 009, 671	675, 917	64,895	124, 426, 066	915, 332, 172
平 ボタフ年 申	25.7	6.8	0.3	2.8	49.5	0.0	0.2	0.1	0.0	14.5	100.0
十)%2 / 牛)类	241,837,480	63, 712, 252	2, 771, 088	26, 717, 237	465, 748, 446	0	1, 672, 817	534, 426	330, 112	136, 759, 593	940, 083, 451
でいるの	26	7	0	3	20	0	0	0	0	14	100
十)兆404)发	243, 172, 259	64, 296, 759	2, 927, 862	27, 253, 266	463, 816, 845	258,000	972, 052	1, 806, 582	74,871	130, 860, 662	935, 439, 158
形成の名乗	24.2	6.8	0.3	3.0	52.5	0.1	0.1	0.1	0.10	12.8	100.0
大学6.2%(十	235, 691, 933	66, 618, 731	2, 863, 039	28, 734, 939	510, 508, 605	510, 304	991, 884	1, 203, 492	914, 379	124, 670, 577	972, 707, 883

※介護扶助費及び医療扶助費には本庁払分を含む。

(出典:生活保護費経理状況調)

表42 「福島県やさしさマーク」施設

表4		さしさマーク」施設		
番号	分 類	建築物等の名称	市町村	交付年度
1	医療施設	白河病院	白河市	平成5年度
2	医療施設	新白河中央病院	白河市	平成5年度
3	官公庁舎	福島県白河合同庁舎	白河市	平成5年度
4	医療施設	渡部病院	矢吹町	平成5年度
5	社会福祉施設等	福島県社会福祉事業団太陽の国病院	西郷村	平成6年度
6	文化施設	矢吹町図書館	矢吹町	平成6年度
7	官公庁舎	白河社会保険事務所	白河市	平成9年度
8	学校等	西郷村第二保育所	西郷村	平成10年度
9	物品販売業	コメリH&G東村店	白河市	平成10年度
1 0	社会福祉施設等	特別養護老人ホーム小峰苑	白河市	平成11年度
1 1	物品販売業	メガステージ白河ダイユーエイト棟	白河市	平成11年度
1 2	物品販売業	メガステージ白河酒・やまや	白河市	平成11年度
1 3	物品販売業	メガステージ白河べる(ベビーチャイルドミルク)棟	白河市	平成11年度
1 4	物品販売業	メガステージ白河ユニクロ棟	白河市	平成11年度
1 5	物品販売業	メガステージ白河ヨークベニマル棟	白河市	平成11年度
1 6	物品販売業	メガステージ白河庄子デンキ (電撃倉庫) 棟	白河市	平成11年度
1 7	物品販売業	メガステージ白河地元館(else)館	白河市	平成11年度
1 8	物品販売業	メガステージ白河マツモトキョシ棟	白河市	平成11年度
1 9	医療施設	きたむら整形外科	矢吹町	平成12年度
2 0	理容・美容所	コワフュール ドゥー ブレッジ	白河市	平成12年度
2 1	社会福祉施設等	白河市表郷福祉センター	白河市	平成12年度
2 2	文化施設	福島県文化財センター白河館	白河市	平成13年度
2 3	医療施設	だいらく歯科クリニック	白河市	平成13年度
2 4	社会福祉施設等	総合社会福祉施設太陽の国太陽の国管理センター	西郷村	平成13年度
2 5	社会福祉施設等	総合社会福祉施設太陽の国太陽の国厚生センター	西郷村	平成13年度
2 6	社会福祉施設等	総合社会福祉施設太陽の国福島県勤労身体障害者体 育館	西郷村	平成13年度
2 7	薬局	(有) 隆矢薬局(あゆみ調剤薬局)	白河市	平成14年度
2 8	医療施設	らくらく医院	白河市	平成14年度
2 9	医療施設	福島県立矢吹病院	矢吹町	平成14年度
3 0	官公庁舎	福島県県南保健福祉事務所	白河市	平成14年度
3 1	社会福祉施設等	介護老人福祉施設寿恵園	棚倉町	平成15年度
3 2	官公庁舎	白河警察署	白河市	平成19年度
3 3	公衆便所	南湖公園菅生舘駐車場トイレ	白河市	平成22年度
3 4	物品販売業	ヨークベニマル白河横町店	白河市	平成23年度
3 5	官公庁舎	棚倉警察署	棚倉町	平成25年度

(出典:福島県やさしさマーク交付先一覧表)

廃止 変更 **試買施設** 1/29 2施設 11点 新規 区分 廃止施設 種別 火葬場 基地納骨堂 許可の ⟨₽ 繖 H30.3.31 現在 改 業用止分 営使停処 纒 尔 點 5) 表43 環境衛生関係施設の年間監視指導状況(平成29年4月1日~平成30年3月31日までを集計したもの) 赘 뼆 # (4)のうち 苦情処理 による 監視件数 84.8 1 施 設 当 り 監視率% 63.6 56.8 32.3 54.3 100.0 120.0 89.5 26.7 100.0 100.0 38.9 95.5 39.7 8.2 93.3 15.0 43.3 ① -----25 66 118 17 74 39 13 80 17 燅 3+4+5 戟 (=A+B+C) 聉 燊 数 監視指導 103 (=A+B+C) # 許可認可 前 及び 届出時の 調査指導 延 件 数 3 15 10 教 許可認可 届出受理 崧 相 303 765 19 49 17 430 秞 総施設数 H30.3.31 黑 | 基 地 ・ 納 骨 堂 | 25 件 定 建 築 物 | 3ビル管理業登録業者 **心館所宿場場場場所所** 非 \$ 業 酒 澶 澶 ュインオヘ[°]レーションクリーニング 無 店 舗 取 次 店 编 築 送 虫 係 設 通公衆浴 水道用水供給事  $\boxtimes$ の公衆浴 準簡易専用水 の他の水浴 用水 **=**K 行 (一般) 関旌 幽 宿 ¥ 长 加 家庭用品 設與 1 ** クリーニング所( 1111111 辮 境 他 밇 佃 眼 田 ら 他 熈 6 豪 챛 種 22 25 30 中 梅 尔 型 営業関係施設 飲料水施設 その他の施設 その他

表44 水道施設等の状況

平成30年3月31日現在 単位:か所 用水供給 簡易専 準簡易専 市町村 上水道 簡易水道 専用水道 給水施設 計 事業 用水道 用水道 白 河 市 (1)(7)(53)(63)(4) (128)3 西 郷 村 1 1 10 30 17 62 9 泉崎村 1 5 15 5 中島村 1 3 1 矢 吹 町 3 28 1 16 5 3 小 計 1 3(1)13(7) 58 (53) 28 (63) 6(4)110(128) 棚倉町 1 3 3 18 8 2 35 矢 祭 町 1 4 5 1 11 3 5 22 塙 町 1 5 8 鮫 川 村 1 1 3 5 計 0 73 小 3 6 28 21 4 11 合 計 1 6(1)5 19(7)86 (53) 49 (63) 17(4)183 (128) 延監視件数 1 6 6 17 23 4 17 74

^{※()}は白河市上水道は厚生労働省管轄のため、白河市専用水道、簡易専用水道、準簡易専用 水道及び給水施設は白河市に権限移譲のため対象外

表45 食品関係営業許可施設

		営業	監	営業件		廃業	違			贝	1分件	数				処分	指導	収去	件数
		施設数	視 件 数	新規	継続	施設数	反 件 数	許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	廃棄命令	回収命令	その 他	告 発	以外 の 措置 件数	票発行数	検体数	不適 件数
	ー 般 食 堂・レ ストラン 等	872	260	65	116	91	1			1									
飲	仕出し屋・弁当屋	125	46	3	8	2												8	
食店	旅館	78	47	3	22	3													
店営	そ の 他	425	638	57	48	57												4	
業	臨時営業(再掲)		31	31															
	( 小 計 )	1,500	991	128	194	153												12	
菓	子製造業	253	269	32	35	29												114	
	臨 時 営 業 ( 再 掲 )		9	9								ļ					ļ		
乳	処 理 業		2														ļ	4	
	別乳さく取処理業																_		
乳	製品製造業	-	2									-					-		
集	乳業											ļ					ļ		
魚	介類販売業 へ 装		64	8	13	11												6	1
	介類せり売り営業		11		1														
	肉 ね り 製 品 製 造 業 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	-			- 1							ļ					ļ	4	
	。 の ホ 凍 又 は ホ 蔵 業 ん 詰 又 は ひ ん 詰		4 15	5	1 7													23	
<u>企</u> 喫	<u>品</u> <u>制</u>		94	17	68	26						-					-	23	
' <del>'</del>	臨時営業(再掲)		34	17	00	20											-		
 あ	の類製造業	-	4		2							-					<del> </del>		
	スクリーム類製造業		6	1	1	2						-					<del> </del>	4	
乳	類 販 売 業		64	14	27	23													
	臨 時 営 業 ( 再 掲 )		1	1															
食	· 肉 処 理 業	8	5	2	1														
食	肉 販 売 業	204	64	13	15	13						İ						4	
食	肉 製 品 製 造 業	5	20	1														51	
乳	酸菌飲料製造業																		
食	用油脂製造業	4	1		1													1	
マ ショ	- ヵ ゛ リ ン 又 は トニンク゛製 造 業																		
7	そ製造業		14		10	2													
醤	油 製 造 業	3	1																
ソ	一ス類製造業	7	4		1														
酒	類 製 造 業	8	5	1	3	2											П	1	
豆	腐 製 造 業	13	16	1	2	2												12	
納	豆 製 造 業	5	3		2														
め	ん 類 製 造 業	44	17	1	6													10	
そ	うざい製造業	103	39	6	9	3												49	
添	加物製造業	1																	
清	涼飲料水製造業	13	9	1														10	
氷	雪 製 造 業																		
氷	雪 販 売 業	3																	
合	計	3,131	1,724	231	399	266	1	İ		1								305	1

### 表46 食品関係営業許可不要施設

												平	成304	年3月31日	<u>現在</u>
		±+ =n ±∟	EF-10 /1. W.	違 反			処分	件数			告	処分 以外	指導票	収去	件数
		施設数	監視件数	件数	営業 禁止	営業 停止	改善命令	廃棄 命令	回収命令	その 他	発	の 措置 件数	発行数	検体数	不適 検体数
	学校	24	14											6	
集 団	病 院 ・ 診 療 所	6	5												
給食	事 業 所	2													
施設	その他(保育所等)	57	32											12	
	( 小 計 )	89	51											18	
乳	さく取業	63													
	漬物製造業	187	3											3	
食口	野 菜 類 ( 漬 物 を 除 く)加 エ 業	43	44											97	
品製造	魚介類加工業														
業	こんにゃく製造業	9	42											111	
	そ の 他	110	59											75	
	( 小 計 )	349	148											286	
野	菜果物販売業	305	55											16	
そ	うざい販売業	205	42												
菓	子(パンを含む)販売業	1, 090	53												
食	品販売業(上記以外)	1, 170	131											18	
	物(法第7条第1項の規定により規格がられたものを除く)の製造業														
添	加物の販売業	103	24												
氷	雪採取業														
器具	・容器包装・おもちゃの製造業														
器具	・容器包装・おもちゃの販売業	162	96												
合	計	3, 536	600											338	

# 表47 食品収去検査結果

		•				1 72			3 1 日現在
食品種 5	検査した	不良	不	良	珇	曲	(延	ベ	数)
	収去検体 数 (実数)	検体数 (実数)	大腸菌群	異	物	添加物使用基準		定 外加 物	その他
魚介類	6	1							1
無加熱摂取冷凍	食品								
冷凍食品 凍結前加熱加熱後摂取	令凍食品 1								
凍結前未加熱加熱後摂	取冷凍食品 6								
魚 介 類 加 工 品	11								
乳類・肉卵類及びその加工と	F 62								
乳 製	7								
乳類加工品	1								
アイスクリーム類・氷菓	4								
穀類及びその加工品	18								
野菜類・果物及びその加工と	R 370								
菓 子 葬	<b>1</b> 34								
清涼飲料フ	k 10								
酒 精 飲 粉	4								
氷   雪									
水									
か ん 詰 び ん 詰 食 品	3								
その他の食	品 17								
添加物									
器具・容器包装・おもちゃ									
2 9 年度末	643								
2 8 年度末	880	0							
2 7 年度末	926	0							
2 6 年度末	809	1	1						
2 5 年度末	892	1							1
2 4 年度末	924	1							
2 3 年度末	132	0							
2 2 年度末	330	0							
2 1 年度末	361	0							2

# 所 在 地

### 〇県南保健福祉事務所

〒961-0074 福島県白河市郭内 1 2 7 番地 電話 市外局番 (0248)

総務企画部	
◇総務企画課	22-5441
	22-5447

健康福祉部	
◇保健福祉課	22-5649
高齢者支援チーム	22-5478
児童家庭支援チーム	22-5647
県中児童相談所白河相談室	
	22-5648
障がい者支援チーム	22-5649

◇生活保護課

◇健康増進課

22-5483

22-5443

生活衛生部	
◇医療薬事課	22-5479
医事薬事チーム	22-5479
感染症予防チーム	22-6405
◇衛生推進課	22-5486
環境衛生チーム	22-5486
食品衛生チーム	22-5487

#### FAX

総務企画部・健康福祉部

22-5451

生活衛生部 23-1252

# ホームページアドレス

http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21130a/

#### Eメールアドレス

kennan.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp



# ○東白川福祉相談コーナー

〒963-6131 福島県東白川郡棚倉町大字関口字上志宝50番地1 福島県棚倉合同庁舎内 電話・FAX(0247)33-2225